# 平城宮木簡一

解説

奈良国立文化財研究所

奈良国立文化財研究所史料　第五冊　別冊

# 平城宮木簡　一　解説

平城宮発掘調査報告Ⅴ

奈良国立文化財研究所

# 序

平城宮跡の発掘調査ではじめて木簡が検出されてよりすでに九年の歳月を経た。この間に出土した木簡はすでに二万点に達している。現在までの発掘は宮全域の一五パーセントに過ぎないから、予想される木簡の数がいかに厖大なものであるかが推測される。

平城宮の発掘はすでに十年を越え、その間に幾多の学術的成果を得たが、その最大のものの一つに木簡の発見があるといってよい。平城宮跡発掘調査そのものにとって、また日本古代史研究史料としての意義については、ここに事新しく云々する必要はないが、我が国書道史上の価値もまた高く、今後その方面での研究が期待される。

しかし、この木簡はそのままでは後世に永く保存することは困難である。従って

その保存は最緊急の問題として、当研究所において保存科学的研究にとりくみ、着々成果をあげているが、なお必ずしも完全な方法を開発しえたとはいいえない。即ち木簡の完全な記録を一日も早く世に出すことがこの保存の一方途として考えられた。そこで平城宮跡発掘調査部史料調査室は、当研究所各研究員の支援のもとにこの史料の公刊事業にとりくんだが、今回公刊した史料のみでも中板の写真原板二千枚におよび、その原板の整理・編集、釈文および解説原稿の作製から校正にいたるまでの作業は、その間に次々に出土する新しい木簡の整理に追われながら進めなければならなかった。そうした努力によりここに第一冊目を公刊することが可能になったが、これを契機として、なるべく速かに第二冊以降の刊行を進めて行く計画である。

なお本書の作製に当っては平城宮跡発掘調査指導委員会の諸先生を始め多くの方々より有益な御指導を賜ったが、とくに赤松俊秀、岸俊男、鈴木一男、直木孝次郎、森鹿三の諸先生には何かとお世話になり多くの御教示を得た。英文要約の翻訳はマ

ネー・L・ヒックマン氏に作成していただいた。また本書の出版に当っては真陽社の中村友吉氏以下多くの方々の献身的な御協力を願った。ここに記して深甚の謝意を表するとともに、諸賢の今後の御協力を心からお願いする次第である。

昭和四四年一一月

奈良国立文化財研究所長
松　下　隆　章

SK219
SE311
SK820
SK87
第二次内裏
第二次内裏
第一次朝堂院
第二次朝堂院
平城宮跡本簡出土地

# 目　次

総　説
第一章　序　　言……三
第二章　木簡出土の遺構……五
一　SK二一九土壙と木簡……五
二　SE三一一井戸と木簡……六
三　SK八二〇土壙と木簡……八
四　SK八七〇土壙と木簡……一三
第三章　木簡の形態と記録内容……一四
一　木　簡　の　形　態……一四
二　木簡の記録内容……一八
A　概　　観……一八
B　木簡の内容分類……二三
C　文　　書……二四

D　つ　け　札……四〇
E　習書楽書類……六四

釈　文

SK二一九土壙出土木簡……六七
SE三一一井戸出土木簡……七四
SK八二〇土壙出土木簡……七五
SK八七〇土壙出土木簡……一九三
索　引……xxxv

# 図版目次


一　SK二一九　文書　請求伝票（一～三）
二　SK二一九　文書　請求伝票ほか（四～九）
三　SK二一九　荷札・付札ほか（一〇～一七）
四　SK二一九　荷札・付札（一八～二四）
五　SK二一九・SE三一一B　雑（二五～二九・四一・四二）
六　SK八二〇　文書　藁検校・薪進上（四三・四四）
七　SK八二〇　文書　宮内省被管官司（四五～五三）
八　SK八二〇　文書　兵衛府・某寮召喚状（五四・五五）
九　SK八二〇　文書　某寮符・某司紺糸進上状ほか（五六～六〇）
一〇　SK八二〇　文書　某府移ほか（六一～六七）
一一　SK八二〇　文書　某月借銭解ほか（六八～七六）
一二　SK八二〇　文書　松原草除・大舎人（七七・七八）
一三　SK八二〇　文書　川口関務所・万葉仮名（七九・一七四）
一四　SK八二〇　文書　某啓状ほか（八〇・一三五・一六六）
一五　SK八二〇　文書　西宮兵衛伝票ほか（八一～八〇・一三四～一三四）
一六　SK八二〇　文書　西宮兵衛伝票（九一・九二）
一七　SK八二〇　文書　西宮兵衛伝票（九三～九八）
一八　SK八二〇　文書　西宮兵衛伝票（九九～一〇一）
一九　SK八二〇　文書　西宮兵衛伝票（一〇二～一一〇）
二〇　SK八二〇　文書　西宮兵衛伝票（一一一～一一六）
二一　SK八二〇　文書　西宮兵衛伝票（一一七～一三三）
二二　SK八二〇　文書　人名（一三六～一四八）
二三　SK八二〇　文書　人名（一四七～一六五）
二四　SK八二〇　文書　人名（一六七～一七三）
二五　SK八二〇　文書　物品伝票（一七五～一七七）
二六　SK八二〇　文書　物品伝票（一七八～一九二）
二七　SK八二〇　文書　物品伝票（一九三～一九九）
二八　SK八二〇　文書　物品伝票（二〇〇～二一〇）
二九　SK八二〇　文書・習書（二一一・五三八～五四〇）
三〇　SK八二〇　文書　物品伝票（二一二・二一三）
三一　SK八二〇　文書　物品伝票（二一四～二二五）
三二　SK八二〇　文書　物品帳簿（二二六～二四四）

三三　SK八二〇　文書　物品帳簿　（三四五～三八二）
三四　SK八二〇　荷札　西海道調綿　（三八三・三八四）
三五　SK八二〇　荷札　西海道調綿　（三八五～三八七）
三六　SK八二〇　荷札　西海道調綿　（三八八～三九二）
三七　SK八二〇　荷札　西海道調綿　（三九三・三九四）
三八　SK八二〇　荷札　西海道調綿　（三九五～三九九）
三九　SK八二〇　荷札　西海道調綿　（四〇一～四〇四）
四〇　SK八二〇　荷札　西海道調綿　（四〇五～四一〇）
四一　SK八二〇　荷札　調・贄　（四〇〇・四一一・四六四）
四二　SK八二〇　荷札　調鰍　（四一一～四一三）
四三　SK八二〇　荷札　調鰍・塩　（四一四～四一八）
四四　SK八二〇　荷札　尾張国調塩　（四一九・四二〇）
四五　SK八二〇　荷札　備前国調塩　（四二一・四二二）
四六　SK八二〇　荷札　調塩　（四二三～四二六）
四七　SK八二〇　荷札　周防国調塩　（四二七～四二九）
四八　SK八二〇　荷札　調塩　（四三〇・四三一）
四九　SK八二〇　荷札　調塩　（四三二～四三六）
五〇　SK八二〇　荷札　上総国調鰒　（四三七～四四〇）
五一　SK八二〇　荷札　調堅魚ほか　（四四一・四四二）
五二　SK八二〇　荷札　調鰒・堅魚ほか　（四四四～四四六）
五三　SK八二〇　荷札　調海産物　（四四七～四五五）
五四　SK八二〇　荷札　中男作物　（四五六・四五七）
五五　SK八二〇　荷札　中男作物・贄　（四五八～四六三）
五六　SK八二〇　荷札　参河国海部贄　（四六四～四六七）
五七　SK八二〇　荷札　参河国海部贄　（四六八～四七二）
五八　SK八二〇　荷札　参河国海部贄　（四七三～四七七）
五九　SK八二〇　荷札　参河国海部贄　（四七八～四八七）
六〇　SK八二〇　荷札　参河国海部贄　（四八八～四九七）
六一　SK八二〇　荷札　諸国贄　（四九八～五〇一）
六二　SK八二〇　荷札　諸国贄　（五〇二～五〇八）
六三　SK八二〇　荷札　贄・白米・麦　（五〇九～五一六）
六四　SK八二〇　荷札　白米　（五一七～五一九）
六五　SK八二〇　荷札　白米・麦　（五二〇～五二三）
六六　SK八二〇　荷札　諸国貢進物　（五二四～五二六）
六七　SK八二〇　荷札　諸国貢進物　（五二七～五二四）
六八　SK八二〇　荷札　諸国貢進物　（五二五～五四三）

六九　SK八二〇　荷札　諸国貢進物（四四四～四五〇）
七〇　SK八二〇　荷札　諸国貢進物（四五一～四六〇）
七一　SK八二〇　付札　鮑・呉桃ほか（四六一～四六九）
七二　SK八二〇　付札　麻須・鮑・末醤・簀ほか（四七〇～四七六）
七三　SK八二〇　付札　櫃・土器・火炉（四七七～四八二）
七四　SK八二〇　付札　西市交易銭ほか（四八三～四八九）
七五　SK八二〇　付札　糸ほか（四九〇～四九六）
七六　SK八二〇　付札　繊維製品（四九七～五三〇）
七七　SK八二〇　付札・雑（五三一～五三七）
七八　SK八二〇　習書（五四一～五四三）
七九　SK八二〇　習書（五四四～五四八）
八〇　SK八二〇　習書（五四九～五五一）
八一　SK八二〇　習書（五五二・五五三）
八二　SK八二〇　習書（五五四～五六一）
八三　SK八二〇　習書（五六二～五七〇）
八四　SK八二〇　習書（五七一～五八〇）
八五　SK八二〇　習書（五八一～五九三）
八六　SK八二〇　習書・雑（五九四～六〇〇）
八七　SK八二〇　習書（六〇一～六〇四）
八八　SK八二〇　雑　杓・墨界（六〇五～六〇七）
八九　SK二一九・八二〇　習書ほか（四八〇・六〇八・六〇九）
九〇　SK八二〇　雑　墨界（六一〇・六一一）
九一　SK八二〇　断片（六一二～六一六）
九二　SK八二〇　断片（六一七～六三一）
九三　SK八二〇　断片（六三二～六四三）
九四　SK八二〇　断片（六四四～六五二）
九五　SK八二〇　断片（六五三～六五八）
九六　SK八二〇　断片（六五九～六八四）
九七　SK八二〇　削屑（六八五～七〇四）
九八　SK八二〇　削屑（七〇五～七三一）
九九　SK八二〇　削屑（七三二～七六二）
一〇〇　SK八二〇　削屑（七六三～八〇三）
一〇一　SK八二〇　断片（八〇三～八〇八）
一〇二　SK八二〇　断片（八〇九～八一四）
一〇三　SK八二〇　断片（八一五～八二三）
一〇四　SK八二〇　断片（八二四～八三〇）

一〇五　SK八二〇　断片　（八三一～八四五）
一〇六　SK八二〇　断片　（八四六～八六八）
一〇七　SK八二〇　断片　（八六九～八七二）
一〇八　SK八二〇　断片　（八七三～八七八）
一〇九　SK八二〇　断片　（八七九～八八三）
一一〇　SK八二〇　断片　（八八四～八九三）
一一一　SK八二〇　断片　（八九四～九〇五）
一一二　SK八二〇　断片　（九〇六～九一八）
一一三　SK八二〇　断片　（九一九～九四四）
一一四　SK八二〇　断片　（九四五～九五八）
一一五　SK八二〇　断片　（九五九～九九四）
一一六　SK八二〇　断片　（九九五～一〇〇八）
一一七　SK八二〇　断片　（一〇〇九～一〇三〇）
一一八　SK八二〇　断片　（一〇三一～一〇四五）
一一九　SK八二〇　断片　（一〇四六～一〇七四）
一二〇　SK八二〇　断片　（一〇七五～一〇九〇）
一二一　SK八二〇　断片　（一〇九一～一一一七）
一二二　SK八二〇　断片　（一一一八～一一四三）
一二三　SK八二〇　断片　（一一四四～一一六七）
一二四　SK八二〇　削屑　（一一六八～一二〇三）
一二五　SK八二〇　削屑　（一二〇四～一二三九）
一二六　SK八二〇　削屑　（一二四〇～一二六一）
一二七　SK八二〇　削屑　（一二六二～一二九二）
一二八　SK八二〇　削屑　（一二九三～一三三六）
一二九　SK八二〇　削屑　（一三三七～一三六二）
一三〇　SK八二〇　削屑　（一三六三～一四〇五）
一三一　SK八二〇　削屑　（一四〇六～一四四四）
一三二　SK八二〇　削屑　（一四四五～一四八八）
一三三　SK八二〇　削屑　（一四八九～一五三一）
一三四　SK八二〇　削屑　（一五三二～一五七六）
一三五　SK八二〇　削屑　（一五七七～一六一九）
一三六　SK八二〇　削屑　（一六二〇～一六六〇）
一三七　SK八二〇　削屑　（一六六一～一七〇二）
一三八　SK八二〇　削屑　（一七〇三～一七四二）
一三九　SK八二〇　削屑　（一七四三～一七八六）
一四〇　SK八二〇　削屑　（一七八七～一八二九）

一四一　SK八二〇　削屑　（一八三〇～一八五）
一四二　SK八七〇　文書　左衛士府・人名　（一八六六～一八九四）
一四三　SK八七〇　文書・付札ほか　（一八九五～一九〇五）
一四四　SK八七〇　断片　（一九〇六～一九二五）

## 挿図目次

第1図　発掘後のSK二一九土壙……六
第2図　SE三一一井戸……七
第3図　SK八二〇土壙と遺物の堆積……九
第4図　木簡の形態……一六・一七
折込別図　平城宮跡木簡出土地点……四／五

## 表目次

第1表　木簡の年号……二
第2表　居延漢簡の分類……一九
第3表　木簡にみえる兵衛……二九
第4表　兵衛員数表……三三
第5表　兵衛出現頻度……三七
第6表　木簡にみえる貢進国……四一
第7表　木簡にみえる郷名一覧……四四・四五・四六
第8表　調物数量……四七

# 凡　例

一、釈文は木簡番号にしたがって配列し、これに木簡の形状・内容等について補注を加えた。

一、釈文の異体・略体(古体)文字は正字体に改めるのを原則とした。ただし、つぎに掲げるものについては略体文字を採った。(　)内は正字。

乱(亂)　万(萬)　ム(某)　余(餘)　礼(禮)　塩(鹽)　尓(爾)　弥(彌)　麁(麤)

一、釈文上段の平体和数字（ゴシック）は木簡番号を示す。

一、釈文下段のアラビア数字は、木簡の長さ・幅・厚さを示す。欠損しているものは、現存部分の法量を括弧つきで示した。最下段の四桁の数字（イタリック）は型式番号を示す。

一、編者において加えた文字にはすべて次の二種の括弧を施した。括弧は原則として右傍に加えたが、割書等においては組版の都合上、左傍に加えた場合もある。

〔　〕　校訂に関する注のうち、本文に置き換わるべき文字を含むもの。

（　）　右以外の校訂注・説明注。

一、本文に加えた符号はつぎの通りである。

ミミ　抹消した字画のあきらかな場合に限り原字の左傍に付した。

■■　抹消により判読困難のもの。

□□□ 欠損文字。

□ 欠損文字のうち字数を数えられないもの。

□ 記載内容からみて上または下に少なくとも一字以上の文字を推定したもの。

「　」 異筆、追筆。

〳〵 合点。

• 木簡の表裏に文字のある場合、その表裏の区別を示す。

カ 編者の加えた注で疑問の残るもの。

ママ 文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。

# 平城宮木簡一　解説

# 総説

## 第一章　序言

昭和三六年一月二四日、平城宮跡中央北部で実施中の第五次調査地域の一土壙から、はじめて木簡を発見した。この予期しなかった発見以後、調査地域が拡大するとともに、木簡の出土点数も増加し、昭和四三年一〇月末では、ほぼ二万点になった。

平城宮出土の木簡は、これまであまり注意されなかったごく少数の発掘または伝世品があったとはいえ、日本において多量に出土した最初の例である。この木簡の示すような木札に文字を書き、事務処理に用いたことやその豊かな記載内容は、これまで想像もできなかったところである。これらは、数少ない奈良時代の文献史料を補うものであり、その研究は奈良時代研究において不可欠のものになりつつある。

奈良国立文化財研究所による平城宮跡の発掘調査は、予備的な昭和三〇年の第一次調査の後、昭和三四年に本格的な調査が開始されてから、満十年にならんとし、その調査成果は『平城宮発掘調査報告』（奈良国立文化財研究

所学報)として、Ⅰ～Ⅳの四冊をすでに公刊している。木簡はそのⅡとⅣに報告該当地域出土のものについて述べたが、今回から木簡を集成した図版を中心にした報告書を作成し、その第一冊として本書を刊行することにした。

この『平城宮木簡一』には、発掘調査開始以来昭和三八年度第一三次発掘調査までに出土した木簡をすべて収録した。最初に木簡が出土したのは、昭和三五年度に宮域内北部中央付近の宮内省大膳職と推定した官衙遺跡のある地域で行なった第五次発掘調査においてであって、天平宝字末年頃に塵芥を処理するためにうがち、埋没した土壙内から四〇点を発見した。ついで、同じく大膳職推定地域内で行なった昭和三七年度第七次発掘調査において、大型の井戸の中から二点の木簡を発見した。さらに昭和三八年に第二次内裏北部外郭内で実施した第一三次発掘調査のとき、二個所の土壙から木簡が出土した。SK八二〇とよぶ土壙は、天平末年頃に埋められたと推定している塵芥処理用のもので、一八四三点の木簡が多量の土器・瓦・木製品とともに出土している。SK八七〇土壙は、ほぼ天平宝字末年頃に埋没したと推定できるもので、四〇点の木簡があった。ここに収めた木簡は、以上四個所の遺構から出土した一九二五点である。

ここに収録した木簡の発掘整理には、平城宮跡発掘調査部員全員があたり、報告書の執筆作成は主として、坪井清足・守田公夫・田中稔・田中琢・狩野久・原秀三郎・横田拓実・工楽善通・鬼頭清明・加藤優・岩本次郎などがおこない、写真撮影には、渡辺衆芳・八幡扶桑・佃幹雄・杉本敏昭があたった。

# 第二章　木簡出土の遺構

ここに収録した木簡は、四個所の遺構から出土した。そのうち二個所は、宮内省大膳職と推定している官衙遺跡のある6ＡＢＯ区にあり、ＳＫ二一九とよぶ土壙とＳＥ三一一の井戸である。残る二個所は、第二次内裏北部外郭内にあたるとみられる6ＡＡＯ区と6ＡＡＢ区にあるＳＫ八二〇およびＳＫ八七〇の土壙である。[一]

## 一　ＳＫ二一九土壙と木簡

ＳＫ二一九土壙は、平城宮発掘調査で最初に木簡が出土した遺構である。この遺構は塵芥処理のための土壙で、宮跡中央北部の6ＡＢＯ区のＢ地区とＣ地区にまたがっている。この土壙は東西三ｍ・南北三・五ｍ・深さ一ｍの北半部と東西三ｍ・南北二・五ｍ・深さ一ｍの南半部からなり、あたかも二個の土壙が相接して穿たれたような形になっている(第一図)。しかし、内部を充たす堆積土には差がなく、同一個体に属する遺物の破片が南北にわかれて出土していることから、二個の土壙がほぼ同時に穿たれ、存続し、一時に埋没されたものと考えている。

遺物は、土壙の周辺から底部にかけて、あたかも外周から投げ込んだような状況で発見された。もっとも多いのは土器類で、ほかに瓦類や木製品、檜皮のような建築材、クルミ・桃の種子などの自然遺物があった。埋没後、常に地下水に浸されていたらしく、、遺物の保存状態は極めて良好であった。

木簡は主として土壙底部の灰色砂質土層中から四〇点検出した。そのうち年紀の明瞭なものは、天平宝字六年のもの(一九・二〇・二九)が三点あり、他に記載内容から宝字七・八年と推定できるもの(一・三五)が二点ある。遺物が同一層から出土していることや壙壁が殆んどくずれていないことなどから、この土壙が開いていたのは、さほど長期間におよんだものとはみられない。木簡の示す年代は、この土壙を埋没した時期にほぼ近く、土壙埋没は天平宝字末年とみている。この木簡の年代によって、同時に出土した他の遺物の年代推定が可能になった。また6ABO区の遺構は、その出土状況から相対的な新旧の関係を推定し、それに基づいて編年しているが、この土壙の掘鑿と建物造営の前後関係を認定することにより、遺構の編年に絶対年代推定のよりどころを与えることが可能になった。さらに、木簡の記載内容から、この地域にあった官衙の性格を究明し、ほぼ宮内省大膳職にあたると推定するにいたった。

なお、土器に文字を墨で書いたものも出土している。土師器の杯の外面に「弁垸勿他人者」「弁坫勿他人取」とあるものなどが注目される。

## 二　SE三一一井戸と木簡

宮内省大膳職があったと推定される6ABO区には、規模の大きい井戸が三個所ある。そのうち、東と中央にある二個所の井戸は昭和三六年夏に

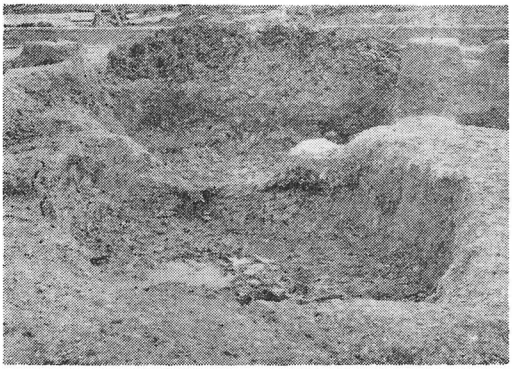

第1図　発掘後のSK 219 土壙

実施した第七次発掘調査において発見したもので、木簡は中央のSE三一一から出土した。

この井戸(第二図)は、方七m・深さ四mほどの土壙を掘り、なかに最初は長方形の材を内法二・二五mほどの井籠形に組んだものを積み重ねて井戸枠としたものである(A井戸)。八世紀末になり、長岡京への遷都とともに、この井戸も放棄され、土砂が堆積するままになっていたが、九世紀の平城上皇による平城宮の再建にともなって、この井戸もふたたび使用された。このとき、朽ちていた井戸枠は下二段を残して撤去され、なかに堆積していた土砂も下一段上部までをとりのぞき、その上に一まわり小さく、ほぼ内法方一・九mの枠を組みなおしている(B井戸)。この再建されたB井戸も、平城上皇の崩御(天長元年)による平城宮の完全な使用停止により放棄され、その底には多量の塵芥がなげこまれるにいたった。

木簡は、八世紀末のA井戸放棄の際に投入された土器・瓦類とともに一点、改造B井戸の塵芥中に一点あった。A井戸では、そのほかに万年通宝・神功開宝と呪詛の人形や「羹所」と墨書した土師器甕が注意される。B井戸には、隆平永宝と多量の土器・瓦・木製品がある。いずれも奈良時代最末期および平安時代初頭と絶対年代を推定しうる貴重な一括基準資料になっている。

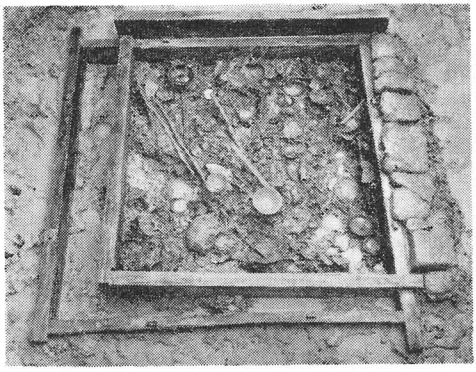

第2図　SE 311 井戸

## 三　SK八二〇土壙と木簡

第二次内裏と我々が推定している一郭は、ほぼ東西一八〇m・南北一九〇mの内郭部分とさらにそれを外から大きく築地でとりかこんだ外郭とからなっている。この内郭部分の北にあたり外郭築地でかこまれた東西に長い地域を昭和三七年から三八年にかけて調査した。その東部にあたる第一三次発掘調査で発見した二個所の土壙から木簡が出土している。

今回報告するもので、もっともまとまった数量の木簡を検出したのは、そのうちのSK八二〇とよぶ土壙からである。この土壙は、昭和三八年夏の第一三次調査で発掘した第二次内裏外郭内東北隅に近い6AAB・U地区にあり、一辺約四mの方形に近い平面形をもち、深さ約二・三mの底部では一辺約三mになっている。平面形がよく整っており、その大きさも適当なところから、発掘当初は井戸ではないかと考えたが、発掘の結果、単にごみ捨て穴としたものであることがわかった(第三図)。

この土壙の底には、厚さ五cm内外で樹葉を主体とした自然遺物の層があり、この層は木簡や人工遺物が比較的少なかった。その上に有機質を多量に含んで暗褐色を呈する厚さ五〇cmほどの土層があり、遺物の多くがこの層に含まれていた。この暗褐色の土層は、上部ほど漸移的に黒色の度合の強い色調をしめし、間に薄い砂や泥の間層をところどころにはさんでいるが、そのなかにはっきりといくつかの層を判別できるようなものではなかった。遺物もとくにまとまった状況でなく、この土層中の全体にわたって各種のものが出土している。この暗褐色土以

上の土壙内は、赤褐色の粘土質土でみたされており、これには少量の土器と瓦を含んでいるのみであった。この赤褐色土は、自然堆積によって生ずるような整然とした土層を示さず、種々の大きさの砂粒や礫が混在し、明らかに壙内に人為的に投入されたとみられる状態にあった。このような壙内の遺物と土層の状況から、この土壙を掘ったのち間もなく、多量の自然遺物類や不用品・塵芥のたぐいを土砂とともに比較的短期間に投入し、一時に土壙を埋めもどして平らにしたといった様子をうかがうことができた。とくに、出土した木質品の類で風雨にさらされて腐朽した痕跡をとどめるものの割合は極めて少なく、ほとんどの木肌が新鮮な状態に保たれていたことは、単にこの土壙内の遺物の保存条件が良好だったことのみでなく、土壙で遺物が風雨にさらされた時間の短かったこと、すなわち土壙内への遺物投入が短期間におこなわれたことを推定させる。このことは、この土壙の木簡以外の遺物の年代を推定するうえで重要なことである。

出土した木簡は、総数一八四三点である。そのうちでは、一度使用した木簡を再使用するために墨書部分を削りとった際に生じた削り屑が最も多く、廃棄するために割ったり折ったりしたものあるいは折損して原形を失い木簡の一部分のみを残すものがつぎに多く、両者をあわせると八割以上に達し、ほぼ完形に近いものは一割にも達しない。この割合はこれまでの平城宮出土木簡の大勢とほぼ一致している。

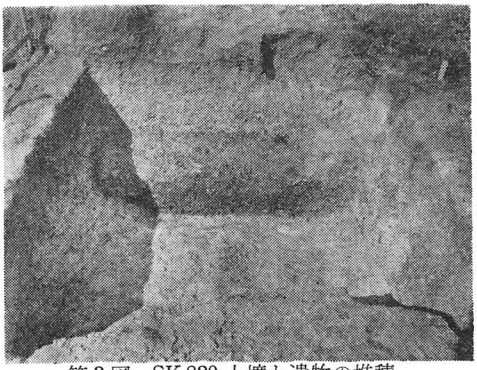

第3図　SK 820 土壙と遺物の堆積

原形を失ったものが多いから、当然記載内容が完結したものも多くない。記載内容が一応判明するものは三割ほどで、それを大別すると文書風な内容をもつものと付札荷札の類がいずれも四割五分ほど、習書落書の類が一割ほどある。その他では、文字の判読しうる程度のものが一割強、墨痕のみあって文字の判読しえないものは六割に近い。

記載内容の明らかなものについては、個々の木簡ごとに簡単に注記し、各木簡に通ずるいくつかの問題を第三章で述べるから、ここでは省略し、土壙埋没年代の推定と関連する問題のみをとりあげておこう。

木簡に年号の記載のあるものが、六三点ある（第一表）。最も古いものは、養老二年の調綿につけた荷札（三八九・三九四）であり、下限は天平一九年七月二三日の付札である（四五六）。この間は三〇年の長さにわたっているが、三〇年間に平均してあるのではなく、大きく二群にわかれ、養老二年から天平四年までの一五年間に一九点が散在しているのに対して、天平一七年から一九年のわずか三個年には四二点が集中している。その二群の間にはいるものとして天平一三年八月（五七）と天平一五年四月（四七四）が各一点ある。この両群におおよそ分れることは、新しい群の上限が一七年九月であるから、天平一二年末から同一七年五月にかけての恭仁遷都にはじまる平城宮の空白期間を考慮すると当然の結果と思われる。しかし、尚子細に両群各々の記載内容を検討すると、古い群に属するものは調綿と調塩の荷札またはそれと推定できるもののみであるのに対し、新しいものは内容も調・贄・中男作物・白米など各種の貢進札のほか官衙の一時的な事務処理の帳簿・伝票など文書風の内容をもつものが含まれるという違いがある。しかもさきにも述べたように土壙の埋没状況は、木簡を含めた遺物類が短期間に投入され、埋め

られたことを示しているから、木簡の年紀の新旧二群の存在は、この土壙が長期間使用されたことや、あるいは埋没時の差を示すものではない。古い群のものは、綿・塩の荷札類であるから保存のきくこの種のもののみがのちになって使用された結果、新しい年紀のものと混在したのかもしれない。荷札が廃棄される時期とそれの付された物品が消費される時期とが符合する蓋然性は強いにしても、なおそこに偶然的な事情の入り得る余地は十分にあるから必ずしもそうとは断定できない。

遺物類の投入が短期間に行なわれたとしてこの土壙の埋没時はいつであろうか。年紀のあるもので最も新しいのは天平一九年七月である。しかも第一表にみるように、天平一九年のものは一七・一八両年に比べて圧倒的に少ない。そのことは、一九年のものには九月・一〇月に地方を発進する調物の荷札が含まれていないことと関連している。したがって、この土壙埋没時は天平一九年の調物の荷札が破棄される以前、すなわち同年の調物が消費される以前におさえることができる。それはおそらく天平一九年をそう遠くへだたらない時期であろう。

この木簡を検出したSK八二〇土壙のある6AAB・U地区は、第二次内裏の外郭をめぐる築地と内郭の築地回廊の間にはさまれて額縁状を呈する内裏外郭部の東北隅に位置する。第二次内裏は、現在の発掘調査の結果から一応天平一七年に恭仁京から遷都した後の内裏であると推定している。[二] この土壙が天平の最末年のごみ棄て穴ならば、すでにこの地域が内裏に

| 年号 | | 西暦 | 点数 |
|---|---|---|---|
| 養老 | 2 | 718 | 2 |
| 養老 | 3 | 719 | 1 |
| 養老 | 7 | 723 | 5 |
| 神亀 | 2 | 725 | 3 |
| 神亀 | 4 | 727 | 3 |
| 天平 | 1 | 729 | 2 |
| 天平 | 3 | 731 | 2 |
| 天平 | 4 | 732 | 1 |
| | | 小計 | 19 |
| 天平 | 13 | 741 | 1 |
| 天平 | 15 | 743 | 1 |
| | | 小計 | 2 |
| 天平 | 17 | 745 | 18 |
| 天平 | 18 | 746 | 19 |
| 天平 | 19 | 747 | 5 |
| | | 小計 | 42 |
| | | **総計** | **63** |

第1表　木簡の年号

なってから穿たれ、埋没されたものということになる。

この土壙中からも木材加工の時に生じた多量の木屑の類や檜皮が出ており、建物造営時の塵芥のたぐいも混入していることは確実である。おそらく、第二次内裏の造営がこの地区付近におよんだ頃に、塵芥を処理した土壙とするのが妥当であろう。

木簡とともに、他の遺物も多量に出土している。二〇〇〇個体はあるかと思われる土器類は、整理中で最終的な結論は出ていないが、天平最末年の一括基準資料として重要なものになる。三彩釉をほどこした小型の薬壺蓋一点や緑釉陶片一点は保存状態の良好な鮮やかな色調を残し、低火度釉陶研究の重要資料になる。土器類には、墨書のあるものが一〇数点あり、「鳥食入器二口」「文選巻」「土盤」や文字遊び風なもの、鳥や雲の絵画など注目すべきものがあり、土製品として土馬が一点ある。瓦類も整理中であるが、編年研究上問題になる資料が含まれている。木製品では、建築材類を加工したときの木屑類が圧倒的に多いが、糸巻・紡錘車・火鑽臼・杓子・箸・曲物容器・漆器や檜扇・人形などがあり、これまで正倉院以外には資料の乏しい奈良時代木製品研究における重要な発見といえる。また、平絹断片や麻紐の類、蓆・籠の断片などもある。自然遺物では、栗・胡桃・桃・瓜・梨など食用になるものの種子や当時の自然環境復元の資料になる樹枝・葉なども多かった。

## 四　SK八七〇土壙と木簡

第二次内裏の内郭築地回廊の東北隅から北へ約二〇mの地点に、東西五m・南北五m・深さ一・三mほどの不

整形の土壙ＳＫ八七〇があった。この土壙の周縁から底にかけて、土器や瓦類とともに木簡がなげこまれたかのごとく埋没していた。遺物は土壙全体にあったのでなく、南半の西から南の縁にかけて多かった。この土壙は浅かったため、他の遺構に比べて、出土遺物の保存状態が悪かった。

木簡は四〇点あるが、ほとんどが折損または腐朽しており、完形に近いものはわずかに四点である。また、年紀をもつものはなく、土壙の埋没年代は木簡からはわからない。しかし、同時に出土した土器は、目下整理中で最終的な結論は出ていないが、さきに述べたＳＫ八二〇のものよりは、むしろ最初に記したＳＫ二一九出土の土器に近いものである。また、「左衛士府」と記された木簡があって、左勇士衛と官名を改めた天平宝字二年八月から八年九月の間ではありえないから、土壙埋没はそれ以後の天平宝字末年にあったものとおもえる。

**註**

一　６ＡＢＯ区や６ＡＡＯ区などの記号は、発掘調査実施上の必要から、宮域内を仮に分割し、それぞれの地域に付したものであり、ＳＫ二一九の類は、発見した遺構に付した一連番号である。その詳細は『平城宮発掘調査報告Ⅱ』奈良国立文化財研究所学報第一五冊(以下『平城宮報告Ⅱ』と略称する)を参照されたい。なお、ＳＫ二一九・ＳＥ三一一とその木簡は『平城宮報告Ⅱ・Ⅳ』で報告し、ＳＫ八二〇・八七〇とその木簡の概略は、「第十三次平城宮発掘調査出土の木簡」(『奈良国立文化財研究所年報一九六四』)で報告した。

二　『平城宮報告Ⅲ』

# 第三章　木簡の形態と記録内容

## 一　木簡の形態

平城宮の発掘調査では、もっぱら木片に文字を墨書したものを木簡とよび、他の木製品と区別している。木簡は、本来その用途、機能に応じた一定の形態をもっているのであるが、そのうちには、使用後の加工や転用などにより、もとの形態を失ったものも多い。さらに、木製の日用雑器の類などで、文字を書いたものがあり、これらも便宜的に木簡に加えて取扱うことにしている。平城宮出土の木簡を、現在遺存している形態をもとに、次の一三型式に分類している(第四図)。

6011型式　短冊形のもので、多くは方頭のままである。文書風な記載内容をもつものに多い。

6019型式　一端が方頭で、他端は折損・腐蝕などにより原形の失われたもの。

6021型式　小形の短いもので、付札類が多い。粗い仕上げのものがある。

6022型式　前型式同様に小形の短いものだが、一端の両角を削りおとして圭頭としたもので、丁寧に仕上げている。小孔をうがち、付札として使用したものがある。

6031型式　短冊形の材の両端に近く、左右から切り込みをいれたものである。圭頭・方頭など種々ある。荷札・

付札に用いている。

6032型式　短冊型の材の一端に近く、左右から切り込みをいれたもので、他端には切り込みはない。圭頭・方頭など種々ある。荷札・付札が多い。

6033型式　6032型式と同じ頭部をもち、切り込みをいれない端部を両側から削って、尖らせたものである。やはり荷札・付札の類が多い。

6039型式　短冊形の材の一端に近く、左右から切り込みをいれたもので、他端は折損あるいは腐蝕して、原形がわからないものを一括する。折損あるいは腐蝕などする以前の原形は6031～6033のいずれかに属するものであったに違いない。

6051型式　短冊形の材の一端を両側から削って尖らせたもので、他端は方頭になるものが多い。多くは荷札・付札に用いられている。

6059型式　短冊形の材の一端を両側から削って尖らせたものだが、他端が折損あるいは腐蝕などにより失われて、原形を知りえないものである。原形はおそらく6033または6051型式であろう。

6061型式　用途をほぼ推定できる木製品、例えば杓や曲物容器などまたはその部品に墨書のあるものである。

6065型式　何らかの用途をもったとみられるが、現在ではそれが判然としない木製品あるいはその部品に墨書のあるものを一括する。

6081型式　折損・切割・腐蝕などによって、原形を失ったものを一括しており、原形はこれまでの型式のいずれ

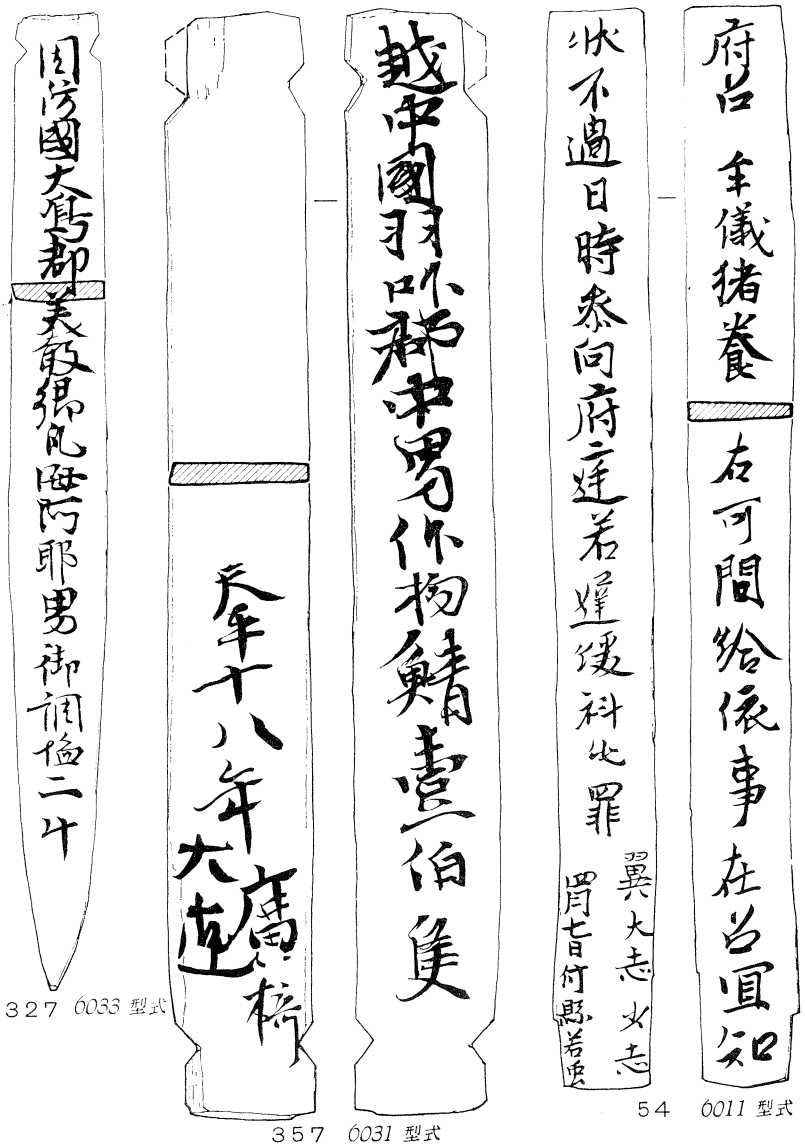


第4図　木簡の形態

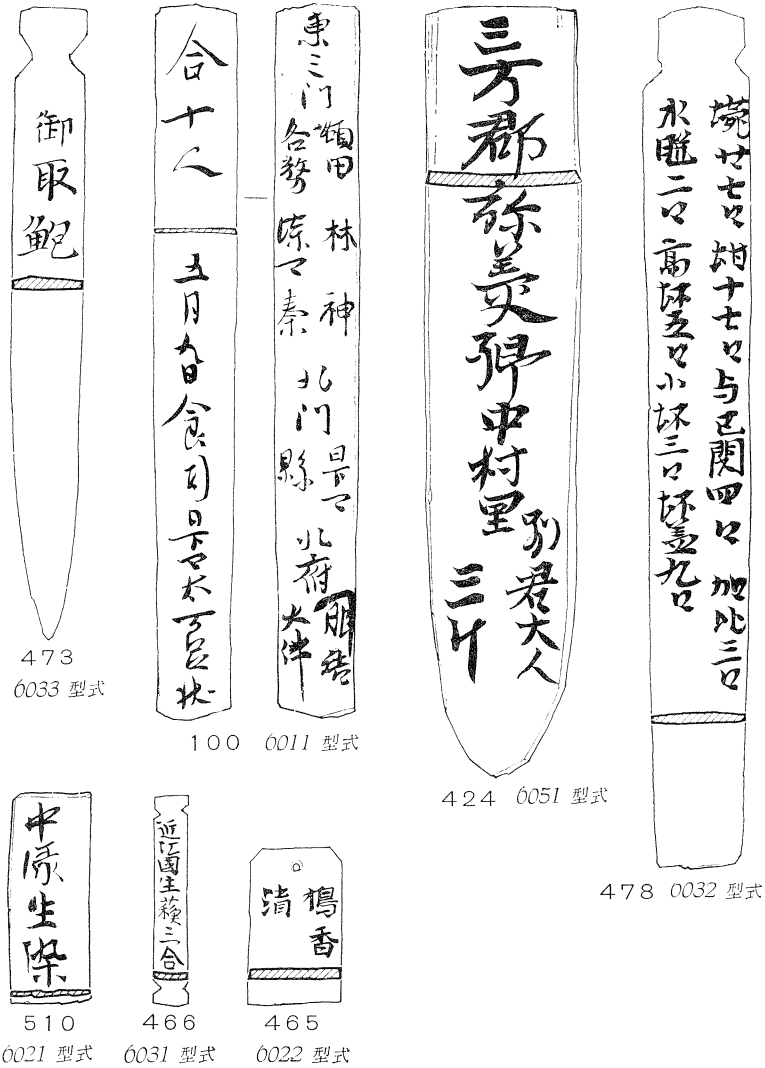
御取鮑
473
6033 型式
合十人
五月分食料
100
林神
北門
縣
0011 型式
三方郡
孫長弾中村里
君大人
三斤
424
6051 型式
478
0032 型式
中原生榮
510
6021 型式
近江国生薬三合
466
6031 型式
鳩香
清
465
6022 型式
0
5
10
15 cm

かに属したものである。

6091型式　木簡は再使用その他の目的で、墨書のある面を薄く削りとることがある。この際にできた削り屑がかなり多量にあり、それを一括して分類した。

## 二　木簡の記録内容

### A　概　観

平城宮木簡がその歴史的淵源を中国にもとめることができることは、大方の異論のないところであろう。中国において、紙が発明される以前、主要な記録材は、竹帛や木片であった。今やその徴証を、片々たる文献資料に求めなくとも、今世紀に入って続々と中国各地で発見された実例をもって証明することができる。なかでも質量ともに最も大きな発見であったのは、一九三〇年、西北科学考査団の中心メンバーであるスウェーデンのベルグマンが、内蒙古自治区エチナ川流域で採集した約一万点の木簡である。これは前漢末から後漢におよぶ匈奴防衛の兵坫基地、居延都尉府の生々しい日常記録である。今日「居延漢簡」の名でわが国においてもひろく紹介されているこの記録は、単に東洋古代史に新資料を提供したにとどまらず、圧倒的な数量と豊富な内容をもって、現在われわれが記録材としての紙に対してもっている安易なイメージを徹底的に破壊し、その前代の姿を明らかにした点において画期的なものであったといえる。

その内容は釈読を完成させた労幹の分類によると、第二表のようになる。

1　文書
　書檄　封検　符券　刑訟
2　符冊
　燧燧　戍役　疾病死亡　銭穀
　名籍　資績　器物　車馬　酒食
　計符　雑符
3　信札
4　経籍
　暦譜　小学　六経諸子　律令
　医方　術数
5　雑類
　無年号　有年号

第2表　居延漢簡の分類

大部分は狭長な木片（材質は白楊木・紅柳木など）に墨書したもので、なかに若干竹簡が含まれる。敦煌近くの玉門関付近でスタインが発見した竹簡一一点は、内容は薬方書で、これはむしろ内地から将来された貴重書と考えるべきもののようである。居延出土のものに竹簡が極めて少ない理由はこの地方に竹が生育しないことと関係していると推定されている。しかし竹簡が基本型であることは、簡の字義からも想定されるところであり、木簡が狭長な薄片であるのは、竹簡の製法、すなわち竹の節を切り落して縦に裂く場合に竹のまるみを考慮して、幅を狭く裂く必要から狭長にならざるを得ないということに影響されたものであると指摘されていることも、この場合注目される。尺書・尺籍・尺牘なることばは簡がおよそ漢尺の一尺（二〇cm程度）相当の長さにつくられたことに拠るものといわれる。したがって一簡に入り得る字数は、二〇字乃至三〇字程度で、より多くの文字を記録する必要がある場合、簡を編綴する必要がある。事実、居延ではその実例として、七六簡を麻縄で編んだ広地南部候の兵物簿、永光二年の甲渠候官から居延都尉府に提出した賜暇申請文書の二例が発見されている。因みに文字「冊」は、ひもで上下二条に編んだ簡の象形文字である。

ところで居延漢簡は前漢武帝末年から後漢初頭にかけての紙以前の時代の記録であるが、スウェン＝ヘディンが一九〇一年楼蘭古址で紙の文書と共に発見した木札文書や、オウレル＝スタインが第一回、第二回の探検で同

地区付近から発見した木簡はいずれも、紀元後三・四世紀のものと推定されるものである。すなわち紙が発明されて以後のものに属する。点数も少なく断簡類が多いためその全容は尚充分明らかではないが、中国において紙が発明された後、記録材として紙木併用の時代がしばらく続くのである。中国において木簡の使用がいつ終焉するのか、この問題は今後の検討に委ねられている。[一]

さて、紙木併用時代の産物である平城宮木簡の記録内容はどのような特徴をもっているものであろうか。記事そのものの解説にうつる前に、ここで木簡の文献上の徴証をつき合せて若干の概観をあたえておこう。

すでにはやく滝川政次郎は、秋田県払田柵址出土の「件糊請取閏四月廿六日寺寿生仙氏監」という一片の木札文書に関連して『短冊考』なる論文を発表し、古い時期の文献にみる「短冊」（「短籍」「短策」「短尺」などとも書かれる）は、和歌、俳句の料紙の意ではなく、木札に書かれた記録であることを論じた（『古代学』第七巻二号所収）。「短籍を何事にまれ、ださいささかの事を書く物なり、但し歌をかくは遙に後のことなり」と注意した本居宣長の説（『玉勝間』一四）、これをうけた『古事類苑』編者の説をさらに発展させたものということができる。滝川は次のような文献事例をあげるのである。1『続日本紀』天平二年正月辛丑条にみえる、仁義礼智信の五文字を各々書いて、これを探させ物を賜うたという短籍、2『日本霊異記』中巻第二八話にみえる大安寺大修多羅供銭四貫につけた短籍、3『三代実録』『延喜式』『儀式』にみえる擬階奏の際に提出する成選短冊、4『延喜式』主鈴の飛駅儲料にみえる短冊二〇枚。滝川はこれらをいずれも木札にしるされた記録であると推定したが、この見解はおおよそ平城宮出土の木簡によって実例をもって証されたものといってよいであろう。例えば、2の品物を表記する

ための付札類は、本図録中にも相当数の分量を占め（例えばPL.71～76をみよ）、また正倉院にもこの種の付札が数点現存しているのである。[二] 3の成選短冊が木札であるかは尚不確かであるとはいえ、昭和四一年一〇月に宮跡東南隅の築地大垣内側の溝で発見した考課関係の木簡[三]は、短冊型の材の上方側面に小孔を貫通した特異な形態のもので、これがどのような段階の事務処理に必要とされた文書であるのかは今後検討されるべき問題であるが、延喜式部式にいうところの成選の短冊と同類の性格をもつことは注意されてよいところである。

古い文献にみえる短冊なる用語が木札文書を意味するという滝川の見解は、およそ妥当なものとおもわれるのであるが、さらに、ここで二、三の木簡に関する文献徴証をあげておきたい。

天平宝字六年一二月一五日の日付をもつ造石山院に関する一通の正倉院文書（史館本）に「板写公文」なる用語がみえるのである。[四] この用語は正倉院文書中においてもこの一例に限られるようであるから、これが果して木簡と同質のものを意味するかは未詳であるが、その可能性も全く否定し難いようにおもわれる。同文書は、石山院の造営が完了した後の残務整理のために書かれたもので、海藻・醬などの残物を書きあげたあと、「但(下)道主板写公文未了」として、追記に阿刀乙万呂を二箇日「為二板写公文読合并経所食口抜出一」に請うところであると記している。のちに触れるように、平城宮木簡の中で、諸官衙の日常的な出納事務などの際の手控えないし覚え書が、かなりの分量を占めることと関連して「板写公文」は注目されてよいとおもわれる。

つぎに、本図録収載分以後に出土したいわゆる過所をとりあげる。[五] これには年紀はないが、それにみえる官位の記法が大宝令に拠ったものであること、および出土遺構が朱雀門造営直前の溝であることから、この年紀を尚

幅せまく限定し得るのであって、平城京造営期の早い時期とみて誤りないとおもわれる。『続日本紀』霊亀元年五月朔日条には「始〻今、諸国百姓、往来過所、用〻当国印〻焉」とある。この記事は諸国の朝集使に勅したもので、その前文には「天下百姓」が本貫に背いて他郷に流宕して、課役を忌避し、浮浪逗留が三月以上になるものはその地において調庸を輸さしめるといういわゆる土断法の記事がある。したがって諸国百姓の過所に当国の印を用いさせたことも上記の前文と深く関連していることで、百姓の逃亡・移動を禁ずる政策と理解される。この記事には過所に当国の印を用いよとあるのみであるが、公式令集解古記が同日の格を引用していて、「過所符者、随〻便用〻竹木〻」という養老令にはない大宝令文の注を記している点が注意される。すなわち、これによって霊亀元年の改正は、それまで過所に竹木を使うことを認めていたのを改めて、国印をおすために竹木の使用を禁じ紙に書くことを命じたものであることが了解されるのである。延暦二年伊勢国計会帳には「判給百姓過所廿五紙」とあって、過所が紙に記されたものであることがわかる。したがって平城宮出土の過所は、和銅八年の改正以前に属することになるが、そのことは前述の過所の推定年紀とも符合するのである。

以上、管見の限りで木簡に関する文献資料をあげたが、これは誠に微々たるものである。そのことは木簡が少なくとも律令制の文書主義の中で正統な地位を与えられず、紙の記録に対していわば補助的、副次的役割にとどまることと関係しているものであろう。木簡には公文書の証明として欠くことのできない官印がおされることはなく、一簡に入り得る文字数にも制限がある、などのことは、木簡の記録材としての限界を示すものである。

しかしながらそのことは、木簡の資料的価値をいささかも損うものではなく、以下に各項ごとにその解説をつ

けるように、文献からは知ることのできない律令制官僚組織の運用実態を具体的に伝える好資料であり、また正史の伝える史実を日常的な生活の断面から裏づける資料でもある。さらに調など律令政府に貢進される物資につけた付札の類は、単に地方貢進物の種類を知り得るだけでなく、その記載形式は貢納形態を推測させるし、調・中男作物・雑役・贄などの税目の具体像を示す新資料であるなど、その一端をとりあげてもその資料価値は高く評価すべきものである。

このような記録材としての木片の利用がいつに始まり、いつ終焉するのかの問題は、それ自身甚だ興味あることであり、今後の検討に委ねたいが、ここでは次のことだけをつけ加えておきたい。さきに触れたように、過所に木札を使用することが、霊亀元年の改正で禁止ないし制限される事態は、この時期頃から律令体制の官僚的支配がより徹底化してくる事象と符合するものであって、平城宮の時代以前には、公用文書に木・竹簡を使用することがさらに広汎に行なわれていたことを暗示するのである。平城宮出土の木簡が、わが国における木・竹簡の歴史においてどのような位置を占めるのかは今後に期待される各地の遺跡の調査をまって明らかにされるであろう。

## B　木簡の内容分類

平城宮木簡の記載内容は、大別すればつぎのように分類することができる。

「文書」　つぎの物資のつけ札に対して、諸官衙のさまざまな記録、官人の書状などを一括して「文書」と仮称する。これを一応、文書の形式によって文書と帳簿・伝票にわける。

**文書**　ここにいう文書は、書式上何らかの形で授受関係が明らかにされているものを指す。文書の差出者及び

受取者が明記されているものはもちろんのこと、充所はないがいずれかに差し出したことを示す用語（例えば「請」など）があるものもこの中に含まれる。図録で文書と分類したもの。

**帳簿・伝票**　形式上、文書の授受関係が明記されていないもので、諸官衙の物資の出納（支給・請求・購入など）、人件の異動などに関する記録である。

「つけ札」　荷札と付札にわけることができる。

**荷札**　中央政府に貢進される調などの荷物につけた木札を次の付札に対して、荷札と仮称する。

**付札**　おもに宮内で物品の保管・管理のためにつけた木札。

習書・楽書

その他

以下おのおのについて簡単に説明を加えてゆくことにする。

## C　文　書

**文書**　これには公式令に定められた書き方に準拠しているもの、また、公式令には定められていないが、公式令の文書の書き方と近似したもの、さらにこれが簡略化されたものなどがある。

公式令に定められた文書は充所、差出者との上下関係如何によって書き方を定めている。即ち所管（の官司）から被管に下す文書（これを符式という）、この逆に被管から所管に差し出す文書（解式）、また上下関係にない官司間でとり交わす文書（移式）などさまざまである。木簡では、例えば次のようなものがある。

「符三野部石島等　□□□　　「莫為怠遅符到奉行
右為打　勅旨紙召宜知此状以　　大属錦部連真道
□□□□□」　　□□□」　（五六）

これは或る官司（図書寮か）が三野部石島らに対して勅旨紙を打たせるために出頭するよう命令したもので、この記載内容は、「右為打　勅旨紙……符到奉行」という本文の書始めと書止め、差出者大属錦部連真道の署名などを具え、また、本文中「勅旨紙」の上の一字分を闕字としている点など、いずれも公式令に規定されたものである。この文書は明らかに公式様文書の体裁をととのえており、その代表的なものといえる。この他に公式様文書としては、その全文を知り得ないが移式（六一）図書寮解文（四八）などがみられる。また、官人が月借銭のためにおそらく公式様文書に準じて作成したと理解できる証文の解文が一通残っている（四〇）。

上述の官人召喚の符式は公式様文書であったが、これに近似した「召」という書き方の文書がある。

「府召　牟儀猪養　右可問給依事在召宜知」「状不過日時参向府庭若遅緩科必罪翼　大志　少志　四月七日　付県若虫」（五四）

これも内容は兵衛府が牟儀猪養を召喚したもので、符式と内容的には何ら変わるところがない命令書である。本文の書始め・書止め・四等官の署名・月日などを具えた文字通りの文書である。この他にも某寮が錦部岡万呂を召喚した同じような内容の文書がある（五五）。正倉院文書にもこの書き方の文書は散見し、例えば写経所が経師等を召喚するときに使用されているところをみると、「召」文書は相当一般的に使用されていたことがわかる。[六]

以上の他に非常に簡略化された文書がある。

「請御食　川内五百足　田口牛甘」（一〇四）

これは二人の兵衛の食料請求に関係したものであるが、文書の差出者・充所も文面からは不明で、署名・年月日なども欠いており、伝達しようとする内容のみを記したものである。おそらく文書の差出者と受取者の両者間に、一定の諒解がなり立っている場合にこうした簡略な文書が発行されたものと考えられる。

**帳簿・伝票**　これは物品の支給・請求・購入などに関係した主として帳簿・伝票類をいう。即ち、官司が物品の支給・請求・購入にあたって、日別に記録した帳簿的なものや伝票などである。。たとえば、

「八月十九日請古御酒□〔三カ〕升　又廿□〔日カ〕請□〔御酒カ〕□三升　又廿二日古御酒三升……」（一七七）

がある。これは日毎に請求した古酒の量を帳簿風に書きあげていったものである。また、断片的でよくわからないが、下記のような長方形の材を横にして記録した絁の支給簿と考えられるものもある。これも日別に絁を支給していった帳簿で、少なくとも二日間にわたるものである。一枚の木簡にある程度の日数にわたるものを記す必要があるとすると、たてに長いものよりもある程度幅広い、横に長いものの方が便利である。この文書が長方形の材を横にして記録したものであることは帳簿の一つの性格からくるものである。つぎに帳簿とは呼びにくいが、官司が物品を購入したり、支給、請求したとき、その覚えとして控えておく場合があった。例えば、

「瓠七十二口大廿口直銭百六十文各充八文
小五十二口直銭百五十六文各充三文」　「合参伯壱拾陸文」（三三）

がある。これは瓠を購入したときの支払い高三一六文の覚えである。このようにして官司は出納

「日絁十
匹小田治□
給（二二六）
□播料
一
廿日□〔絁〕
□練料
□〔三カ〕
□虫
一匹
□□宮
□匹給
三匹
〔三〕
□匹□」

を行ない、この木札を集計することにより、日別、月別の支出を計算したのではないかと考えられる。この最もよい例が八月二八日に某官司が紺糸を進上したことを示すもので、それには進上に関する責任者として、山口伊美吉の署名がある。

「八月廿八日進紺糸二斤六両一分□□□附薬□」「正六位上行正勲十二等山口伊美吉　天平十三年」(三七)

これからみると官司では物品の授受にあたっては一件ごとに木札に記して出納の覚えとしたものと考えられる。それ故、この種のものが多数集まった場合、ただ「八月廿八日」という日付だけでは年代がわからなくなる恐れがあるので、責任者の署名の下に覚えの意味で「天平十三年」と記したのである。これは、前の蘊の購入伝票と同様、木簡が一つの覚えとして極めて有効に使用されたよい例である。

当時、支給・請求また購入などの物品の授受が行なわれるとき、これをどのように手控えとして記載し残したのかはっきりはしない。しかし、例えば正倉院文書をみると、一つの事業（例えば写経）が終了すると、必ずその決算報告というものが出されている。この決算報告は、日々の物品の購入から請求・支給の各段階でそれぞれ出入を控えておかなければ到底作成できるものではない。上述の木簡の性格はこの点で注目すべきである。

**西宮兵衛伝票**　SK八二〇土壙出土の木簡のうち、西宮兵衛に関する類似の資料が四三点にのぼる（九一～一三〇・一三三～一三四）。これは同土壙出土のものでは際立った資料であり、出土遺構近傍の性格を考える上でも有力な材料になるであろう。それは例えば、

「西宮東一門　室川上　矢田部茨田　膳館　右七人」「二三野　檜前土師　錦部尾張　漆部　合六人」（九二）

とあるごときものである。書式はおおよそ西宮の門名をあげてその下に人名を列記し、その員数を合計するやり方である。なかに西宮を冠せず、門名からはじまるものもあるが（一〇〇・一〇三など）、書式・内容ともにあい通ずるものであるから西宮の門に関する記事であることはまちがいない。九四・一〇三は右のものと全く書式を異にするが、そこにあがっている人名二人のうちの一人が、西宮の門を明記した他の木簡にみえること（九六）から推して関連資料としてあつかった。なお「大宮□□（南一カ）」（一三一）、「□方□（北）（内カ）一門」（一三〇）とあるのが西宮とはやや系統を異にするようであるが、それもこの中にふくめた。

ところで、この資料はいずれも年紀を欠いている。文書としての木簡に年紀の記載がないのはこれに限ったことではなく、むしろ一般に認められるところである。そのことは文書としての木簡の一つの性格を示すものとしてすでに述べたことがある。[七] そればかりかこれらの記事には月日を記しているものさえ一例のみである。それはともかく、この資料の年紀は、SK八二〇土壙出土の年紀を欠く他の文書同様、おそらくは天平一七年五月の平城還都後に属し、天平末年もしくはそれをそう遠く下らないものと推定してよいであろう。

さて、ここにみえる人名が兵衛であることは、すべてに注記があるわけではない。しかしながらその一つに、

「北炬兵衛礒石前　宗我錦部　八戸（戸カ）道守　河内枝井　養徳田部　「若麻尾張　合十二人　」（九一）

と明記されていること、のちに述べる記事内容から判断して、これらが兵衛の記録であることは明白である。記載されている人名は第三表のごとく姓にして五一にのぼる。尚この中で姓名がわかるものが一〇人ある。また、番長が一人みえる（九六）。因みに職員令によると、左右府各四百人の兵衛に対して番長はそれぞれ四人配属されて

| 門　名 | 兵　衛　姓　名 |
|---|---|
| 南　門　(5) | 大野，春部，上，君子，日下部，春米，船，茨田(2)，室 |
| 角　門　(2) | 鴨，達沙，丹比部，奈林 |
| 東一門　(7) | 敢，大伴(2)，膳，川上(4)，君子，多紀，錦，錦部，茨田(5)，室，矢田部 |
| 東二門　(8) | 綾(2)，漆部，大原，尾張，軽，奈林(3)，錦部，額田，土師(2)，檜前，三野(3) |
| 東三門　(2) | 漆部，各務，丹比部，錦部，額田(2)，秦，林，茨田，神 |
| 三　門　(1) | 番長，安曇鳥，大原大魚，上広足，田口牛甘，民金万呂 |
| 北炬門　(1) | 礒，石前，枝井，尾張，河内，宗我，田部，道守，錦部，八戸，養徳，若麻 |
| 北　門　(1) | 縣，日下部 |
| 北　府　(1) | 大伴，服結 |
| その他（推定を含む） | 県若虫，大伴，大原大魚，大原，尾張，各務(2)，膳広麻呂，春部，上広足，上，勝，川上足桙(2)，川上，河内五百足(2)，河内，紀，君子，日下部，田口牛甘(2)，丹波，鳥取，錦部岡万呂，錦部，土師(2)，秦古麻呂，秦，林，檜前舎人倭麻呂，茨田(4)，三野，三野部石島，神，牟儀猪養，室(3)，矢田部(5)，養徳 |

第3表　木簡にみえる兵衛　　カッコの数字は頻度数

いるから、番長一人は一〇〇人の兵衛集団を統轄する形になっている。集解の釈、古記両説によると、番長は四〇〇人の兵衛の中から選ばれる。

つぎに、記事内容にたちいって検討を加えることにする。まず西宮とはどのような場所を意味するのであろうか。[八] 門部が宮城一二大門を、衛門と衛士が中門を防守するのに対して、兵衛が禁守するのは閤門（内門）すなわち内裏の門であるから、西宮は内裏ないしそれに準ずる施設であったことは疑う余地がない（職員令、宮衛令集解宮閤門条諸説、同奉勅夜開門条古記所引八一例）。ところで、西宮の文献資料としてはつぎのようなものがある。『続日本紀』には、西宮は称徳朝に限ってみられる宮殿名である。神護景雲四年八月称徳天皇は西宮寝殿で崩御したとあるから、この時期において神護景雲元年四月あらたに峻工した東院玉殿とならぶ重要な施設であったことがわかる。そのほか、平城宮の西宮か否かは確かではないが、正倉院文書の中に長官宮の天平感宝元年五月二一日宣によって、文殊師利問経一部二巻を西宮に奉請する記事がみえるのである（『大日本古文書』二

四の一八二)。また天長二年宣勅により、平城上皇(天長元年崩御)の親王らに平城西宮の使用を許したとある記事(類聚符宣抄巻六)は、大同四年以降崩御までの一五年間平城上皇が御在所とした平城宮を理解する上で重要であるばかりではなく、平城宮の歴史を通じて西宮が存在したことをうかがうことのできる史料として注目に価する。また『続日本紀』養老元年四月条には、西朝なる施設がみえ、ここに天皇が出御して大隅・薩摩の隼人らが風俗の歌舞を奏したことが記されているが、西宮に関連して併せて参考にされるべきものである。ただし、以上の文献にみえる西宮がいずれも同一の特定施設を指しているかは不明である。『続日本紀』にみえる東院・東宮・中宮などとならべて考えるなら、西宮は平城宮のなかで西に位置した内裏ないし内裏に準ずる施設であると考えられるのであり、このように位置関係でよばれた宮殿名であるとすると、それ自体は相対的なものであるから、時期により異なることがあったかもしれないのである。天皇・皇后・夫人・太上天皇・皇太后・皇太子などが同時に存在する時期にはとくに、それぞれに別個の宮を造営することが多かったから、それらは必ずしも平城宮内とは限らないにしても、そのいくつかは宮内につくられたとみなければならないのである。

さて、いま問題にしている西宮関係の木簡が発見されたのはいわゆる第二次内裏地区内である。方八町の平城宮に限ってみれば、東に偏った地域である。しかも、木簡を発見した遺構は溝などとちがい土壙であるから、廃棄した当初と比べて遺物の移動はあり得るはずがなく、またかつてこの木簡が使われた場所もその近くにあると解するのがもっとも自然であるから、SK八二〇土壙の近傍に西宮を予想することが妥当であろう。いわゆる第二次内裏とよんでいるものが、少なくともこの木簡が作成された時点、すなわち天平末年前後において西宮とよ

ばれたのではなかろうか。

方八町内の東に位置する第二次内裏地区から西宮の木簡が発見されたことは、ここ数年来の方八町外の東域部の調査結果と併せ考えると極めて興味ある事実なのである。調査成果によれば、平城宮東面築地大垣はこれまでの推定線から約二五〇m東によった線上にあり、したがってそれだけ宮域は大きかった事実が明らかになったのである。少なくとも養老神亀年間にはそのようなこれまでの推定以上に拡大した平城宮を想定できるのであり、またその拡がった地域に、『続日本紀』にみえる東院・東院玉殿・東宮などが所在したことも出土遺物類の特殊性から考えてほぼまちがいのないところである。平城宮をそのように理解することができるなら、この東域部に対して西に位置する第二次内裏地区が西宮とよばれた可能性がある。しかし、この問題は重要であるから、今後の発掘調査をまって詳細に検討することとして、いまは以上のごとき一応の見通しをのべるにとどめたい。

西宮の門ないし施設として木簡に記載されているものは、南門・角門・東一・二・三門・北門・北炬門・北府などであるが、これらはさきにも少しふれたが、いずれも西宮のいわゆる内門に比定されるものである。「外門、謂最外四面十二大門也、主当門司、謂門部也、其中門、謂衛門与衛士共防守也、門始著籍此門也、内門、謂兵衛主当門之也」（宮衛令集解宮閤門条古記）などの資料から、宮城は内裏を中心に内門（閤門）、中門（宮門）、外門（宮城門）の三重の門壁にかこまれる構造になっており、内裏の内門は兵衛が守衛するものであることが知られるからである。外門が宮城一二門であることは問題がないが、中門・内門がどういうものかは、平安宮では内裏を二重に囲む建礼門一郭・承明門一郭がこれに相当するようであり、平城宮の場合は、第二次内裏地区についていうなら

ば、これまでの発掘調査で明らかにされたところにより、内裏を囲む内郭築地回廊およびその外まわりに大極殿をふくめてとりこむ外郭築地がそれぞれ内門一郭・中門一郭に当ると判断される。兵衛はその築地回廊に開かれた内門を防衛したものとおもわれ、問題の木簡が内郭と外郭の間から発見されたことも偶然ではなかろう。

南門は西宮の正門であろう。[九] 角門は木簡には南門とともに記載され、兵衛の員数も両者あわせて通計しているから、南門近くで(その東寄りか)南面した脇門であろう(九五・九九)。東側には、三門が開いていたことがわかるが、東一・二・三とあるのは南から北へ番づけしたものである。東一・二門が同一の木簡に併記されているのに対し(九三・九七・九八・一〇一・一〇五・一一八)、東三門は北門、北府と同じ木簡にみえるからである(一〇〇)。北門は南門に対するもので、北側には角門はみあたらない。北炬門は、令制でいうところのいわゆる理門であり、宮衛令によると夜間は外・中・内の各門について、それぞれ一個所の門だけを開き、炬を焚いて人々の出入を監察したとあり、その門が理門とよばれた。北炬門という表記から、西宮は北門を理門としたのであろう。北府は西宮禁衛の兵衛の詰所であろうか。これら諸門府は木簡の記載法からおよそ次の三つのグループにまとめられていることがわかる。すなわち、(1)南門と角門、(2)東一門・東二門、(3)東三門・北門・北府である。

以上のごとく木簡に記載されている門府は、西宮の南・北と東側のものに限られているという特徴があり、西門はまったくみあたらない。そのことは、木簡出土の土壙が第二次内裏地区の外郭の東北隅に位置していることとも関連して注目されることである。あえて臆測するならば、西門関係のものがな

| 門名 | 兵衛員数 |
|---|---|
| 南　門 | 3 4 |
| 角　門 | 2 2 |
| 東一門 | 2 2 4 4 7(6) |
| 東二門 | 1 4 4 4 6 |
| 東三門 | 6 5＋α |
| 北　門 | 2 |
| 北　府 | 2 |
| 北炬門 | 12 |

第4表　兵衛員数表

いことは左兵衛府に関する記録であるからかもしれない。延喜左右衛府式によると、平安宮城一四門のうち、朱雀(南正面)・偉鑑(北正面)の二門は左右府が相共にあるいは交替に衛るのに対し、残り一二門は左右府がそれぞれ六門ずつをうけもち、東半の門は左府が、西半は右府が守衛するとされていることが参照されるのである。

つぎに、各門に分配されている兵衛の員数をみておこう。それは第四表のごとくである。事例は必ずしも充分ではなく、また各門について員数の出入がかなりみられる。たとえば東一門の場合、二人・四人・六人の幅がある。ただし例数の多い員数は東一門・東二門では四人であり、各門についてもおよその傾向はうかがわれる。南門と角門で六人、東一門・東二門が各四人、東三門が六人、北門・北府が各二人として、計二四人の兵衛が西宮の東半部分の門の守衛についた員数ということになる。夜間守衛はその半数の一二人の例が知られる。

さて、それではいったい、この西宮兵衛の木簡はいかなる目的で記録されたものなのであろうか。毎日の西宮諸門を守る兵衛をわりふるためにもこのような記録は必要とされたであろう。しかしそればかりではなく、これに特殊な目的のあったことが片々とではあるが、「朝夕料」(九七)、「食司日下部太万呂状」(一〇〇)などの記事からうかがわれる。朝夕料はいうまでもなく常食料であり、食司はいわば兵衛の食料事務担当官であろうから、何らか兵衛の食料に関して作成された文書であることが知られるのである。さらにこの一括資料には、「飯請」(九四)、「請御食」(一〇三)にはじまる兵衛の食料(飯)請求文書であることが明らかなものが含まれている。したがって、このような記事から判断すると、西宮某門ではじまるものも単に兵衛を諸門に分配するだけの記録ではなく、そのことによって某月某日門衛についた兵衛の食料をいずれかへ請求することを目的とした記録であるとみられるのである。

ここにいう食料とは、実際に内門の守衛についた兵衛に対して支給される飯（朝夕料）であろう。兵衛にはいわば生活給（米）として一般官人に広く支給される月料、あるいは大同四年四月一日格にみえる番上粮（日一升）のごとき食料が与えられたとおもわれ[一〇]、問題の兵衛の食料はそのようなものであったかもしれない。

ところで月料・番上粮などの給米は宮内省大炊寮が行なうのであるが、この木簡の食料請求が直接大炊寮にあてられたものであるのか、或いは兵衛本府が翌月分を予定して一括して大炊寮からさきにうけとっているもの（延喜太政官式など）に対して、西宮門衛の兵衛が請求したものかはなお明らかでないが、いずれかといえば後者の可能性が大きいと思われる。しかしながら、さきにも述べたように、この木簡では兵衛一般ではなく、西宮の兵衛に関するものであり、またこれを発見した地点はいわゆる第二次内裏の外郭であり、この西宮兵衛の木簡を処理したところは、宮内省大炊寮でも兵衛の本府（左兵衛府か）そのものでもなく、西宮東半部分警衛の任務をもつ兵衛詰所なのではなかろうか。西宮兵衛関係の記録以外に、この地点から兵衛本府が兵衛と推定できる牟儀猪養を召喚している文書が発見されているが（五四）、これをうけとったところとして、兵衛詰所のごときものを想定するのがもっともふさわしいことも右の推定をたすけよう（五五・五六もその関連史料）。

それならば問題の木簡はこの詰所に対して、例えば西宮の門衛に分配された兵衛がその日の朝夕料を請求したごときものなのであろうか。資料ののこり方からいえばそのように考えるのが有力のようであるが、しかし食料を請求している100の「食司」は西宮兵衛詰所の食料担当官と解するのが妥当であるから、食料はやはり詰所から本府（あるいは大炊寮か）に対して請求したものとしなければならないであろう。そうとすると、この木簡が請求先

ではなく支給をもとめた側に廃棄されたことの説明が必要であるが、一つの考え方として本府が食料を支給する際に、それが誰に支給されるものであるかを明らかにするために、問題の請求伝票を食料につけてもどしたものと解してはいかがであろうか。

さて、つぎに門衛にあたる兵衛がどのような形で勤務についたのかを以下若干、まず文献資料を通して考え、ついでそのことに関して木簡資料から推測されることを述べてみたい。兵衛は史生・舎人などと共に、いわゆる分番官（内分番）であるから、月いっぱいではなく、そのうちの何日かを勤務するのが令制のたて前であった。考課令内外初位条によると、分番官が考課の対象になる年間の必要日数は、長上官の二四〇日に対して一四〇日であるから、月に平均して出勤日数は一二日以上ということである。しかし分番官の中で兵衛のみは、職事官が位階に応じて与えられる季祿支給の対象にされており、その必要日数は半年で日夜各八〇以上となっているから（月平均日夜一四日以上）、兵衛の上日数はこの条文に規制されたものであったと思われる（祿令兵衛条）。尚この条文の古記によって大宝令文では「日夜各一百以上」とあったことがわかる。養老令でこれが八〇以上と改められたことについては、のちに述べるように理由のあることであった。それはともかく、兵衛は内舎人とともに〝宿衛の人〟といわれるように、日勤だけでなく夜勤・宿衛を命ぜられている点がほかの官人の勤務と異なる点であった。したがって上日数をかぞえる際にも日勤と夜勤を通計することは認められなかった。また節日、会集などの日には上番・下番をとわず参集しなければならなかったのである（同条集解古記）。

一般に分番官といわれる官人の勤務には、番を編成することによって交互に任務につく方法がとられた。[一一] A番

が一定期間勤務につくと、つぎの期間はB番が就務するというわけである。実際にはしかし分番雑任が非番なしの勤務を行なった事例は、正倉院文書中に多くみられることである。それはともかく、内裏守衛という任務をもつ兵衛の人員は毎日一定数確保されなければならなかったから、兵衛の番編成は厳格に行なわねばならなかった。職員令によると兵衛府の場合は左右各四つの番（一〇〇人単位）が、番長に統率されて交替に任務につくものであったことが知られる。さらに、宮衛令兵衛々士条には「凡兵衛々士上番、衛士上番、謂自本国初上者、皆須検点正身然後奏聞」とあり、衛士は本国よりはじめて上番した時に一度だけ奏聞するのに対して、兵衛は番を組むたびに奏聞するのである（同条集解諸説）。また同令宮閤門条は官人が宮門（中門）以内に入る場合に、前もって衛府に通知し、入る門に籍（名札）をつけるべきことを規定したものだが、この条文の末尾の注に「宿衛人准此」とあり、内舎人・兵衛もまた門籍を著す規定であったことがわかる。そしていま興味を惹くのは、門籍は同条文によると「毎月一日、十六日、各一換籍」とあることである。門籍を毎月一日と一六日に換えることは、内裏への出入を厳格にすることをねらったものであるが、延喜近衛府式に「凡毎月一日十六日具録当番近衛歴名、次官已上奏進（中略）余府准此」とあり、さきに兵衛の上日数が半月ほどであると述べたことと併せ考えると、この両日にはまた兵衛の番換が行なわれたことを知るのである。宮衛令兵衛々士条集解所引古記に「兵衛者毎月二番上」とあるのはそのことを意味するのであろう。

また、宮衛令上番条によると、番についている兵衛が故あって（その意味を集解古記は身患、父母病、父母喪假などとし、妻子病患は認めないとしている）任務につくことができない場合は、その旨を本府に申上するのであり、たと

えその時番についていない兵衛でも、畿外出身兵衛は私家に帰ることは普通には許さず、畿内出身の兵衛は私家に帰ることは認めるが、他所に赴く場合は本府に申し出なければならないのである。兵衛に対してこのような厳しい規制を加えているのは、内裏守衛という兵衛の任務からいって当然の処置であったと考えられる。因みに九五に合点をふした「茨田」の下にやや小さく「下」とあるのは、某月某日、西宮南門の守衛に予定されていた茨田が故あって任務につかなかったことを示していよう。ほかにも多く合点をつけた兵衛がみられるが、或いはこれも故あって下番したものであろうか。

| 兵衛名＼門名 | 南門 | 角門 | 東一門 | 東二門 | 東三門 | 北門 | 北府 | 北炬門 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 綾部 | | | | 2 | | | | | 2 |
| 漆部 | | | | 1 | 1 | | | | 2 |
| 大伴 | | | 2 | | | | 1 | | 3 |
| 尾張 | | | | 1 | | | | | 2 |
| 川上 | | | 4 | | | | | | 4 |
| 君子 | 1 | | 1 | | | | | | 2 |
| 日下部 | 1 | | | | | 1 | | | 2 |
| 丹比部 | | 1 | | | 1 | | | | 2 |
| 奈林 | | 1 | | 3 | | | | | 4 |
| 錦部 | | 1 | 1 | 1 | | | | | 4 |
| 額田 | | | | 1 | 2 | | | | 3 |
| 土師 | | | | 2 | | | | | 2 |
| 茨田 | 1 | | 5 | | 1 | | | | 8 |
| 三野 | | | | 3 | | | | | 3 |

第5表　兵衛出現頻度

以上文献資料を通じてみてきた兵衛の番編成、勤務形態について、西宮兵衛の木簡はどのような事実を提供してくれるであろうか。まずこの資料がきわめて一時期に限られる記録なのか、それとも数年に及ぶ記録のごく一部がのこったものであるかが不明であるが、しかしこの資料を通じて、同一人とおもわれる同姓者が、いくつかの木簡に共通してみられることはそのことをある程度推測させてくれるのである。兵衛の姓としてかぞえられるものが全部で五一あるなかで、第五表に示したように、二点以上の木簡にみ

える兵衛が一四姓におよぶことは、全てがそうでないにしても、ある部分については、ある時期の一番の兵衛に関する記録である可能性を考えさせるであろう。この表によればまた、川上は東一門の門衛として四回、三野は東二門に三回みえているように、ある兵衛が特定の門衛に固定していることがうかがわれる一方、錦部のごときは木簡ごとに別な門に割りふられていることが知られるのも興味のあることである。同姓必ずしも同一人と限らないことは**六五**に茨田が二人いる例から知られるが、それ故にこそ、茨田の所見がもっとも多く八例をかぞえているのであろうから、それ以外の同姓は一応同一人とみたいのである。またさきにふれたが、西宮各門の守衛につく兵衛の員数は第四表に示したように、かなりの出入りはあるけれども、事例の多いものをとると昼間が合計して二四人ほどで、夜間がその半数の一二人である。この両方をあわせた人数が西宮東半部の諸門の守衛についた兵衛の員数と考えられ、したがって西宮兵衛の一番の兵衛の員数はいくら多く見積っても五〇人をこえるものではなかったことが知られる。管見の限りでは閤門の守衛員数を規定したものは見当らないので、一般例からみてこの西宮の守衛員数が多いのか少ないのか判断し難いが、延喜近衛府式に閤門を開くにあたって閤門は近衛五人、腋門は三人があたるとある条文が参考になり、西宮諸門の守衛員数はむしろこれに近いことがわかる。職員令には兵衛府は左右とも一〇〇人単位の四番からなると規定されているが、実際には内裏の門衛に関しては、およそ五〇人ほどの一隊がこれにあたったのではなかろうか。そのことは、神亀五年に設置された中衛府が三〇〇人の中衛に対して六人の番長をおき、一番五〇人の編成をとっていることにもうかがわれるのである。

ここで付言しておかねばならないことは、この木簡が作成された時点、すなわち天平末年頃には内裏守衛宿衛

の任務をもつものは兵衛府に限られるものではなかったことである。神亀五年八月藤原氏の策動によってつくられた中衛府（↓大同二年右近衛府）があり、さらに早く慶雲四年七月には授刀舎人寮（↓天平宝字三年授刀衛↓天平神護元年近衛府↓大同二年左近衛府）が設置され、これらがむしろ兵衛府以上に実質上、内裏守衛の重要任務を負わされることによって、兵衛府そのものは両者に対して従属的な地位におとされていくのである。[一二] この三者が内裏ないしそれに準ずる施設の守衛にどのように配置されたのか、そのようなものが複数ある場合に、それぞれが守衛した場所には一定の性格づけを与えることが可能かも知れないのである。その意味で天平末年の時点で兵衛が守った西宮がどのようなものであるかがあらためて問われて然るべきであるが、この問題は後考にまちたいと思う。なお、七七には松原草除充夫一七人の領として中衛一人があたったことがみえる。

最後にふれておきたいことは、SK八二〇土壙出土の木簡で西宮兵衛の食料請求伝票以外に兵衛に関する資料が相当数にのぼることである。五四・五五・五六についてはさきに述べたが、六〇・六三・六七、七五には右兵・右兵衛府・衛府などとあり、また六八（道守臣老）・七〇（大伴）・八一（檜前舎人倭麻呂）・一三一（川上足桙）・一四四（養徳）はいずれも西宮守衛の兵衛にあがっている人名であり、これらは彼ら兵衛個人の解状・書つけの断片であると思われる。ことに七〇の大伴は月借銭の証人であり、借銭をしたのはおそらく同僚の兵衛であったと推測され、興味ある資料である。このほか、兵衛の姓を示すとおもわれる断片類が相当あることも参考にされるべきであろう。これらを加えると、この土壙出土の文書と分類できるものの中では兵衛関係資料は圧倒的な比重を占めるのであり、そのことはいっそうこの記録が西宮兵衛の詰所にかかわる記録であることを裏づけるものであろう。

## D　つ　け　札

律令国家の中央財政は、全国の百姓が人別に負担する調庸物を基本にして、年料舂米（白米）・交易進上物など租税としての各地からの貢進物によって多く支えられた。木簡のつけ札のなかには、これらの中央政府に納入された各種の租税物資につけた荷札がある。この種の荷札の総点数は、一七一点にのぼる（PL. 3・4・34～70）。租税の種類からその内訳をみると、調七五点・中男作物九点・雑役三点・贄四六点・舂米（白米）七点・交易物（麦）二点・蘇一点・租税の種類が明記されないもの五点・断簡で不明のもの二三点である。貢進物の品目では、綿・鍬をはじめ、塩・若海藻・伊祇須・小擬・海松・鰒・堅魚・鯖・赤魚・佐米・須須岐・宇波加・鮒・多比鮓・水母などの海産類、白米・大麦・麦・豉の雑穀、調味料、胡桃子、特殊なものでは生蘇・檜木簀がある。この中で質量ともに多くを占めるのが塩をはじめとする海産物である。この傾向は、およそ木札をどのような貢進物につけるのかをうかがわせるものである。この中で従来文献資料に恵まれなかった贄物の多いことが注意され、また今回報告するものでは庸がみあたらないのも注目される点である。

貢進国は、志摩・尾張・参河・遠江・駿河・伊豆・甲斐・武蔵・上総・下総・常陸・近江・若狭・越前・越中・但馬・伯耆・出雲・隠岐・美作・備前・備中・備後・周防・長門・紀伊・阿波・讃岐・伊予・筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後の三五個国におよぶ（第六表）。東海道がほとんどの国を尽し最遠限の常陸を含むのに対し、東山道が近江一国であるのは、貢進物が多く海産物であることによるのであろうが注意される点である。また北陸道は越中、南海道は伊予までが貢進国の遠限をなしている。なお、西海道諸国の貢進物は綿であって、後に述

べるように他とはようすが違っている。因みに第六表に賦役令集解古記所引民部式と延喜民部式にみえる各道ごとの近中遠国の分類と木簡の貢進国を表示しておいた。この貢進物荷札は奈良時代における海産物貢進地の範囲の実態をうかがわせるものである。

いま一つ注意すべきことは、五畿内及びその近隣諸国の貢進物がみあたらないことである。延喜主計式の調庸物の内容規定が奈良時代にまでさかのぼり得るものかは問題であるが、それによれば、例えば京畿内諸国は銭のほか席・薦・櫃・笥及び土器類を貢納することになっており、五畿内がみあたらないのは今回報告する荷札の中

| | | 近国 | 中国 | 遠国 |
|---|---|---|---|---|
| 東海道 | 古 | 伊賀、伊勢、尾張、参河 | 遠江、駿河、伊豆、甲斐、相模 | 武蔵、上総、下総、常陸 |
| 東海道 | 延 | 伊賀、伊勢、志摩、尾張、参河 | 遠江、駿河、伊豆、甲斐 | 相模、武蔵、安房、上総、下総、常陸 |
| 東山道 | 古 | 近江、三野 | 斐太、信野 | 上野、下野、陸奥 |
| 東山道 | 延 | 近江、美濃 | 飛騨、信濃 | 上野、下野、陸奥、出羽 |
| 北陸道 | 古 | 若狭 | 越前、越中 | 越後、佐渡 |
| 北陸道 | 延 | 若狭 | 越前、加賀、能登、越中 | 越後、佐渡 |
| 山陰道 | 古 | 丹波、但馬、因幡 | 伯耆、出雲 | 石見、隠岐 |
| 山陰道 | 延 | 丹波、丹後、但馬、因幡 | 伯耆、出雲 | 石見、隠岐 |
| 山陽道 | 古 | 播磨、備前 | 備中、備後 | 安芸、周防、長門 |
| 山陽道 | 延 | 播磨、美作、備前 | 備中、備後 | 安芸、周防、長門 |
| 南海道 | 古 | 紀伊、淡路、阿波、讃岐 | 伊予 | 土佐 |
| 南海道 | 延 | 紀伊、淡路、阿波、讃岐 | 伊予 | 伊予、土佐 |
| 西海道 | 古 | | | 筑紫 |
| 西海道 | 延 | | | 筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、日向、大隅、薩摩 |

第6表　木簡にみえる貢進国(太字)
古は古記所引民部式
延は延喜民部式

でこれらの雑器類の荷札が含まれていないことによるのかもしれない。これらの問題はしかし今後に期待される同種資料の増加をまっておのずから明らかにされるであろう。

尚貢進物荷札と類似の資料としては、正倉院御物中に伝存する綾・絁・布などの調庸等墨書銘がある。国名の明らかなものに限って八〇余点が報告されているが、両者は奈良時代における調庸等租税の実態を知りうる資料として相補うべき性質のものであるといえよう。

以下租税の種類ごとに若干説明を加えることにしよう。

**調**　調として貢進されているものは、塩・鰒・堅魚・海松などの海産物類、それに綿・鍬などである。調と推定できるものを含めて総点数は七五点ある。今回報告するものでは、綿(二九点)・塩(二八点)が多い。賦役令第一条は、調の品目と正丁一人の負担量を定めたものであるが、絹・絁・絲・綿布などの繊維製品をいわば正調とし、鉄・鍬・塩以下の海産物類を調雑物とあつかっている。この分類でみると、平城宮出土の調札は綿をのぞいてはすべて雑物にあたるものである。また賦役令第二条には、「凡調皆随近合成、絹絁布両頭及絲綿嚢、具注国郡里戸主姓名年月日、各以国印印之」と規定されている。すなわち、調物を輸貢するにあたっては、それが何人の負担によったものであるかを明らかにするために、絹・絁・布などの場合はその両端に、糸・綿などの場合はそれを納れる嚢に、それぞれ貢納者が属する国郡里・戸主姓名及び貢進年月日を書き、しかる後に国印をおすのである。さきにのべた正倉院に現存する調庸の綾・絁・布には、右の事項のほか、さらに貢進者が戸主でない場合はその戸主姓名とともに戸口姓名を記し、或る場合には調庸専当国郡司姓名を書くなど、詳細な記事がみえ、

同条文が厳密に実施されたことを知るのである。

この条文には調雑物の処理については記されていないが、絹布類は直接そのものに右の所定事項を記入したのに対して、鍬・塩・鰒などの雑物の場合は、便宜上、木札に同様事項を記し、それを調物につけることで間にあわせたものであろう。綿の札を例外としたのは、のちにも触れるように、これは貢納者個人の包みにつけた札ではなく、郡でとりまとめた折に一〇〇屯の大包に便宜とりつけたものであるからである。

さて、調物は賦役令第一条に明記されるごとく、成年男子に対して人別に賦課されるものであった。そのことは、調札の記事にも明瞭にうかがえる。国郡里名につづいて調物負担者が明記されるのである。その記載例にはⅠ「某」・Ⅱ「戸主某」・Ⅲ「戸主某戸某」・Ⅳ「戸主某(戸)口某」などがあるが、この中でⅡ以下のいわば正規の書き方に対してその省略形であるⅠがもっとも多い。この傾向は、正倉院御物の調庸物墨書銘にもうかがえることである。ところで例外的にこのように負担者個人を明記しないものがある。調鍬の場合がそれである(三二〜三七)。それは「某郷調鍬」「某郡調鍬」と記され、いずれも鍬一〇口のつけ札である。正丁一人の負担口数は賦役令によると三口であるが、これに関係なく便宜上一〇口にまとめて貢進したものである。因みに賦役令第二条の規定に関連していうならば、調札その他の貢進つけ札類を通じてうかがえる国郡郷里の表記は、第七表に示したように、霊亀元年以前は「国郡里」、それ以降天平一二年までが「国郡郷里」、それ以後が「国郡郷」とする定説におよそ一致する。但し、すでに指摘されているように四〇四・四一七のように天平一八・九年のものが「国郡里」と表記されている点は、若干注意される点である。

## 第七表　木簡にみえる郷名一覧

| 国郡 | 郷里 | 年月日 | 木簡番号 | 和名抄 |
|---|---|---|---|---|
| 志摩 | 答志 | | 四〇八 | ○ |
| 志摩 | 英虞 | 天平十七、九、 | 三四四 | ○ |
| 尾張 | 智多 | 神亀四、十、七 | 三一九 | ○ |
| 尾張 | 智多 | 天平元 | 三一〇 | ○ |
| 尾張 | 智多 | 天平元、十、十九 | 三一八 | ○ |
| 参河 | 額田 | | 四一六 | ○新城 |
| 参河 | 幡豆 | | ＊＊三六三ほか九点 | ○刊本新島 |
| 参河 | 幡豆〔析島〕 | | ＊＊＊三六四ほか一三点 | × |
| 参河 | 幡豆〔篠島〕 | | | |
| 参河 | 宝飯 | 天平十八、九、廿 | 三五六 | ○ |
| 参河 | 篠束 | | 三三四 | ○ |
| 駿河 | 渥美 | | 三四一 | ○ |
| 伊豆 | 有度 | | 四三〇 | ○吉妾 |
| 伊豆 | 賞見 | | 三四二 | ○ |
| 伊豆 | 田方 | 天平十八、十 | 四三八 | × |
| 伊豆 | 賀茂 | | 四〇五 | ○刊本川原 |
| 伊豆 | 賀茂 | | 四〇四 | × |
| 武蔵 | 男衾 | 天平十八、十一 | 三三七 | ○ |
| 武蔵 | 男衾 | 天平十八、十一 | 三三八・三三九 | ○ |
| 上総 | 余戸 | | | |
| 上総 | 安房 | 天平十七、十 | | 安房国 |
| 上総 | 白浜 | | | 安房国 |
| 朝夷 | | 天平十七、十 | | |
| 健田 | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 下総 | 海上〔酢水浦〕 | | 四〇〇 | × | |
| 常陸 | 鹿島 播麻 | | 四一一 | ○播麻 | |
| 常陸 | 那賀〔須□埼〕 | | 四〇二 | × | |
| 近江 | 高島 木津 | | 四二一 | ○ | |
| 若狭 | 遠敷 玉置 田井 | 神亀 四、潤七 | 三三一 | ○ | |
| 若狭 | 遠敷 玉置 田井 | | 三三六 | ○ | |
| 若狭 | 遠敷〔玉置駅家〕 | 天平 四、九 | 三四六 | ○ | |
| 若狭 | 遠敷 野 野 | | 三四七 | ○野里 | |
| 若狭 | 遠敷 青 | | 三九九 | ○高本阿遠、刊本阿桑 | 大飯郡 |
| 若狭 | 三方 能登 | | 四五四 | ○ | |
| 若狭 | 三方 弥美 中村 | | 四二四・四三五 | ○ | |
| 若狭 | 三方 竹田 丸部 | | 三三二 | × | |
| 越前 | 丹生 曽博 | 天平十七、四、十八 | 三四三 | ○ | 今立郡 |
| 伯耆 | 汗入 尺刀 | 天平十七、十 | 三六〇 | ○尺度 | |
| 隠岐 | 役道 都麻 | 天平十七 | 三四九 | ○天平五年隠岐国正税帳 役道郡 隠地郡 | |
| 美作 | 真島 健部 | | 四二九 | ○高本建部 | |
| 備前 | 藤野 島村 | | 四二二 | × | |
| 備前 | 邑久 邑久 | | 四二三 | ○ | |
| 備前 | 赤坂 周迎 | 天平十七、十、廿 | 三二一 | ○ | |
| 備前 | 児島 三家 | | 三三一 | ○ | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 備前 | 児島 | 賀茂 | | 三三二・三三三 | ○刊本賀美 |
| 備中 | 賀夜 | 大井 | | 三一二 | ○ |
| 備中 | 賀夜 | 阿宗 | 天平十九、二、九 | 四一七 | ○高本阿曽 |
| 備後 | 三上 | 信敷 | | 三一三 | ○ |
| 周防 | 大島 | 美敢 | 天平十七 | 三二六・三二七・四三七 | ○美敷 |
| 周防 | 大島 | 美敢 | | 三二八 | ○美敷 |
| 周防 | 吉敷 | 神埼 | 天平十七、九、八 | 三二九 | ○神前 |
| 長門 | 豊浦 | 〔都濃島〕 | 天平十八、三、廿九 | 四〇一 | × |
| 紀伊 | 海部 | 可太 | 天平□ | 三三四 | ○賀太 |
| 紀伊 | 海部 | 可太 | | 四二八 | ○賀太 |
| 紀伊 | 安諦 | 幡陁 | 天平□ | 三三五 | × |
| 紀伊 | 日高 | 財部 | 天平宝字五、十 | 一八 | ○ |
| 紀伊 | 牟婁 | 牟婁 | 天平十七、十 | 四三五 | ○ |
| 阿波 | 板野 | 井隈 | | 四一九・四二七 | ○ |
| 阿波 | 板野 | 田上 | | 四三二 | ○ |
| 阿波 | 那賀 | 林 | | 四一二 | × |
| 讃岐 | 大内 | 白鳥 | | 四四六 | ○ |
| 讃岐 | 山田 | 海 | | 三四八 | × |
| 伊予 | 神野 | 〔駅家〕 | | 四一八 | × 新居郡 |

*〔　〕は「郷」を付していないもの。　** 三六三・三六八・三七一・三七二・三七四・三七五・三八二・三八八・三八九・三九一　*** 三六四～三六七・三六九・三七〇・三七六・三七八・三八三・三八六・三八七・三九〇・三九二・三九七　○は和名抄に郷名のみえるもの、×はみえないもの。

つぎに調札にみえる輸貢量についてのべておきたい。綿・鍬の場合が各々一〇〇屯、一〇口を単位とするもので、正丁一人の負担量と関係のないものであることはさきにのべたが、これをのぞく塩・鰒・堅魚などの場合には、負担者一人についての輸貢量が記されているわけであるから、今それを問題にしてみよう。賦役令第一条に規定されている輸貢量と比べてみると、塩は令文通り三斗とあるのが一〇例でもっとも多いが、二斗(四例)、一斗(五例)のものもあり、別に顆で数えている例もある(三三・三五一・四三五)。又、鰒は例外なく六斤で(四例)、堅魚は全て一一斤一〇両である(四例)が、これは令文規定の三分の一にあたることなどが知られる。塩の二斗及び一斗の例をどのように理解すべきなのかは不明であるが、不足分は別物で納めることがあったのであろうか。或いは又二斗、一斗は次丁(正丁の½)、中男(正丁の¼)の負担量をそれぞれきりあげた数量を示しているのであろうか。つぎに、鰒・堅魚の場合が令文の⅓にあたることには、実はつぎのような問題が含まれているのである。延喜主計式によると、正丁一人当りの負担量は鰒が六斤、堅魚が九斤、但し西海道諸国は一一斤一〇両とされている。この数字はまさに平城宮出土の調札の量と一致するか近いものである(堅魚は九斤となっているが、西海道諸国では何故か調札と一致する負担量がのこされていることは興味がある)。そして延喜主計式は最後に調の斤両が大斤法に拠っていることを明記している。ところで賦役令の斤両法が大小のいずれであるかは、条文そのものはふれていないが、同条集解穴説は小であると解している。雑令度地条には「凡度地量銀銅穀者皆用大此外官私悉用

| 品名 | 令制 | 延喜式制 |
|---|---|---|
| 鰒 | 18斤 | 6斤 |
| 堅魚 | 35斤 | 9斤(11斤10両) |
| 雑魚楚割 | 50斤 | 16斤10両 |
| 紫菜 | 48斤 | 16斤 |
| 滑海藻 | 260斤 | 86斤10両 |
| 海松 | 130斤 | 43斤(35斤5両) |
| 凝海藻 | 120斤 | 40斤 |

第8表　調物数量

小者」とあり、これを義解は、貴なる者は小、賤なる者は大ではかる意であるとしている。また延喜雑式には「凡度量権衡、官私悉用大、但測晷景合湯薬則用小者」とあり、原則的には大を用いるとしている。それはともかく令文のたて前は調物は小斤法ではかるものであったらしい。大小の比は一対三である。令制と延喜式制の数量比（第八表）、令制と調札の数量比は三対一であるから、これはまさに小斤法、大斤法による相違であろう。問題の調札は天平一七・八年のものであるが、調物を小斤法ではかるものとして出発した令制はその後改められ、大斤法が採用されたと理解したい。その時期は、調庸物に関する様々な改正が行なわれた和銅～養老年間、ことに「定調庸斤両及長短之法」という養老元年四月の太政官奏は「語在別式」として具体的なことはわからないが、この辺に求めることができるのではなかろうか。なお、天平一一年伊豆国正税帳には「調鹿堅魚百六十二斤十二両売得稲百四十束以十一斤十両買稲十束」とあり、正丁一人の輸貢量が一つの単位としてあつかわれていたことがわかる。

つぎに、調庸物の貢進月についてふれておこう。賦役令第三条には「凡調庸物、毎年八月中旬起輸、近国十月卅日、中国十一月卅日、遠国十二月卅日以前納訖（下略）」とある。調札に限らず貢進物荷札類には賦役令第二条の規定により、年月日を記すのを原則とした。いま平城宮出土の荷札の例でいうと、1、輸貢の年月日（或いは年月）を記入しているもの、2、貢進年のみ記すもの、3、記入していないものがある。但し、3については、のちにふれるように同一の貢進物に二枚以上の付札がつけられる場合もあったようであり、一枚のつけ札だけでこれが省略されたものとなしうるかは断定し難い。いま問題にしたいのは1であるが、賦役令第三条の規定は、中男作物についても同様適用されたものとしてよいから、調・中男作物を含めて事例を拾うと、二一点が貢進月を明記

しており、うち二〇例はいずれも九月ないし一〇月になっている。これは貢進物がその国を発進した月日を示すものである。これによって賦役令第三条は国の遠近を考慮して、京に納める時期の下限をきめたものであるから、諸国では九・一〇月にいっせいに貢進物を上道させたことが知られる。近国である備前が鍬を一〇月二〇日に発進している例(三二)や同じく近国である尾張が一〇月一九日に塩を貢進している(三八)のは、一〇月末がこれらの国の納税期限であるから、当年度その国の最後の輸貢物であろうか。ところで、三四三の越前の調波奈佐久は天平一七年四月一八日とあり、第三条の期限に合致しない。これが何を意味するのかは明らかでない。或いは天平一七年五月平城宮に再び復都したという当時の政情に関係するのであろうか。

つぎに調札に関して注意されることをなお二、三あげておこう。その一は、同一人の同一年度の調物に二枚以上札をつける場合があることである。三三八・三三九・三四〇の三枚は、いずれも矢作部林なるものの天平一七年度の調物(鰒)に付したものである。但し一枚は国郡郷戸主姓名を完記しているが、一枚は国名をはぶいて郡から記載し、最後の一枚は貢進者である矢作部林を表記するだけである。また、四三四・四三五の二枚は、記事はまったく同文で、形態が一方は6031型式であるのに対して、他方は6051型式である。全ての調物その他の貢進物についてこのような処置がとられたとはおもえず、むしろまれな例なのであろう。右の二つの例は、調札などの記事を考慮する場合には注意してよいことである。

また三八には貢進者と同姓である郷長の署名がみえる。また三二は貢納者二人分の調塩に付した札である。二人の調物を一枚の札に表記する例は珍しい。

以上、調札に関して、その特徴的な表記法をみてきたが、最後にこれまで特殊なものとして除外してきた調綿のつけ札についてのべておこう。調綿は西海道六個国（筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後）から貢進されたもので、今回報告する調物の中ではもっとも多く二九点にのぼる（三六三～三一〇・六〇）。国名の判明するものでは、肥後七・肥前六・豊前四が多く、年紀の明らかなものでは養老二・三・七、神亀二・四、天平三年にわたる。さきにもふれたように塩の中にも神亀四、天平元・四年のものが含まれ、この両者は天平一七・八・九年のほかの貢進物に比べて一時期古いものである。筑紫の綿は万葉集にもうたわれ、正倉院文書にも「筑紫小屯」とみえるように当代において西海道とくに九州北中部の特産であった。

さて、この調綿のつけ札はさきにもふれたように、一〇〇屯（一屯は四両）のつつみにつけたものである。表には貢進国郡が記され、裏には輸貢責任者とおもわれる人名がみえる（「主政大初位下勲十二等建部君馬□」「室山」「片麻呂」「得足」など）。賦役令第一条には調綿をいれた嚢に貢納者等をあらわす規定があり、正倉院御物にはそれを記した紙箋の実例があることは前述の通りであるが、この場合は、一屯四両の一〇〇屯であるから（一六両＝一斤と計算すると二五斤になる）正丁一人の輸貢量である一斤をはるかにこえた分量である。したがって、調綿の木札は何らかの事情で郡で一括した際にその荷につけたものであろう。

西海道諸国の調庸物は一般には京進せず、大宰府に納めてその費用に充てるのが建前であった（延喜民部式、同主計式）。しかしその中でも綿のごとき九州の特産品は、その一部をさいて中央政府に納めたのである。大宰府管内諸国の調綿を京庫に納入せしめた史料は、『続日本紀』『類聚三代格』等にみえ、その初見史料は天平元年九月

庚寅条(続紀)で、この時、大宰府は調綿一〇万屯を京に納めた。ついで神護景雲三年にいたり、始めて毎年大宰府の綿を二〇万屯づつ京庫に輸さしめたのである(続紀、類三)。その後延暦二年三月二二日格で貢綿二〇万屯を半減し年一〇万屯とし、さらに弘仁四年四月一六日格で、一〇万屯を隔年に進上せしめることにした(いずれも類三)。これにより神護景雲三年以前にも大宰府綿の京庫輸納は行なわれたが、これ以後は毎年一定量を京輸せしめることにしたことが知られる。

ところで今問題にしている調綿札の年紀は既述のごとく養老二・三・七、神亀二・四、天平三年の各年度である。これによれば、続紀の初見史料である天平元年以前からすでに調綿の京庫輸納は行なわれていたことになる。このように理解してよいとすれば、これは正史が伝える史実を補う史料として注目に価する。ただし今一つの解釈として、この調札の年紀は諸国から大宰府庫に納めた時点を示すとすることも可能であろう。そして京庫に納められた時期は、これを敢えて臆測すれば、天平一二年の大宰府管内一円をつつみこんだ藤原広嗣の乱により、大宰府が廃止され、府庫の官物を筑前国守に付した天平一四年正月以後に求められるのではなかろうか。

**中男作物**　中男作物は養老元年の改制により新たに設けられた租税である。その格文には「自今以後、宜蠲百姓人身副物及中男正調、其応供官主用度等物、所司宜支度年別用度、並随郷土所出付国役中男進、若有不足中男之功者、即以折役人夫之雑徭」(賦役令集解調絹絁条釈所引養老元年勅、参照続日本紀養老元年一一月戊午条)とある。すなわち、令文に規定される正丁の調副物と中男の正調をここで廃止して、これに相当する物資を中男(一七〜二〇才の男子)に弁備させたのである。これが中男作物である。なお中男の功に不足した場合には人

夫(この場合は正丁及び老丁)の雑徭でまかなったことがわかる。

今回報告する中男作物の荷札は九例をかぞえる(一二・三五六～三六二・四四三)。国名の判明するものは、参河・遠江・越中・伯耆・美作・伊予の七個国で、貢進物は小擬・堅魚・鯖・旧鯖・腊などの海産物類である。ところでこれに共通して認められる特徴は、調のそれが原則として個人負担を明記しているのに対して、某郡ないし某郷の中男が輸貢する形になっていることである。そのことは、さきに引用した格文に「付国役中男進」とあるように、これが中男個人に賦課されるというよりは、多くの場合、中男の集団によって調達される性質のものであることから充分に予想されることである。正倉院御物中にも中男作物の墨書銘が一例報告されているが、同様の記載法が認められる(布袋墨書銘「信濃国水内郡中男作物芥子弐斛　天平勝宝二年十月」)。

**雑役**　SK二一九土壙出土のものに「雑役」なる租税のつけ札が二点ある(一九・二〇、なお一四も同種か)。いずれも甲斐国山梨郡の胡桃子貢進のつけ札である。『平城宮報告II』は雑役を中男作物の別称ではないかと推定したが、その後、早川庄八の有力な批判もあり、[一三]また何よりも「中男作物」を明記したものが発見されていることから考えて、これを中男作物の異称とすることには無理があるので、この機会に訂正しておきたい。さきに引用した中男作物設定の養老元年勅の後段に、中男の功に不足した場合には、人夫の雑徭で補うことをのべていることに関連させて　雑役を中男作物を補完する意味をもった人夫の雑徭であると解するのが妥当な解釈というべきであろう。なお早川は雑役をさらに限定して延喜民部式が規定する年料別貢雑物の前身的なものではないかと推定している。それはともかく、延喜式からうかがわれるところでは胡桃子は甲斐国の特産であった。

**贄**　今回報告する荷札類で調についで多いのが諸国貢進の贄物の荷札である。総数は四六点をかぞえる（三六三～三九七・三九八～四〇〇・四〇三～四〇七・四〇九～四一）。いずれもＳＫ八二〇土壙から出土したもので、このように多量の贄札がこの地点から発見されたことは、ここが内裏の近傍であることと無関係ではあるまい。前述の西宮兵衛関係資料とともにこの地域の性格を窺わせるものといえるであろう。

さて、天皇や神への供御物としての贄物の貢進制度に関しては、延喜宮内式・大膳式・内膳式に詳細な規定がある。すなわち、同式諸国所進御贄、諸国例貢御贄などの条項で、諸国が毎年進めるべき御贄の種類、品目が定められている。それによれば、諸国が進める御贄には、旬料・節料・年料の三種類があったことがわかる。一年を通して毎月旬日ごとに貢進する旬料は、大和（吉野御厨）・志摩・若狭・紀伊・淡路の五個国がまかない、それぞれの特産（吉野御厨の鳩のほかは全て魚、鰒、螺などの魚介類である）を納めるものである。。第二の節料は、五畿内・近江・志摩の七個国が年六回の節日（正月三節と五月五日・七月七日・九月九日・新嘗）ごとに、また参河・若狭・紀伊・淡路の四個国が正月三節に限り、各国の「雑鮮味物」を進めるものである。これらはいずれも、内膳に収められ、供御物として用いられた。これらの国々には、御贄を貢進するためのいわゆる御厨が設けられた。就中、和泉・近江・紀伊・淡路・若狭の五個国の御厨は、日次の御贄を貢進した（内膳式）。節料にはこのほか大膳職扱いである正月三節の雑給料分があり、伊賀のほか一一個国がこれを進めた。

これに対して年料の御贄は、旬料・節料が五畿内およびその近国によって調進されたのに対し、山城以下三三個国及び大宰府と全国各地にわたり、各国の山海の土産を貢進するものである。延喜内膳式には各国が一年に輸

貢すべき御贄の品目、数量が詳細に規定されている。例えば大宰府の年料について、鰒・年魚などの加工物の種類とその数量をあげ、それをまかなう財源によって調、中男作物、粱作、厨作に分類し、ほかに別貢として、雉腊と腹赤魚[一四]をあげるなど、年料の御贄がどのようにして調達されたのかを知ることができる。

以上延喜式の貢贄の制について概略のべてきたが、問題の贄物荷札との関連でいえば、このような御贄の貢進が奈良時代にどのような形で行なわれたのかが究明されなければならないであろう。令文には御贄の貢進を直接示す規定はみあたらないし、また『令集解』の注釈者もほとんど御贄のことに関して触れるところがないけれども、[一五]八世紀における御贄の貢納をうかがわせる史料は全くないわけではない。その一は、宮内省大膳職直属の品部＝雑供戸である。職員令集解釈記所引の別記によれば、この雑供戸は、鵜飼(三七戸)・江人(八七戸)・網引(一五〇戸)・未醤(二〇戸)を指すものであることがわかる。いまさしあたり関係のない未醤をのぞく鵜飼以下の三色人は、「経年毎丁役、為品部、免調雑徭」となっており、調雑徭を免ぜられる代りに、毎年上記の戸数の丁男が役使されて、恒常的に魚介類の輸貢にあたるのである。彼らの輸貢するものが御贄であることはいうまでもない。後の史料ではあるが、彼らは贄戸、あるいは贄人とも称せられている(『類聚三代格』元慶七年一〇月二六日格、『三代実録』仁和元年九月七日勅)。また彼ら品部の統率者は「筑摩(近江)御厨長」「網曳(和泉)長」「江(河内)長」などと称した。(『類聚三代格』延暦一七年六月二五日格、同延暦一九年五月一五日格)、これはさきにみた延喜式制がいうところの旬料型の御贄に近いものといってよいであろう。但し、令制と延喜式制の大きな違いは、雑供戸が大膳職直隷の品部として官司に人身的に隷属していることを前提にした御贄の貢納であるのに対して、延喜式制のそれは一般百姓の徭によって

まかなわれることを建て前にしていることである(『延喜内膳式』、『三代実録』仁和元年九月七日勅、同仁和三年六月一一日)。律令制以前の伴造―品部が令制下で各官司の伴部―品部、雑戸として定着しのこされたが、雑供戸もまたその一つにほかならない。彼らの身分が解放されるのは、九世紀に入ってからであった。

これに対して、節料あるいは年料の御贄に関するものは、天平年間のいわゆる公文類に若干その徴証を見出すことができる。天平一〇年淡路国正税帳には若椒御贄壱荷のほか、節料として正月二節御贄壱拾伍荷(柄宍)が記されている。[一六]また相模国の御贄(橘子)部領使余綾郡散事丸子部大国(天平一〇年駿河国正税帳)、遠江国大御贄使国守百済王(天平一二年遠江国浜名郡輸租帳)などの記事は諸国が御贄を貢進するに際して、専当の使を派遣していることを知り得る史料として興味がある。[一七]

奈良時代における御贄の貢進を示す文献資料は、以上のごときものにつきるようであるが、この時代における御贄の貢進も既述のごとく、およそ延喜式の貢贄の制に近いものが推測されるとともに、当代において御贄貢進の中核となった大膳職直属の雑供戸制はこの時代に特異なものと考えられるのである。しかしそれにしても奈良時代の御贄貢進に関する文献資料は、断片的なものであって、よくその実態を知り得ないのであり、今回発見された多量の贄物荷札資料は、その欠を補う貴重なものといわねばならない。[一八]

そこでつぎに贄物の荷札についてその概要をのべることにする。

総数四六点の国別の内訳は、参河(三五点)・下総・常陸・武蔵(三点)・若狭・但馬(二点)・出雲・備前・阿波で九個国をかぞえる。さて、もっとも多い参河のものはすべて播豆郡篠島および析島の海部が貢進した御贄に関す

るものであり（篠島一四例・析島一〇例）、その書式はいずれもつぎのようになっている。

参河国播豆郡篠（析）島海部供奉某月料御贄物若干

この書式の特徴は、御贄は篠島あるいは析島の海部が供奉するものであることと「月料」の形をとっていることである。文献資料の上で知られることのなかった両島の海部の存在を明示している点で貴重であるばかりでなく、「海部が供奉する」という表現は、天皇の供御物である御贄の貢進の内実をよくつたえている。両島の海部は一年を通して恒常的に御贄を進める贄人であったとおもわれ、海部と御贄の結びつきをうかがわせる資料として注目される。篠島・析島はこの時期において皇室領としての御厨であったのではなかろうか。

つぎに月料という表記に関してであるが、荷贄にみえる月は・正月・五月（六例）・六月（三例）・七月（六例）・八月（二例）・閏九月の各月にわたり、御贄を一年を通して毎月輸贄したものであることが推測される。五月から八月の間が多いのは、あるいはこの間の貢進物がいずれも佐米（楚割）であることに関係するのかもしれない。御贄を月々恒常的に貢進する形は、ほかの贄物荷札にその例をみない特異なものであって、両島の海部が天皇の供御物を調達する贄人として把握されていたことによるものであろう。あるいは延喜式の旬料型に相当する御贄といってよいかもしれない。

貢進物は佐米が圧倒的に多く（一六例）、ほかに赤魚・宇波加・須須岐が各一例ずつある。佐米・宇波加・須須岐はいずれも楚割と記されている。楚割はスハヤリと読むが、これはスハエワリ（条割）を約したもので、小枝状に割ったものの意である。滝川政次郎は魚肉を細長く割って塩干にしたものであろうといっている。[一九]

最後にこの荷札が記す量目について触れておきたい。一枚の荷札が表示している数量は殆んど六斤である。そしてこの六斤が一籠の重さを示したものであることは三六四により明らかであって、したがってこの荷札は一籠につけたものであることが知られる。この六斤量が調鰒六斤のように、贄人である海部一人の負担量を示すものかどうかは、元来御贄が調物のように個人(課丁)ごとに賦課される性質のものでなく、また賦役令雑物の条項によると、雑魚楚割は正丁一人につき五〇斤を課することになっており、但しこれが小斤法で計算されたものであることはさきに調札の項でのべた通りであるが、大斤法にしてもその1/3の一六斤一〇両(延喜式制)であって、この場合の六斤量とはあまりにも違いがありすぎるから、にわかに速断することはできないのである。

しかし、飜って考えてみると、佐米等の楚割一籠の斤量である六斤は、課丁の調物負担量に無関係にきめられるものではないであろう。なぜなら、参河の両島の海部に恒常的に御贄を進上させる場合に、海部一人に対する贄物の賦課量は、律令公民の基本の賦役である調(或いは調庸)に見合うように計算された筈であるからである。大膳職直属の雑供戸は、贄物を貢納する代償として、彼らの調及び雑徭を免除されているし、また、延喜内膳式諸国貢進御贄条旬料の項に、若狭、紀伊の贄物を注して「司(内膳)受取課丁若干人、以其調物交易鮮物、徭丁運進」とあるように、贄物の数量を課丁数で表示し、調物で鮮物(贄)を交易すると記しているのである。

ところで六斤量を課丁一人の負担量とする品目は、さきに調札の項でふれたように鰒がそうであった。鰒の場合は、大斤小斤の違いはあるにせよ賦役令の規定量に一致するものであった。しかし令文が定める量目と一致せず、一籠六斤(同時に課丁一人の負担量を示しているとおもわれる)を表示しているものに調海松(三四九)、中男作物小擬

(三五六)の二例がある。したがって調堅魚の一一斤一〇両をのぞいて、魚介類一般に六斤量を一箇の荷物の量とすることが多いことが知られるのである。したがって、両島が御贄として貢進する佐米等の楚割六斤も海部一人の負担量と何らかの関係があるものと推測されるが、しかしこの問題は同種資料が今後多く発見されることが予想されることでもあり、いまは一応の推測をのべるにとどめたい。

なお、なかに三個の籠を一括した荷札が二例ある。「参籠々別六斤並赤魚」(三六四)、「参籠並佐米」(三六五)。ここでも一籠は六斤であるが、問題は何故三個の荷を一枚の札で表記するようなことがあったのかということである。これについて充分な解答はもち合わせない。しかしこの二例に限っていえば、ほかの例のごとく楚割と記されていないから、或いは斤量法が異なるのかもしれないのである。因みにこの参河の贄物札にはいずれも年紀を欠くが、閏九月料(三八〇)とあるから天平一八年度のものと推定される。

つぎに、参河以外の八個国一一例についてみておきたい。このうち、但馬(若海藻)・出雲(若海藻)・備前(水母)の例は、国が進上する形をとっているのに対し、武蔵(荵・鮒背割)、下総(若海藻)、常陸(?)、若狭(多比鮓)、阿波(若海藻)の場合は、某郡、あるいは某郡某郷(里)、某郡某浦が貢進する書式になっている。後者は各国の御贄を進上する地域を具示している点で興味があり、ことに若狭国遠敷郡青里は、その後に発見された資料でほかに二例が同様御贄として、胎貝、伊和志腊を貢進しており、[二〇] この郷がこれらの海産物を御贄として輸貢する特殊な地域であることをうかがわせるのである。なお若狭のものには裏面に「秦人大山」と人名が記されている。このように輸貢人あるいはその責任者名を明記した贄物の荷札はほかに例がない。

なおこれらの荷札のなかで注意される記事を二、三拾うと、但馬国の例に、「第三(般か)」とあるのは、防人が「前・中・後般」の三番に分けて派遣された表記と相通ずるものがある(天平一〇年周防国正税帳)。同国の当年度の第三回目の貢贄を示すものであろう。また備前の水母が「別貢御贄」と記されているのは、例貢に対する別貢であって、毎年一定量の輪貢を命ぜられている例貢物に対して、その時々にとれる口味、鮮物を進上するのが「別貢」であろう(延喜内膳式年料条大宰府項、『三代実録』仁和三年二月九日条)。また、御贄は鮮物であることが第一の要諦であるから、貢進の月は、調などのごとく秋収をまって貢進するというようなことが考慮されなかったことは勿論である。

なお、贄であることを明記していないが、長門国(稚海藻、四〇一)・常陸国(若海藻、四〇二)の二点もおそらく贄物として貢上されたものであろう。

**白米**　地方からの白米の貢進荷札が総計七点(四二二・四二七〜四三三)、関連資料が二点(四二三、四二五)ある。貢進国は近江・備前・備中・阿波・伊予の五個国で、数量はいずれも五斗と表記されている。五斗(現在量にして約二斗)は当時の一俵の量であり、白米荷札が一俵につけられたものであることがわかる。記載様式に　1某郷(里)白米、2某郷某人白米の二通りがある。両者の記載の相異がいかなる事由によるのかはなお明らかではない。

さてこの場合の白米は、田令田租条が「其舂米運京者、正月起運、八月卅日以前納畢」と定めるいわゆる舂米にあたるものであろう。すなわち、それは諸国が国衙に貯納する田租の一部を精白して京進する米である。諸国が中央政府に納入する米には、この舂米のほか庸米がある。しかし後者の場合には、今回報告するもの以後に発

見した木簡に「庸米」と明記したものがあるから、[二一]「白米」とある荷札は、田租条規定の舂米を指すものと考えて誤りなかろう。両者はその用途を異にしており、庸米が民部省に送られて衛士、仕丁、采女、女丁、雇役民等の食料にあてられるのに対し、舂米は大炊寮に送り諸司の常食に用いられる（田令集解田租条古記）。なお、舂米を京に運ぶ担夫は、令文の建て前としては、調庸脚夫なみに舂米負担人の責任において行なわれるものであったが、神亀元年以降はこれに公粮を支給した（『類聚三代格』大同五年二月一七日格）。

ところで、天平期の諸国の正税帳をみると、出挙穎稲の雑用支出として年料白米（天平二年紀伊三七一石四斗）、年料舂白米（天平六年尾張七四一石、天平九年但馬三〇〇石）、年料舂税（天平二年尾張）、舂米（天平二年越前五一三石）の項目が書きあげられている。ここでは明らかに舂米は、出挙稲から支出されている。なかでも尾張、但馬の舂米輸貢額は、国衙総支出のおよそ1/4を占めるのである。[二二]

したがって、すでに早く天平期においては、令文の建て前である田租舂米は大勢的に崩れ、京に運ぶ舂米の財源は出挙稲にもとめられたのである。ただし、延喜民部式には年料舂米とは別に「以租穀内舂収、随官符到進之」年料租舂米が掲げられていることは注目すべきである。この制度そのものは、庸米の未進を補う意図で設けたもので、したがって調庸の未進が深刻化する延暦以降に確立した制度であるから、[二三]これを直接に田令の田租舂米に系譜するものとはいえないけれども、年料租舂米の背景に田令の規定があることを見逃してはならない。

つぎに舂米の輸貢国についてふれておこう。延喜民部式は、年料舂米を輸する国として、つぎの二二個国を掲げる。道別にそれを示すと、（東海）伊勢、尾張、参河　（東山）近江、美濃　（北陸）若狭、越前、加賀　（山陰）丹波、

丹後、但馬、因幡（山陽）播磨、美作、備前、備中、備後、安芸（南海）紀伊、讃岐、伊予、土佐となる。そしてこれらの国をおよそ近国から遠国におよぶ順序で四グループにわけ、二月末、四月末、六月末、八月末の各時期に舂米を京に納めるように定められている（貞観四年九月二二日格―『類聚三代格』―引用の弘仁民部式には、八月末に舂米を輸貢する備中以下五個国をあげていないが、格引用の際に逸脱したものか）。ここにみられる舂米輸貢国指定の特徴は、早川がさきの論文で指摘するように、良米を産する国である以上に、重い米の運搬を考慮して交通の便が第一義的な比重を占めていることである。もちろんこの場合も畿内諸国は省かれている。しかし東海、東山、山陰の三道については、いわゆる近国どまりであるし、琵琶湖の水運を利用できる北陸、瀬戸内の海運を使う山陽、南海二道に限って中・遠国に及んでいるのである。天平勝宝八年一〇月丁亥太政官処分（『続日本紀』）には「山陽南海諸道舂米、自今以後、取海路遣送」とあるが、上記二道の舂米の海上輸送が必ずしもこの時点以後にはじまったことを示すものではなかろう。

さて木簡にみえる白米輸貢国は、既述のごとくであるが、阿波をのぞいては上記の延喜式制の舂米輸貢国に一致し、今回報告するもの以後に出土したものでもおよそその範囲におさまるようである。[二四] 奈良時代（正確には白米荷札の推定年紀である天平末年の時点において）に白米の輸貢国である阿波が、後に何故はずされるのかはそれ自体として考究すべき問題である。

つぎに白米の貢進時期についてのべておきたい。今回収録するもので年月日を明記しているのは備中の一例（四七）にすぎないが、それは二月九日となっている。これは田令がさだめる正月から八月までの運京期間に合致し

ている。ただし、前述の延喜式制による四時期の区分では、備中は七月から八月に納米することになっているから、少なくとも天平末年頃にはこのような春米輸貢国の詳細な規定は成立していなかったのかもしれない。

**その他**　麦、大麦の貢進札が二点(四一六、四三三)、蘇(生蘇)が一点(四六六)ある。大麦の貢進札が「官交易」であることを明らかにしている点は注目される。また蘇については延喜民部式に詳しい規定があり、各説の該当個所で若干の解説を付したので参照されたい。この他租税の種類の明記されていないものが七点ある。このうち四〇一、四〇三は貢進物がワカメで贄に近いものであり、四〇八、四六一は調物であろうか。四六四の呉桃、四七一の檜木簀(美作)、四八四の瓠がどのような種類の輸貢物であるかは定かではない。これらが租税の種類を明記しない理由は、例えば四六一の場合は、貢納者と彼の属する国郡郷戸主姓名もまた記されていないから、略記されたというよりは、別に一札があって四六一そのものはこれに副えたものであるからであろう。

**付札**　宮内での物品の保管整理用として、その物を表記するためにつけた木札である(PL.3・4・71～77・143)。鮒・麻須・鮑・蒜甲蠃・紫菜・海藻などの魚介藻類、生蝮・末醤等の食用品、長女柏・瑞等の食器、火爐のような調度類、西市交易銭の付札のほか比較的まとまったものとして、三〇点余の繊維製品関係の付札がある。このように当時物品の表示に木札を用いることが一般的であったことが知られるのである。

ここで繊維製品関係の付札について概観しておく。木簡の形式、内容からみてこれは二群にわけることができる。一群は6032型式のもので、たとえば「緑縫衣入櫃一合」(四八〇)のように、衣服などをおさめた櫃を表示したもの(四八〇～四八三、四九〇、四九四など)、他の一群は五～七cmほどの短い木札(上下を折ったままで調整しない粗いつくりのもの)

に絁・絹・糸・綾・纈（纈纈）などの繊維製品を記したものである（四九七～五三二）。なお第二群の筆跡はいずれも類似しているから一時に書いたものらしい。

両群ともに、品物を示すものに色調を書きそえているが、緑、青系統が大部分を占めることが特徴である（緑24、青3、縹3、紺1）。また四九〇をのぞいてはいずれも数量の記載がない。

第一群の櫃におさめたものが「縫衣」（四八〇、四八三縫腋袍）とあるように、縫製加工した衣服であるのに対し、第二群は絁・絹・綾・糸（絹糸）、纈などとあって、すべて未加工の生地である。このうち、纈は纈纈染を意味し、今日の鹿の子絞りのような絞り染で、正倉院の遺品などからみて絹に施されたものとおもわれる。

このような絹織物の生地がなにに使用されたかは断定し難いが、これがもし衣服用のものであるとすると、両群について類例の多い緑・青系統は、衣服令によって文官の六位（深緑）、七位（浅緑）、八位、初位（縹）の朝服の色調に一致する（この場合の色の濃度差を示す「深・中・浅」は延喜縫殿式の雑染用度にみえる「深緑綾」「中緑綾」「浅緑綾」の処理法が参考になる）。しかし一方同令によって纈纈は衣服としては、内親王礼服、女王、内命婦礼服、六位から初位までの朝服、宮人制服などの裙に用いられている。出土地が内裏近傍であることから推して下級官人のものであるよりも、このような女官の衣服生地である可能性は強いが、いずれとも決し難い。ただし、纈纈は正倉院の遺品から知られるように、女性の裙ばかりでなく、包み裂の裏地やテーブルなどの上に飾る裂地の裏地などにも用いられる。

なおこのほかに「御被」「褪陶染」（薄い紫）なる名称を記した木簡があることを付記しておく（二〇〇）。

## E　習書楽書類

PL.13・29・78～89にはSK八二〇土壙出土の官人たちの書風と文字に習熟するのに彼らがいかに努力したかを窺うに足る習書の木簡を収めた。なかに文選巻第一(五五四)と記すものがあり、同土壙出土の土器の墨書に同様文選の文字のみえることと併せて、当時の文章軌範になったといわれるこの書物が、底辺の官人たちにもひろく意識されていたことが知られることは興味深いし、五四一には羊蹄、鴨頭草などの植物名が書きつけられている。

万葉仮名を記す木簡が三点(七六、一二四、五五一)あるが、これを含めて木簡全体にみられる文章表現は、当時の生の国語を伝えてくれるものとして貴重な資料でもある。

**註**

一　森鹿三「漢晋の木簡」『書道全集』第二巻(中国・漢)　平凡社刊、同「居延漢簡研究序説」『東洋史研究』第十二巻三号。

二　『平城宮報告Ⅱ』八六頁。

三　たとえば「去上位子従八位上伯祢廣地年卅二河内國安宿郡」のごときもの(『平城宮発掘調査出土木簡概報(四)』)。

四　『大日本古文書』五―二八九頁。

五　『奈良国立文化財研究所年報一九六五』

六　釈文七七頁参照。

七　『平城宮報告Ⅳ』五六頁。

八　関野貞は宮城内西方に「大り宮」の字名をのこす付近を西宮に比定した(『平城京及大内裏考』)。

九　昭和四〇年一〇月に実施した第一二次補足調査で第二次内裏南面築地回廊を検出した際、内裏中軸線上に柱間一間分(三・七三m)の門跡を発見している(『奈良国立文化財研究所年報一九六六』)。

一〇　早川庄八「律令財政の構造とその変質」『日本経済史大系1』所収。
一一　官人の勤務・考課・選叙等については、野村忠夫『律令官人制の研究』が詳しいので参照されたい。
一二　笹山晴生「中衛府の研究」『古代学』第六巻三号。
一三　早川前掲論文。
一四　延喜宮内式腹赤魚進上の祝詞、職員令集解宮内省条跡記。
一五　賦役令集解雑徭条古記「御贄獵贄送、……充雑徭」、前註職員令集解跡記等。
一六　延喜大膳式諸国貢進菓子条に「相模国橘子十担」とあり、『類聚国史』巻第三三延暦一一年一〇月丁未条に「停相模国献橘……以路遠也」とある。
一七　このほか天平六年出雲国計会帳「進上茂浜藻御贄弐荷」、『続日本紀』天平宝字八年一〇月甲戌条、『東大寺要録』所収天平勝宝八年五月二二日勅など。
一八　大化二年正月甲子詔其四賦役条項に「凡調副物塩贄、亦随郷土所出」とある記事が注目される。
一九　楚割については、和名抄飲食部魚鳥類に「魚条、遊仙窟云東海鰡条、魚条読須波夜利」、本朝式云楚割」とあり、狩谷掖斎はこれを箋注して「按条小枝也、魚条者、割魚肉乾之、其条如条枝」とし、「須波利、即須波衣和利之急呼」「按楚割鮭魚不配塩而乾之、削供之、見厨事類記」と解している。滝川政次郎「楚割考」（『日本上古史研究』五の三）参照。なお、平城宮木簡の用例で鰒を条で数えているものがある（三三七・三三九・四六一）。
二〇　『平城宮発掘調査出土木簡概報(一)』五頁、『同(三)』五頁。
二一　『平城宮発掘調査出土木簡概報(四)』七頁、『同(五)』四・八頁。
二二　蘭田香融「出挙―天平から延喜まで―」（『律令国家の基礎構造』所収）、早川庄八「律令財政の構造とその変質」（『日本経済史大系』1所収）に拠る。
二三　薗田・早川前掲論文。
二四　『平城宮発掘調査出土木簡概報(一)～(五)』にみえる白米貢進国は、尾張、参河、美濃、越前、丹波、丹後、但馬、播磨、美作、備前、備後、紀伊、讃岐、伊予の一四個国。

# 釈文

## SK二一九土壙出土木簡

一・寺請　小豆一斗　醬一十五升大床所酢　末醬等

・右四種物竹波命婦御所　　三月六日

259×(19)×4　6011

某寺より竹波命婦御所の用料として、小豆・醬・酢・末醬等を請求したもの。竹波命婦は常陸国筑波郡出身の采女壬生直小家主女で、後に掌膳として称徳天皇の食膳を掌っていた側近の女官。天平宝字六年五月、平城宮改作のため近江国保良宮に移居していた天皇は、完成と共に奈良に帰り、淳仁天皇は中宮院に、高野天皇は法華寺に入ってそれぞれを御在所とした。高野天皇の法華寺滞在期間は長くとも天平宝字六年五月から重祚した同八年一〇月までと考えられる。他の木簡の年紀は天平宝字五・六年で、高野天皇の法華寺滞在時期にほぼ合致している。さらに天皇側近の竹波命婦が「寺」から食料を請求していることを考え合わせると、「寺」は法

華寺と考えられる。「大床所」については明らかでないが、竹波命婦所管の一機関であろうか。『正倉院文書』続修別集第四八巻所収の万葉仮名文にみえる「於保止己□〔可カ〕都可佐乃比止」は大床所と関連するものであろうか（昭和四二年「正倉院展」解説）。なおこの木簡の充先は一応大膳職と推定している。『平城宮報告Ⅱ・Ⅳ』参照。左欠。

二　・主殿寮　請火事　殿□〔部カ〕

・　十二月廿二日　(237)×25×4　6019

主殿寮が火（火種か）を請求したもの。主殿寮の職掌の一に燈燭、松柴、炭燎のことがある。殿部（トノモリ）は律令制以前から宮廷官司に隷属した職業集団（伴部）で、日置、子部、車持、笠取、鴨の五氏が世襲的に任ぜられた（『三代実録』元慶六・一二・二五）。このうち燈燭以下の火のことは日置氏が担当したとおもわれる。職員令によれば主殿寮は四〇人の殿部を統轄していた。下欠。

三　・請常食朝夕幷三斗

・□〔右カ〕爲□□受如件副飯給送　(208)×27×3　6019

文はほぼ完存。朝夕料として常食三斗を請求したもの。職員令集解大炊寮条朱説は、諸司食料に月粮と別に日々朝夕に諸司に班給される常食のあることをのべているが、集解にいう常食は大炊寮のところにあるのだか

ら米(飯)であろう。しかし常食なる用語は、造石山寺所食物用帳(『大日古』一五―三七八頁)などの正倉院文書中にも見え、塩・茄子・油・醤・小豆などについても常食料という注記がある。裏面後半部の「副飯給送」とあるところからすると、米以外の右の如き食料を請求したものであろう。このような副食物を請求している先としては、大膳職を想定するのが妥当であろう。上・右欠。

四

・□〔謹啓カ〕□〔請カ〕□□□

□〔右カ〕

・□□〔安カ〕□　□　(246)×34×8　6019

全面朽損著し。一～三の請求文書と同類か。「謹啓」の書始めが特徴。下・左欠。

五　謹通　敷万呂□所　請菜端事　(171)×13×5　6019

「敷万呂」につづく字は判読困難。字数の確定も検討を要する。某所より「敷万呂□所」にあて、菜端を請求した文書。「謹通」で書き出す文書は、正倉院文書中にも数例ある(『大日古』五―三三八、一五―四三九・四七〇、二四―五五九頁)。下欠。

六　・阿万留止毛宇乎弥可々多

・□　171×(14)×2　6019

文　「宇」以下は「魚見(鵜を見)旁」か。旁(カタガタ)の用例は上代語にあまりないから、弥可を甕とすれば、「魚甕かた」になり、全体は「余るとも魚甕かた」となる。いずれにせよ前後を欠き、文意不明。右欠。

釈

七　□　常食朝夕□　(115)×(18)×5　6019

三と同様朝夕の常食を請求したものか。上端のみ原形か。全面朽損著し。

一〇　□慕慕以□　阿□□益□　(211)×20×(1)　6081

一一　・五　五□□
　　・　□□□□　(182)×23×9　6081

一二　□□□□

一四　・「甲斐國」（追筆）山梨郡□　　(43)×(10)×3　6039

・□

筆跡は一九・二〇と類似し、もと同じ文面か。下・右欠。切込み部両面に圧痕あり、紐断片が付着。

一五　海藻根　　(76)×(16)×5　6081

「マテカヒノネ」（『賦役令義解』）、「マナカエ」（『延喜主計式』）。賦役令調雑物の一。海藻の茎にできる成実茎か。四辺原形をとどめず。

一六　蕀甲嬴（嬴）　　83×19×4　6032

「ウニ」（『賦役令義解』）。賦役令調雑物の一つ。完存。

一七　・□馬馬馬馬馬□　　(141)×(13)×12　6081

・□□□

習書。四辺ともに欠損。表面上部と裏面朽損。

一八　・紀伊國日高部財（ママ）郷□（戸主カ）矢田部益占調塩

・三斗　天平字寶(ママ)〔五カ〕□年十月　(206)×22×4 *6039*

「天平字宝」は「天平宝字」の誤記。「日高部財郷」は「日高郡財部郷」の誤記であろうか。但しSD2700出土の同年同郡の荷札にも同じく「日高部財郷」とある(『平城宮発掘調査出土木簡概報(巳)』四頁)。『類聚名義抄』には「部」に「コホリ」の訓が見え「部」は「郡」の意で、或は「日高郡財郷」とよむこともできようか。下欠。表裏ともにやや朽損。

一九　・(追筆)「甲斐國」山梨郡雑役胡桃子一古　129×19×14 *6031*

・天平寶字六年十月

一四・二〇と同筆。「古」は「籠」の音通。「雑役」については、総説五〇頁参照。甲斐国は『延喜民部・主計式』によると、年料別貢雑物として胡桃子を、中男作物として胡桃油を貢進することになっている。

二〇　・(追筆)「甲斐」山梨郡雑役胡桃子一古　120×20×3 *6031*

・天平寶字六年十月

二一　長女柏　135×15×3 *6051*

「ナカメカシワ」。柏には、青と干の二種があり菓子雑肴を盛り(『延喜大膳式』)、或いは器物の口を覆うもの(『延喜大炊式』)

として用いた。播磨柏、三津野柏なる名もみえる（『延喜造酒式』）。

二三　撫滑海藻　112×25×2 6051

二三　未滑海藻　111×17×3 6051

「カチメ」。賦役令調雑物の一。正倉院文書中に散見し、写経生にひろく支給されている。

二四　長女柏冊把　111×16×3 6051

二五　□大豆二升直廿二文使□□　6091

最上部の墨書は○印か。大豆一升の直が一一文であるのは、正倉院文書によって検すると、天平宝字七年三月から同八年三月までの間にあたる。天平二〇年五文（『大日古』二―〇―八四頁）、天平宝字七年三月八文（同一六―三四九頁）、同八年三月一八文（同一六―四七九頁）、同年一二月二〇文（同一六―五六五頁）。

二六　宰宰□　6091

二七　故　6091

二八　□老　6091

二九　大天平寶字六□　6091

第一字「大」は尊称の意か。年号に「大」を冠するのはあまり例をみない。上・右は原形をとどめる。

三〇　□廿六日□　6091

三一　山背國□　6001

# SE三一一井戸出土木簡

四一　政津守貞成□□□□〔足歳ヵ〕御匣殿七人　(197)×18×3　6019

文意未詳。津守貞成は『津守系図』に見え、父は和丸。和丸は『住吉大社神代記』の延暦八年八月の署判者の一人津守宿祢和麻呂と同一人物か。子の貞成の活躍時期は九世紀初頭であり、この木簡の年代は平城上皇当時のものと推定できる。御匣殿は内裏貞観殿の別称。「七人」は後宮縫司に属する女孺で、貞観殿につめていた者をいうか。『平城宮報告Ⅳ』一九頁参照。下欠。

四一　山　　(22)×27×5　6039

# SK八二〇土壙出土木簡

四二　・□□檢校藁貳伯陸拾伍圍又乱六束　　351×41×6　6011
　　・□□〔中務カ〕少丞池田足繼

中務少丞池田足継が藁を検校したことを示すもの。藁は賦役令に「凡供京藁藍雑用之属、毎年民部預於畿内料量科下」とあり、この条に関する古記などの説は、京で必要とされる藁・藍・染草・縄・瓠・柏・槽・机・籠・置簀などが畿内百姓の雑徭によってまかなわれるものであるとしている。中務省が藁を必要とした事情は明らかではないが、『延喜式』によると、藁の用途は染色、造瓦、造紙等のための材料及び縄、薦等の藁製品、或いは壁塗料など多方面にわたっており、例えば中務省被管の図書寮、縫殿寮でとくに藁の需要があったことが想定される。因みに藁の計量単位は、『正倉院文書』や『延喜式』にも「囲」とあり、「駄一匹可負員廿圍」（『大日古』一五、一六八頁）、「藁五十圍……載一両（車）駄減三分之二」（『延喜木工式』）とあるから大凡の量は推定できる。尚この木簡に「又乱六束」とあり一囲＝一〇束であろう。池田足継は『続日本紀』にみえる池田朝臣足継と同一人であろう。足継は天平

宝字元年五月従五位下に叙せられ、同年六月左衛士佐、同三年一一月下総介、同五年一〇月豊後守、同七年四月左少弁に任ぜられている。この木簡の推定される年紀は天平末であるから相当官位で従六位上である中務少丞は彼にとってふさわしいものである。

## 四四　民部省　進薪壹伯荷

〔右依カ〕□□□□

(346)×(38)×6　6019

上部が原状をとどめるのみ。原形はかなりの大きさであって、欠失部分に民部省が薪を進上した事由を記したものか。薪進上については御薪（ミカマキ）が想起される。雑令によれば、正月一五日、文武官人諸王は官位に応じ（一位一〇担、以下初位二担、無位一担）宮内省に、帳内資人は本主に、中宮、東宮舎人は各々本職本坊に薪を納める定めであった。薪は『釈日本紀』に「ミカマキ」と訓まれ、御竈で焼く木の意。『延喜主殿式』には年中所用御薪として湯殿料一八〇荷、御匣殿御洗料七二荷、御沐料一八〇荷、御脚水料二四〇荷、御炊料七〇八荷、儲料二〇〇荷、御贄殿五荷が計上されている。尚、正月一五日には御薪札（各人の進むべき薪の数を記したもの）を提出する進御薪儀が行なわれた（『延喜太政官式』『内裏儀式』）。薪の計量単位である荷はさきの雑令に「長七尺以二廿株一為二一担」とある担と同じであろう。

## 四五　・大膳職　□□

・□□　(136)×13×5 *6019*

四四　大膳職　□□〔四カ〕　(176)×(24)×10 *6019*

四四　内膳司請年料薦卌二枚薦卌二枚　189×24×3 *6011*

内膳司の年料薦請求文書。全文を墨線にて抹消。文中「薦卌二枚」が重複している(薦は異体字使用)。『延喜内膳式』には内膳司の年料の薦として「薦十六枚八枚張大炊殿上料八枚翳御膳所料」があげられている。

四六　・圖書寮解　矢田□〔部カ〕　218×(11)×6 *6019*

・□□□□□□□□□□□□□□□□

第一字は図の異体字。下は「矢田□」の一部を除き文字が削りとられている。裏面は材を横にして書いたもの(三六以下参照)。九二・二八に西宮の兵衛として矢田部姓がみえる。上端のみ原形。

四九　主菓餅　□□　121×(63)×6 *6019*

主菓餅は宮内省大膳職に属する官職名。「主菓餅二人掌二菓子造二雑餅等一」(『職員令』)とある。相当官位は正七位下。左欠。朽損著し。

五〇　大膳職　90×(17)×5 *6019*

五一　園池司　(85)×(8)×3 *6019*

五二　□□木工寮□　*6091*

五三　〔宮カ〕官内省　*6091*

五四　・府召　牟儀猪養　右可問給依事在召宜知

・狀不過日時參向府庭若遲緩科必罪　翼大志　少志　四月七日付縣若虫　282×28×5 *6011*

兵衛府召喚状。表裏ともやや朽損。文末割書の官職名である「翼大志少志」は、大宝令制の兵衛府の次官主典であり（長官―率、次官―翼、判官―大直・少直、主典―大志・少志）、「府」は兵衛府をさす（滝川政次郎『律令の研究』四四三～四四七頁）。「某司（某所）召」ではじまる文書（『大日古』四―二六〇・二九二、一二―三五五、一三―四七九など）形式は正倉院文書や木簡に散見する。漢文体のくずれがみられ、「右」以下は「問給う可き事在るに依り召す」と読むか。文末割書の「翼大志少志」は連署の省略形。「付縣若虫」はこの文書の伝達者を示す。大宝二年御野国戸籍にみえる「縣造若虫」（六才）と或は同一人か（総説参照）。牟儀猪養は兵衛か。

五五

・「〔召カ〕　〔部カ〕
召　錦部岡万呂」　□承知此狀急々寮庭參向
怠々莫

・頭　助　大屬　少屬　潤九月十四日付廣足

239×(34)×5　6011

右側辺が割れ、表下方の主文一行分を欠いているらしい。最初にまず召喚すべき者の氏名を中央部に書き、その下に割書で三行（推定）に主文を記し、裏にはこの文書の発行人である某寮の長官次官主典の官職名のみを略記し、日付とこの文書の伝達者を記す書き方である。表上方右辺に僅かに墨痕が認められるが第一字は「召」、第三字は「部」とも推定され或いは「召錦部岡万呂」の文を右横に習書したものとも考えられる。年紀はないが天平末年のものと推定され（総説参照）、閏九月とあるから天平一八年としてよい。錦部岡万呂を急ぎ寮庭に召喚した文書である。「急々」「怠々莫」などの踊字「々」の使用が見られる。錦部岡万呂は兵衛か。九一・九二・九八・一〇二（西宮兵衛関係）などに錦部の姓がみえる。

五六

・符三野部石嶋等　□
右爲打　勅旨紙召宜知此狀以

・莫爲怠遲符到奉行
　大屬錦部連眞道

179×(32)×6 *6011*

表裏共に左右両辺各半行分を欠き、もとは三行か。表はかなり荒れているが、赤外線写真では釈文のごとく判読できる。「符」という公式様の文書形式をとる(総説二三頁参照)。某寮が勅旨紙を打つために三野部石嶋等を召喚したものである。「勅旨紙」は管見の限りで他に類例がみえず、その意味はなお明らかでないが、勅旨を記すための紙或いは勅旨にもとづいて必要となった紙とかの意であろう。後者の例としては勅旨大般若紙打料(『大日古』五―三五頁)がある。〃紙を打つ〃ということは、紙を滑らかにするために石で打つことをいう(加藤晴治『和紙歴史編』)。奈良時代の写経所でもひろく打紙作業が行なわれていたことが知られ、例えば奉写一切経所では装潢生が仕丁・自進・雇夫等をつかって紙を打たせている(『大日古』六―三七三、一六―四〇、一九―五七五各頁)。打紙所(同三―四九九頁)、紙打殿(同一六―一一三頁)なる語もみえる。尚この符は紙に関するものであるから図書寮の符であろうか。裏面末尾一行は日付とこの文書の伝達者を示したものか。三野部石嶋は兵衛か。九三・九七・九八・一一〇(西宮兵衛関係)などに三野の姓がみえる。

**五七**

・八月廿八日進紺糸二斤六兩一分□□□附藥□
・正六位上行正勳十二等山口伊美吉　　天平十三年

(219)×(15)×3 *6019*

表に主文である紺糸を進めた月日、数量を書き、裏に紺糸を進めた官司の長官（「正」）の署名および年紀を記す。この官司は紺糸を作製するところに限定し得るとすれば、織部司（大蔵被管）或いは内染司（宮内被管）であろう。

山口伊美吉（忌寸）は次のような史料にみえる山口忌寸佐美（沙弥）麻呂か。天平勝宝五年正六位上紫微中台大疏兼近江大掾（『大日古』一二一四四九頁）、同七歳紫微中台少忠（同一三一一五五頁）、天平宝字二年八月外従五位下→従五位下、同五年一〇月甲斐守、神護景雲三年一〇月復本位従五位下、宝亀元年三月会賀市司、同三年四月木工助、同年一一月備後介（以上『続紀』）。上と左は原形をとどめるか。図版配列は表裏逆。

五八　・□付火長大日部勝麻呂

・□廿九日　　(174)×(20)×6　6019

火長は『延喜内蔵式・左右近衛式・左右衛門式』等に見えるが特に軍防令には、「兵士十人為二一火一」とあり、また『左右近衛式』では同府所管の賀興丁一〇人の長として火長がいる。したがって火長は衛士・仕丁・兵衛などの一〇人の単位集団の長を示すが、西宮兵衛に関する木簡を併せ考えると、兵衛の火長である可能性は強い。上部欠。

五九　・□右四人財□

・□願爲爲□　　(60)×20×1 *6081*

六〇　□右兵　　51×40×5 *6019*

六一　・□位下財椋人安万呂
　　□行夜使仍注狀故移
　　・□少志樽原造總麻呂　　(117)×30×2 *6019*

某府移。署判者は少志であり、発給官司は衛門府・左右兵衛府・左右衛士府のいずれかである。財椋人安万呂（因みに財椋人は初見の複姓氏）を某月某日の宮内のある地区の行夜使として派遣し、行夜使の身分証明として同人に給付したものか。行夜（ヨマハリ）は宮衛令開閉門条に諸衛（兵衛府・衛士府・衛門府）があたり、『延喜式』の詳細な規定によると、内裏は官人一人近衛一人、大蔵は近衛二人、内蔵は近衛一人、八省院と豊楽院は門部一人が行夜にあたり、兵衛もまた各々に一人乃至二人配されている。上部は切りこみをいれて折り、欠損している。

六二　・□〔右カ〕兵衛府□
　　・□□□□　□　　(119)×(14)×6 *6081*

六三　・□□給□宜故牒（數カ）（入カ）　(88)×(7)×2　6081

・□□□□□

六四　申應直□□□□（臺他）

六五　・□□□□□□（如件具狀謹牒カ）　(109)×(9)×4　6081

六六　・□謹請處□謹□（分カ）（白カ）　(125)×(7)×2　6081

・□□　(138)×(64)×2　6081

六七　・□衛府□

・□　(235)×(19)×4　6081

六八　□□守臣老玉桙□□君來□□（道カ）　(255)×(21)×8　6081

「玉桙」以下は削りとられ、約三字分の墨痕がのこる。玉桙は玉の飾りのある桙、或いは「ほこ」の美称、また道・里にかかる枕詞。「玉桙」以下は左に寄り、もと二行の割書か。「君来」などの残文と併せ考えると

「玉桙」以下は歌の後半部ではなかろうか。道守臣老は兵衛か。九一に北炬兵衛として道守姓がみえる。

六九　謹諭人成□　(206)×(15)×3　6081

七〇　・申請月借錢事□
〔依錄狀謹解〕〔證人大伴〕
・□□□□□　□□□□□

(205)×(9)×3　6081

月借錢請求文書。申請者は不明だが、貸与者は、解の形式（上申文書）だから、官司である。正倉院文書に、宝亀三年から六年にかけて、写一切経所の月借錢請求書が九七通以上残存する。書式は、月借錢請求額・返済期限・質物の品名数量・請求月日・請求者名・保証者名があり、次に貸与責任者・貸与返済月日が追筆されている。月借錢の借用期限は通常は一～三ヵ月で、五ヵ月のものもある。給料（布施）で返済を約束したものが多い。利子は月毎に単利で一割三分ないし一割五分、年によって変化がある。その他仕丁の月借錢もある（『大日古』五―四四一頁）。なお証人の大伴は兵衛か。後出九七・九八・一〇〇の西宮守衛の兵衛姓に大伴がみえる。四辺欠。

七一　・□成　成成
□月十七日替成成
・□重重重重重重重□

(149)×(31)×5　6081

□年　年　年事

表上方左寄りの「月十七日替」が本文の一部か。他は習書。上下左右ともに欠。裏面図版上下逆。

六三　右以今□〔月カ〕□　6091

六三　厶郡司□〔解カ〕□　6091

墨色は薄いが、左辺に濃い墨色の二画が重複している。「厶」は「某」に通じ、郡司の「解」の書式を記したもの。

六四　□〔厶國カ〕□司移　□□〔厶國カ〕□　6091

「移」の書式を示したもの。

六五　□□〔衛カ〕府移出雲國司　6091

某衛府（中衛府・兵衛府）から出雲国司に出された移文の首部。或いは六三・六四と同じく書式を示すためのものか。

六六　九月十四日造□〔宮カ〕□　6091

## 七

・松原草除充夫十七人　領中衛一人

・　天平十八年十月十七日

327×44×4　6011

松原の草除に夫一七人を充て、中衛一人がその統領にあたることを記したもの。『続日本紀』には、天平元年三月以降曲水、騎射の宴などに使用される松林、松林宮、松林苑、北松林などがみえる。「松原」はこれにあたるか。因みに松林に関する記事は天平一七年五月の平城還都直後に「天皇親臨『松林倉廩』賜『陪従人等穀』」とみえる記事が最後である。神亀三年以降しばしば宴に使用された南苑（南樹苑）も同様天平一九年以降にはたえてしまうことと併せ考えると、還都後の宮内改造でこれらの苑が消滅したと推定される。左中央の一部分を欠き、土圧で歪んでいる。

## 八

・□〔獄〕〔獄〕〔獄〕〔獄〕　□□　□□□□〔獄〕〔獄〕　□

正六位上右大舎人阿倍勝大養徳國□〔添〕□〔上〕郡山村□

・迷之之之之之之　□□□潜潜章□

□□□□□□

(328)×(23)×4　6081

「正六位上右大舎人阿倍勝」以下の一行の他は習書。以下の地名は阿倍勝の本貫地。勝が姓か人名か決し難いが、姓ならば阿倍勝の例はない。「大養徳国」は天平九年一二月丙寅から同一九年三月辛卯間の大和国の表記

法。山村は郷名。上端のみ原形。

七九

津玖余ミ美宇我礼□□□□□

故　詑　□〔解カ〕由　由我　礼由由　男

謹解　川口關務所　本土返還夫人事　伊勢國

□　夫人　男□

故漢□解解解務都本善礼我還事事

□□〔尊〕白大郎尊者□下借錢請□右取□

〔皇皇皇皇皇皇皇〕

□□□□□□□

未未未未未

皇皇皇皇皇皇皇皇讃讃讃讃讃讃

鴈鴈鴈鴈鴈鴈鴈寒鴈鴈鴈鄒鄒鄒□□

未　未未未□

遠量疏疏應未未反反其勞結結鄙鄙苞□

未未未未未

□書□□□　未之□□

(349)×(64)×8 *6019*

「謹解　川口関務所云々」の記入のあるものに、その後数度にわたり表裏に習書などを書き加えたもの。「謹解　川口関務所」以下の一行は未完だが、伊勢国の川口関務所に宛て、その関を越えて東へ還る夫人(諸国徴発の百姓＝人夫の意か)のことを記したもので、過所か。川口関は三重県一志郡旧川口村と推定され、大和から桜井、名張を経て伊勢に通ずる重要交通路の関所。『続日本紀』天平一二年一一月乙酉に伊勢国壱志郡河口頓宮を関宮といった記事がある(直木孝次郎「大和と伊勢の古代交通路―高見越えについて―」『大和文化研究』第九巻第七号)。「□白大郎云々」は借銭請求の書式。借銭という言葉は奈良時代では、1利子の記載のない契約文書からなる借貸銭(『大日古』四―一二六一頁)、2月借銭の略記(同六―三一三頁)、3官司が物品調達用に上級官司から一時借用するもの(同一五―二九〇頁)などの場合に使用されている。「津玖余々美宇我礼」は「月夜好み浮かれ」の意。上端のみ原形をのこす。

八〇　・□解□息事右□者蒙□〔恩〕澤□延年如常□□□等師

・□□□□謹啓今願所者□〔狀カ〕奉止謹解□□□□彼〔仰カ〕郡大領所令仕

(548)×(21)×5 *6011*

個人の啓状か。解文の形式をとっている。「蒙恩澤」「延年如常」などの文言は、啓状の慣用語、裏面「今願所者」以下が割書されているのは余白の関係によるものであろう。「仰彼郡大領所令仕奉」とある記事が注意されるが、全体の文意は判読し難い文字が多く明らかでない。薄く削りとられた部分が多く、下半部には細字で、「能・自・還・戴」などの習書がある。上・下は原形か。図録の配列は左右逆。

八一　□初位上檜前舍人倭麻呂謹解申請□　□　□　6091

檜前舍人倭麻呂の提出した請求文書。檜前舍人姓は東国に分布し、武蔵国那珂郡の防人（『万葉集』四四一三）、上総国海上郡の檜前舍人直建麻呂（『続日本紀』天平神護元年正月己亥他）、遠江国城飼郡の主帳の檜前舍人部諸国（同宝亀二年三月辛酉）がいる。なおこの檜前舍人は兵衛か。後出九二の西宮東二門守衛の兵衛に檜前姓がみえる。

八二　□　□

□廿二日依相見采女宣□　6091

相見采女は出身郡名による采女の特定個人の表記法。相見は伯耆国相見郡（『大日古』四―二八八頁、『延喜兵部式』）で、『和名抄』『延喜民部式』では会見（アフミ）とする。八三・八四・九〇は同類か。

八三　□□〔婦カ〕宣□□□〔田部カ〕□□　6091

八四　□命婦宣進黄□　6091

八五　□如件□□□　6091

八六　□□□□□
□〔部カ〕下ム位姓名□　6091

文書の書式を記したもの。署名の部分であろうか。

八七　従六位上□〔行カ〕□　6091

八八　□位上□□□〔定カ〕　6091

八九　□日従七位上□〔行少録カ〕□□□　(70)×(7)×5　6081

九〇　□□〔依八〕上采女□　6081

九一　・北炬兵衛　儀宗我　石前八戸〔戸〕　錦部河内　道守養徳　枝井田部

・若麻尾張　合十二人　250×31×4 *6011*

北炬門に上番する兵衛名を列記したもの。北炬門は九三の解説参照。ここに北炬兵衛とあることにより、一連の西宮の門ごとに人名をつらねた木簡はそれぞれの門の守衛にあたる兵衛に関する日々の記録であることが判明する。これらは、九七・一〇〇などの記事によると、兵衛の上番日の食料を請求するためのものでもある。これら兵衛木簡にはいずれも年紀はないが、他と同じく天平末年のものと推定される。人名中、「八尸」は八戸、「枝井」は榎井・朴井か。九一～一三四・一四四については総説西宮兵衛伝票の項(二五頁以下)参照。

## 九二

・西宮東一門室（矢田部膳 川上 茨田 館）　右七人　206×28×3 *6011*

・二（檜前錦部 三野 土師 漆部 尾張）　合六人

表に「右七人」とあるが、書き出されている人名は六人。裏の「二」は西宮東二門の意。三野の「三」の第三画は追筆。人名に付した合点は九五の例では下番の意。

## 九三　北炬門　218×(35)×2 *6019*

「北炬門」以下の空白部分には西宮兵衛木簡から推して兵衛の名前が記されるべきものか。「北炬門」は篝火を焚く西宮の北門の意。従って九一の「北炬兵衛」は北門の夜間禁衛にあたる兵衛を意味する。西宮兵衛木簡で南門や東門で炬を焚くことを示すものがないから、西宮では北門が夜間開いていた唯一の門になる。令文は日

没諸門を閉じたあとも「不レ在二閉限一」、「至レ夜燃レ火」す門を理門と称しているが（宮衛令）、「臨時定二一便門人出入者一名云二理門一昼夜開検二人出入一」（宮衛令集解開閉門条令釈）というものであった。そして内門・中門・外門（宮城門）各々に理門がある（宮衛令集解理門条古記）。北炬門は西宮の北門であるから内裏の内門の理門である。左欠か。

**九四**　飯請　田口牛甘　河内五百足　合二人　　234×14×5 *6011*

西宮兵衛の食料（飯）請求文書。田口牛甘は九六・一〇三にみえ、さらに正倉院文書の官人歴名帳（『大日古』編者は天平宝字五年に類収、一五―一三頁）中の伊勢少掾田口牛甘、『続日本紀』天平宝字八年九月丙午条に正六位上から従五位下に昇進している田口朝臣牛養と同一人物か。この推定が成立すれば兵衛の官人社会進出を示す貴重な例になる。河内五百足は九一の河内と同一人物であろう。

**九五**　西宮南門（茨田下／茨田）　日下部　角　鴨奈林　合五人　　113×31×3 *6011*

南門と角門（脇門か。角が角門であることは九五より明らか）守衛の兵衛計五人を書きあげている。「茨田下」なる記載は上番を予定されていた兵衛の茨田が何らかの事情で下番となったものか。

**九六**　・西宮三門　番長（田口牛甘）　安曇鳥　大原大魚

・上廣足（民金万呂）　合六人　　134×21×3 *6011*

門名が単に「三門」とのみあり方位がないこと、兵衛の人名標記が姓だけでなく名も示していること、一〇〇人単位の兵衛集団を統率する番長がみえること、以上は他の西宮兵衛木簡と記法が異なる。「三門」は他から推して東の第三門の意か。田口牛甘は**九四**解説参照。上広足は、宝亀五年の正倉院文書（『大日古』三二―四五二～四六五・五七九頁）にみえるが、同一人かは不明。

**九七**　・西宮東一門茨田川上□　大伴　合四人

東□〔二〕門〔奈〕□三□〔林カ〕野　□〔合四人カ〕朝夕料　　119×(12)×2 *6019*

「朝夕料」は兵衛に支給されるべき食料（常食）（総説三一頁参照）。因みに兵衛の生活資は、大炊寮・大膳職から支給される諸司食料（職員令集解）、出身郡からの養物（『続日本紀』天平元年四月庚午）でまかなわれた。『延喜大炊式』には兵衛一五〇人分の食料が支給されることになっている。左・右欠。

**九八**　・西宮東一門□〔川〕上□　錦部大伴　合四人

・二門（三野 土師 奈林 綾）　合四人　146×22×3 *6011*

九九

・西宮南門（春部 上）　角門（大野 船 達沙 丹比部）　合六人　(191)×31×5 *6019*

・此无塩如何不可須如常□

表裏別筆。南門と角門は九五にもみえる。裏の文は、後欠か。表書により支給された食料について、塩の支給がないことを難ずる気持を後で書き記したものか。上・下欠。

一〇〇

・東三門（額田 各務 林 漆部 神 秦）　北門（日下部 縣）　北府（服□〔結〕 大伴）　187×22×2 *6011*

・合十人　五月九日食司日下部太万呂狀

兵衛一〇人の食料請求文書。「食司」はここでは兵衛の食料事務担当者(総説三一・三二頁参照)。

一〇一　西宮東一門（川上 茨田）　東二（奈林）　右三人　168×17×2 *6011*

一〇二　東三門（額田 茨田）　錦部□　丹比□〔部〕　(126)×(17)×3 *6019*

三〇一　・請御食　川内五百足　田口牛甘

依各食納飯六升「食納飯」　・

150×17×3 *6011*

西宮兵衛の食料（飯）請求文書。表裏の文字は逆方向。末尾の「食納飯」は後筆か。川内五百足、田口牛甘二人の食料請求については**四五**参照。

四〇一　・□嶋□〔万呂カ〕　川上足桙

・上廣足

158×(11)×4 *6019*

「川上足桙」は三一にも見える。左・右欠。朽損著し。

五〇一　・西宮東一門　□□〔茨田〕　合四人

・東二門　□　□〔綾カ〕　合四人

197×(11)×2 *6019*

六〇一　□□□□〔西宮南門〕　君子　□

(136)×(10)×7 *6081*

七〇一　西宮南門　□□　春米

(121)×(8)×2 *6081*

一〇八

・□〔館カ〕

・□〔門カ〕土師□

表面を削り、文字は一部にのみ残る。下・右欠。

(119)×(14)×2 *6019*

一〇九

・□大原□東一門多紀

・□東□〔三門カ〕

(101)×(12)×2 *6081*

一一〇

・□尾張□□□□〔三野錦カ〕

・□□

(79)×(8)×2 *6081*

一一一

・東□□〔一門カ〕

・□□〔東カ〕

189×26×2 *6011*

表裏面ともに削りとられ、一部に墨痕をとどめるのみ。西宮兵衛に関するもの。

一二三　・□□門　上室、茨田□、日下部　(90)×31×1　6081

・□□□□

一二三　・東一君子敢　二額田〔三カ〕□□　・合□〔七カ〕□　(110)×33×3　6019

「東一」「二」は東一門、東二門の意。下欠。

一二四　室　6091

一二五　□□□□□〔林カ〕合七□　6091

一二六　・□〔司門カ〕□□□

・□□□□

一二七　・□〔西宮カ〕□□□〔門カ〕□　(131)×22×(3)　6091

鳥□〔取カ〕□□

□〔合四人カ〕□□□

・□　242×(19)×4 *6019*

二八・右七人東一二□〔門カ〕□□□河内〔紀〕□□矢田部□　(219)×34×2 *6019*

・□人食□□墮□給□□□

表裏異筆。表は西宮兵衛関係か。裏は文意未詳。下欠。

二九・□□〔門カ〕□　(214)×(12)×2 *6081*

・□□□

二〇・□大原大魚　矢田部□□　(67)×18×3 *6081*

□部千□　□□□

・□　□□□□

二一　川上足桙謹啓□　*6091*

□□□

二二　□室　茨田　□□　(67)×(6)×1 *6081*

二三・東二門□

一二四　西宮□□

一二五　春部　錦□〔部カ〕

一二六　二門　輕□〔合カ〕

一二七　□　土師各務□

一二八　西宮□〔南カ〕□

一二九　□〔西宮東三門カ〕□□□□□

一三〇　□〔北カ〕方□〔内カ〕一門□

一三一　大宮□□□〔南一カ〕

一三二　□□林　神□〔秦カ〕

(55)×(7)×1 6081

6091

6091

6091

6091

6091

(71)×(6)×3 6081

6091

6091

6091

一三三

・□□□□〔足カ〕　□□□□〔君子カ〕〔矢カ〕□

・□□□　□□□

(91)×(9)×2 6081

一三四

・西宮東一□　茨田□

・□　□　□

(101)×(7)×2 6081

一三五

・□□□□〔讃岐國掾正六位上佐伯息カ〕□□□□□□□□　長　尾張　尾張國守□〔正五カ〕□□

・□□□□　□□□□□□□□□〔美野國大掾正六位上カ〕　□□□□□□□□〔周防國介カ〕〔位上カ〕□

(429)×(17)×5 6081

表裏に讃岐国掾、尾張国守、美野国大掾、周防国介などの記載がみえるが、性格未詳。上端のみ原形。

一三六

・□□□□〔佐伯直カ〕〔綱カ〕息□〔年カ〕□廿二　□田連〔茨カ〕〔乙カ〕□

・□位上伊勢直□人〔者カ〕□□□□〔人息カ〕□

(162)×(15)×4 6081

一三七

・□位上伊勢□〔津カ〕「戸口」〔異筆カ〕□□□

・□爵□　祿盡加□　□□□□　(137)×(15)×7　6081

一三八　奈良王　管(菅カ)原王　玉手王　(253)×(20)×6　6019

王名を列記。「奈良王」は長親王の子（『本朝皇胤紹運録』）で天平一二年正月、無位から従四位下に叙（『続日本紀』）。「管（菅カ）原王」「玉手王」は未詳。一三九・一四〇と関連するか。

一三九　川勢王　(198)×(24)×(5)　6019

一四〇　□原王　(100)×(6)×5　6081

一四一　金守部淨人　金守部小君　金守□(部カ)□　(227)×(13)×3　6081

一四二　□□□□茨田　(155)×(11)×2　6081

一四三　□秦古万呂　(45)×(15)×1　6081

一四四　養德　62×19×3　6021

兵衛の姓か。九一参照。

一四五　□上勝部豊嶋　(68)×(11)×2　6081

一四六　□　膳廣麻呂□　(113)×(11)×1　6081

一四七　□□〔連カ〕麻呂　6091

一四八　・□大伴

・□□

一四九　刑部□□□

一五〇　・□小足

・□□□□□□□

一五一　□□□〔書カ〕文忌寸□　(78)×(12)×1　6081

一五二　・□　茨田　6091

(45)×(9)×2　6081

一五三　田口□　6091

一五四　□丹波　6091

一五五　車持□　6091

一五六　□麻呂□　6091

一五七　□□□〔麻カ〕呂　6091

一五八　□矢田□　6091

一五九　六人□〔部カ〕□　6091

一六〇　□□〔牟〕婁大夫　6091

一六一　□麻□呂□　6091

一六三　刑□〔部カ〕　6091

一六三　白髪部連□　6091

一六四　矢田部　6091

一六五　□　各務□　6091

一六六　□伎ミミミミミミ　藤野ミミミミミミ　子奈女

牧津ミミミミミミ　加毛　玉敷女　(565)×(51)×8　6081

女性名下の点は一一番目を長くはね、数の区切りを示す。「藤野」「加毛」は郡名にみられ、あるいは采女か。一六七と同類。四辺ともに原形をとどめず。

一六七　□□〔濱カ〕ミミミミミミ　(300)×(22)×5　6081

一六八　・五十上女　玉虫

・□上〔八カ〕　(298)×(20)×6　6081

一六九　□□□　□□〔君カ〕　子刀自　□虫　(266)×(51)×10　6081

一七〇　□女春日村　□女〔飽浪カ〕□□村　(171)×(8)×2　6081

天平勝宝二年東大寺に進上した官奴婢の中に春日村常奴婢四人、飽浪村常奴婢九人の名がみえる（『寧楽遺文』一七五二頁）。春日村は大和国添上郡、飽波村は大和国平群郡にあり。『続日本紀』にみえる春日離宮、飽波宮（聖徳太子が薨じたといわれる飽波葦墻宮も同じか『大安寺流記資財帳』）の所在地。両村の常奴婢は、この離宮の雑役に従事したものといわれ、この木簡の某女も両離宮の婢か。四辺原形をとどめず。

一七一　大津女　(168)×(15)×8　6081

一七二　□春日女　6091

一七三　眞濱女　6091

一七四　・「味」「味」天平十八年九月四日交易紙百□□〔廿張カ〕「都」「實實」

・　□　田□〔正カ〕之比等等〻流刀毛意夜志己〻呂曾　(344)×(22)×8　6081

「天平十八年九月四日交易紙百□□〔廿張カ〕」の部分が本来の文か。「味」「実」等の習書がある。万葉仮名は「た□

し人ととるともおやし心ぞ」と読める。全体の文意は不明だが、「おやし」は同じの意。「おやし」の用例は「大王の敷きます国は都をもここも於夜自と心には思ふものから」大伴家持越中時代の歌『万葉集』四一五四などがある。左・右欠。図版の配列は左右逆。

一七五　・進上　□□枕□□

・　天平十八年□〔九〕□　266×(22)×3 *6019*

一七六　□□〔土師カ〕女六人米二石七斗人別四斗五升　(273)×(16)×3 *6081*

土師女六人への米の支給文書。人別四斗五升の米は天平一七年度の月粮請求文書(『大日古』二―四六七)にみえる采女・宮人の月粮支給額と同じであり、この米は土師女への月粮か。右辺のみ原形。

一七七　八月十九日請古御酒□〔三カ〕升又廿□〔日カ〕請□〔御酒カ〕三升又廿二日古御酒三升請又廿四日古御酒三升□〔請カ〕又廿五日古御酒三升請又廿□□□□□〔御酒三升請〕「九月□日古御酒二升」(異筆)　300×33×3 *6011*

欠損部は多いが、ほぼ原形は判明する。日別の「古御酒」の請求量を記した帳簿風のもの。古酒は天平元年隠岐国正税帳などにみえ、新酒が天平八年摂津国正税帳などからわかるから、酒に新古の別があったらしい。

一七八　・古酒三升□〔許カ〕□心一升許　□□□　(113)×21×4　6019

・□□　申留□

一七九　□人小豆　(98)×22×3　6081

一八〇　・□□相盛物四□〔古カ〕□　(97)×(18)×3　6081

・□□　廿文□

「相盛物」は二種以上のものの盛合せの意か。一九一にもみえる。

一八一　・□□　□一斗　(92)×(18)×7　6081

・□月二□〔日カ〕

一八二　・□〔綿カ〕三屯　布□　(75)×(14)×2　6081

・□三人□□

一八三　鈴一口　6091

一八四　□鮑□　6091

一八五　□伊加一□□　6091

「伊加」は「烏賊」（イカ）。

一八六　薄□□〔鮑カ〕　6091

一八七　□一斗酒一斗□　6091

一八八　□□醬□□□鯖□□〔給カ〕〔一カ〕　6091

醬（ヒシホ）はもろみのようなもの。醬鮒（『延喜主計式』）のごとく魚を醬漬にしたものか。

一八九　□□□

□□一合　□　　6091

一九一　□一斗□相盛物二古入器瓸二口□　　6091

一九二　□進一□（段カ）（進上カ）（廣カ）□□□　　6091

□朝夷□□進上道子（一段カ）

一九三　九月卅□（稲カ）□□□□　　(249)×(38)×8　6081

一九四　□□

莒□□□　眞依　　197×36×5　6011

一九五　•□□□（敷御カ）□□□　　(166)×(16)×6　6081

•□□□□□□（六日カ）

一九六　飯五斗　塩一百顆　用物　眞濱女　板野　　(129)×18×4　6081

「板野」は阿波国板野郡出身の采女の板野命婦のこと。正倉院文書に散見し、天平勝宝四年八月に出家（『大日古』一二―二六五頁）。天平一七年正月外従五位下に叙せられた粟凡直若子は同一人か（『続日本紀』）。飯・塩を板野命婦の下にある真浜女に支給したことを示すものか。上・下欠。

一九七　・□五斗□　　(80)×(29)×2　*6081*

・□　□□

一九八　布卌四□〔端カ〕

糸五斤十二兩　　(104)×(46)×3　*6081*

一九九　□□〔月廿カ〕四日□〔給カ〕出黄□〔袍カ〕　　(114)×(22)×5　*6081*

「黄袍」は衣服令制服条によると無位の着するもの。右辺のみ原形。

二〇〇　・二蒲萄染　□御被一　□〔以カ〕進浅田□

・　十六日敷御被三　御□　　(207)×(15)×5　*6081*

「蒲萄（えび）」染は衣服令服色条によると薄い紫染。最初の「二」はその点数を示し、内訳として「御被（覆

衣)」一点があり、浅田某がこれを進上したことを記したものか。裏面も同様な内容か。「十六日」とあるが、二〇一には「十七日」「十八日」とあり内容上も関連資料である。上端のみ原形。

二〇一　□□□　十七日□□□三〔練御被カ〕　十八日□□□□一〔橡大御服カ〕　(196)×(11)×4 *6081*

「橡(つるばみ)」は紺墨色染。上・左欠。

二〇二　□□束別四文　□　(177)×(10)×2 *6081*

二〇三　□六文　各廿六文充　黒葛直六十文　(161)×(6)×2 *6081*

二〇四　・弓豆支女 人給

・　□　(152)×(8)×5 *6081*

「弓豆支女」(てつきめ)は手舂女で、臼をつく仕事に従事した女か。その人給料の支給に関係するもの。

二〇五　二口〔波古カ〕□□□　(51)×(15)×2 *6039*

右上は付札の切りこみ部が欠損したもので、物品付札に属するものか。二〇九に同文あり。下・左欠。

二〇六　合伍□〔斛カ〕　(62)×(6)×6　6081

二〇七　□薪廿斤□□　(68)×(11)×2　6081

二〇八　並四合□□　(71)×(13)×3　6081

二〇九　二口波古　六十文各一口　85×(12)×2　6032

二一〇　・錦部小濱給綿
・十屯「潤(異筆)□右□」　109×17×4　6011

錦部姓は西宮兵衛木簡にもみえる(九一・九三・九八・一〇二・二一〇・二三五)。綿の支給記録。「潤」以下は異筆。

二一一　黄御戸帷一合□□□　布□(帷カ)五合□(之カ)中四布□布四□　(442)×(27)×5　6019

「黄御戸帷」は斗帳。御斗帳は『延喜内匠式』によると、高八尺一寸、方一丈二尺二寸とある。「御」の字を冠し、天皇・皇后等の使用に供するものか。「布帷」は「カタビラ」。尚「帷帳」の事は主殿寮が掌る(職員令)。縦に割って、燃したらしく、下端が焼け損じている。

二二三　・瓠七十二口大廿口直錢百六十文各充八文小五十二口直錢百五十六文各充三文
・合參伯壹拾陸文　234×46×10 6011

「瓢（ヒサゴ）」は異体字使用。官司が瓢を購入した際の記録か。

二二三　皆流廿古小大三古　219×42×2 6011

二二四　・畫料繼米俓一寸二分「大（異筆）□大□」
・角長一寸五分　厚八分　繼□（所カ）太二寸六分□
・大長八寸六分　中俓五寸六分　惠利俓三寸二分　廣俓一寸三分二朱　174×10×9 6011
・「大（異筆）□　大大　□」

四面に墨書。第一面の下半と第四面「大」の習書のほかは、製作者の覚えとして寸法を記したものか。

二二五　□四斗四升　199×(7)×2 6081

二二六　右□六斗　(135)×(9)×9 6081

二二七　□原□□三斗四升　(134)×(7)×4　6081

二二八　□　直□〔百カ〕七十五□〔文カ〕　(179)×(5)×5　6081

二二九　三月□〔廿カ〕一日□矢□□□□□□□□□□□□　(287)×(6)×9　6081

二三〇　直銭九百□〔卅カ〕　(56)×(5)×2　6081

二三一　□〔直カ〕〔文カ〕三□　(60)×(5)×2　6081

二三二　□物六□　□□　(89)×(13)×4　6081

二三三　□〔海カ〕藻十□　(106)×(6)×2　6081

二三四　□□〔絶カ〕一匹　布一□〔端カ〕　(120)×(6)×5　6081

二三五　□廿二□〔枚カ〕　直七□　(124)×(8)×4　6081

二二八　□　□　□　□　廿　□　□　□　□　□
　　匹　□　□　虫　練　日　□　醫　匹　日　絁
　　給□宮　　料　　料　給小田舎　十
　　□　一　　□　　□　　□
　　三　匹　　　

釈文

□□□□　□　□
□女　□　(15)×(243)×3　*6081*

三三二　□〔絁カ〕□　綿□　*6091*

三三三　□五　□　*6091*

三三四　□　絁　*6091*

三三五　刀自　匹　料　□　(16)×(68)×3　*6081*

三三六　□椋□　□六□　上□□　□　*6091*

三三七　□〔綿カ〕□　□太　*6091*

二四三　忍海□　6091

二四四　・□□□□□□被

・絹裕□□　(12)×(147)×5　6081

二四八　給□□　6091

二四九　□十□　6091

二五〇　□田□　6091

二五三　□物□　6091

二五四　□美□　6091

二五五　茨田□〔端カ〕　6091

二五七 □□□ 6091
二五九 新 6091
二六一 調 6091
二六四 綿□ 6091
二六五 新 6091
二六七 □東□ 6091
二六八 □位 6091
二七〇 匹 6091
二七二 □六□ 6091
二七三 □□濃□ 6091

二七四　□上□　　6091

二七九　□〔綿カ〕□　　6091

二八〇　□　　6091

二八三　・筑前國怡土郡調綿壹伯屯 四兩養老七年　　235×25×6 6031

・　室山

三一〇までの調綿荷札の裏の人名、たとえばこの「室山」はその収納責任者か。

二八四　・肥後國益城郡調綿壹伯屯 四兩養老七年　　223×35×3 6031

・　□□□〔呂カ〕

二八五　豐前國宇佐郡調黑綿壹伯屯 四兩屯 神龜四年　　254×27×5 6031

二八六　・□〔肥カ〕前國神埼□□綿壹伯屯 四兩 神龜二年　　227×29×3 6031

・　□

二八七　豐前國仲津郡調短綿壹伯屯　四兩　天平三年　(185)×30×5　6031

「短綿」は未詳。『延喜大蔵式』賜客例条(九条家本)には「長綿」がみえる。

二八八　・豐前國下毛郡調綿壹伯屯　四兩　養老□□　(171)×27×3　6039

・□人□〔一カ〕

二八九　・□郡調綿壹伯屯　四兩　養老二□〔年〕　(136)×30×5　6081

・足嶋　二

地名・品名を欠いても、木質から西海道調綿荷札と推定できるもの多し。

二九〇　肥前國□　(47)×25×3　6039

二九一　□　四兩　養老□〔二カ〕年　(45)×24×4　6081

二九二　・□□〔御カ〕井郡(筑後)調綿壹伯屯　□〔四カ〕兩　養老七年　(147)×29×5　6039

・□万□〔呂カ〕　四

二九三　・肥前國神埼郡調綿壹伯屯　□〔神〕龜二年　223×33×8　6031
□子〔根カ〕

二九四　・肥前國□□〔藤津カ〕郡調綿壹伯屯　四兩　養老二年　216×31×5　6031
・片麻呂

二九五　・□〔肥前國〕□□〔藤カ〕津郡調綿□　四兩□　(156)×27×5　6039
・惠二

二九六　豐後國大分郡調綿壹伯屯□　(124)×24×5　6081

二九七　・□調綿壹□〔佰カ〕□　(43)×24×5　6081
・□

二九八　・肥後國恰志郡調綿壹伯屯　四兩　養老七年　243×30×7　6031
・得足

二九九　肥後國葦北郡正調綿□　(137)×25×8 *6081*

正調は調副物（成年男子が調のほかに調にそえて出す税）に対するもので、調そのものをさす。

三〇〇　肥後國飽田郡調綿壹伯屯　天平三年主政大初位下勳十二等建部君馬□〔都カ〕　368×37×10 *6031*

他の調綿札とは異なり、国郡・調綿数量・年紀・収納責任者（郡司）を表に一行に書く。建部姓は筑前・豊前・薩摩など西海道にも広く分布し、肥後国飽田郡の豪族建部公（君）はのちの史料ではあるが、大蔵卿の家令・大領とみえ（『続日本後紀』承和一四年三月丙申、『三代実録』貞観三年八月二一日）、瑜伽師地論巻三八を奉写した「飽田郡建部公虫麻呂」（『寧楽遺文』下一六二三頁）、大品般若経巻四〇一を写した「建部君足国」（同下一六一九頁）も一族であろう（井上辰雄『正税帳の研究』四八二頁）。

三〇一　・□〔肥〕後國葦北郡調綿壹伯屯　四兩　養老七年
・　大□〔歳カ〕　(182)×28×3 *6039*

三〇二　・肥後國託麻□〔郡カ〕調綿壹伯屯　四兩　養老三年
・　麻刀□〔良カ〕六　(217)×26×5 *6081*

三〇三　・□調綿壹□　(56)×26×5 *6081*

・□伎一

三〇四　・□壹□□〔四〕□〔兩?〕□　(65)×23×4 *6081*

・□〔桑?〕

三〇五　・肥前國神埼郡調綿壹伯屯四兩養老□　(172)×31×6 *6039*

・眞□一

三〇六　・□郡調綿壹伯屯四兩神龜二年　(162)×24×4 *6039*

・□

三〇七　豐前國宇佐郡調□　(92)×(16)×5 *6081*

三〇八　□兩□龜二□　(37)×22×3 *6081*

三〇九　□七年　(39)×24×5 *6081*

三一〇 ・□國□田□ □壹伯屯四□□（肥後）（鮑カ）（養カ）

・ □麻呂 (38+64)×33×5 6081

上下欠の二つの断片からなる。木質・巾・厚さ・木目などが一致するので、中間部は欠損しているが、もと一つの木簡と推定。

三一一 備前國赤坂郡周迺郷調鍬十口 天平十七年十月廿日 262×20×4 6031

調鍬については総説四一頁参照。

三一二 ・大井鍬十口（備中國賀夜郡大井郷カ） 53×29×9 6031

・ 九月十日

三一三 三上郡信敷郷調鍬十口（備後） 237×19×4 6032

三一四 備後國三上郡調鍬壹拾口 天平十八年 257×26×5 6031

三一五 □□國三上郡調鍬□（備後カ） 6091

三一六　□御調鍬十口　天平十八年十月　(166)×28×6 6081

三一七　□□□□□□□□□□調鍬十口　天平十八年十月　(271)×(14)×5 6039

三一八　・□□具郷野間里和尓部臣牟良御調塩　(239)×28×3 6059
・□□元年十月十九日郷長和尓部安倍

裏面に調塩徴税責任者「郷長和尓部安倍」の署名がみえる。霊亀元年郷里制施行に伴ない郷の下に里が設けられ、里には里正がおかれたが、この時期に郷長が署名を加えていることは注目される。なお尾張国智多郡一円にワニベが濃密に分布していたことは既に指摘されているが、平城宮出土木簡のうち智多郡で氏姓の判明する三一八・三一九・三二〇・SD4951出土木簡（『平城宮出土木簡概報五』八頁。香（賀カ）郷とあるのは番賀郷の誤り）の四例はすべてワニベとワニベ臣である。また、天平六年尾張国正税帳による智多郡の少領は和尓部臣若麻呂である（岸俊男「ワニ氏に関する基礎的研究」『日本古代政治史研究』六一頁）。上欠。

三一九　・尾張國智多郡番賀郷花井里丸部□麻呂（龍カ）
・調塩三斗　神龜四年　十月七日　345×30×11 6032

三二〇　・尾張國智多郡贄代郷朝倉里戸主和尓部色□智（夫カ）調塩三斗　天平元年

三二 ・備前國兒嶋郡三家郷
・牛守部小成 山守部小廣 二人調塩二斗　336×37×5 6032

三家郷は白猪屯倉の地（欽明紀一七年七月）。牛守部山守部がみえるのは、律令制時代にも引き続いて、牛の牧や猟野が設けられたことによるのだろう（『続日本紀』延暦三年一〇月庚午『三代実録』元慶六年一二月二一日）。塩二斗については総説四五頁参照。

三三 ・□〔備〕前國兒嶋郡賀茂郷　197×28×6 6033
・鴨直君麻呂調塩三斗

三三 ・備前國兒嶋郡賀茂郷　209×35×8 6033
・三家連乙公調塩一斗

三四 參河國渥美郡大壁郷海部□〔首カ〕万呂調塩一斗　159×19×6 6033

三五 紀伊國安諦郡幡陁郷戸主秦人小麻呂調塩三斗 天平□　184×24×9 6031

265×25×3 6033

「天平」の下は削りとられる。「安諦」は阿提・阿氐にもつくる。大同元年、平城天皇の諱が「安殿」のため「在田」と改称（『日本後紀』大同元年七月戊戌）。

三三六　周防國大嶋郡美敢郷田部小足調塩二斗天平十七年□　227×31×6 *6032*

「天平十七年」より下は削りとられている。『和名抄』の美敷郷はこの木簡以下の三例によれば、あるいは美敢郷の誤りであろうか。

三三七　周防國大嶋郡美敢郷凡海阿耶男御調塩二斗

□　天平十七年　255×25×5 *6033*

使用ずみ木簡を削り、再使用したものらしく、裏面には削り残りかと思える墨痕がある。

三三八　周防國大嶋郡美敢郷凡海直薩山御調尻塩　197×18×4 *6031*

三三九　・周防國吉敷郡神埼郷戸主阿曇五百万呂口同部

・□麻呂進上調塩一斗天平十七年九月八日　290×21×3 *6032*

三三〇　・讃岐國阿野郡日下部犬万呂三□〔斗カ〕

・　四年調塩　193×27×3 *6032*

調札で郷名のない唯一の例。

三二　・若狭國遠敷郡玉置郷田井里　三次君國依御調塩三斗

・　神龜四年潤（九月）月七日　229×34×6 *6031*

三三　若狭國三方郡竹田郷　丸部里竹田部□乙□志御調塩五□（顆カ）　(141)×22×2 *6051*

塩を顆とする単位は正倉院文書に散見するが、一定の斗量を示さない（一顆＝五斗・二升三合・一升五合など）。しかし天暦四年の「東大寺封戸荘園并寺用帳」には若狭国の調塩の果を三升入としている（『平安遺文』一三七五頁）。下欠。

三三　〔參河國渥美郡カ〕□□□□□□　調塩一斗　(190)×(17)×6 *6039*

三四　・□國（紀伊）海部郡可太郷　戸主海部□□□□　御調塩二斗

・　天平□　(240)×29×6 *6033*

上半を両側から削り尖らせたのは、調札廃棄後の加工。可太郷の潜女は著名（『延喜神祇式』践祚大嘗祭由加物条）。

三三五　・讃〔岐國カ〕□□□□□〔郡カ〕郷□　(131)×15×2 6039

・佐伯部稲奈知調塩□

三三六　〔玉置カ〕〔郷田〕□□□□井里（若狭國遠敷郡）御調塩□斗　149×31×4 6011

三三七　上總國安房郡白濱郷戸主日下部床万呂戸白髪部嶋輸鰒調陸斤参拾條　天平十七年十月　364×24×4 6031

三三八　上總朝夷郡健田郷戸主額田部小君戸口矢作部林調鰒六斤□□□〔條〕　天平十七年十月　404×33×4 6051

三三九・三四〇も同一人の貢進（総説四七頁参照）。朝夷郡は養老二年、平群・安房・長狭の三郡と共に上総国から分割され安房国となり、天平一三年両国は合併し再び上総国に属した。その後天平宝字元年両国はまた分立。

三三九　朝夷郡健田郷戸主額田部小君戸口矢作部林調鰒六斤　卅四條　天平十七年十月　331×28×3 6011

三四〇　矢作部林　115×25×5 6032

三四一　・駿河國有度郡嘗見□□□有□□忍万呂戸有刀部古万呂調堅魚十一斤十兩

・□□□□十月　373×31×11 *6031*

三四二　・伊豆國賀茂郡三嶋郷戸主占部久須理戸占部廣庭調麁堅魚拾壹斤
・拾兩　員十連三節　天平十八年十月　323×27×5 *6011*

「十連三節」の「十」には補筆があり、「三」も「二」を加筆訂正。三島郷は伊豆諸島か（吉田東伍『大日本地名辞書』）。伊豆の占部は賀茂郡にあった三島神社の祭祀に関係するものであり、さらに壱岐、対馬のそれらとともに亀卜に長じ、選ばれて宮廷の祭祀に出仕した（『職員令集解』神祇官条、『延喜式』、井上辰雄『正税帳の研究』三七三頁）。

三四三　・越前國丹生郡曾博郷戸主牟儀都百足戸口同廣足調波奈佐久一□〔斗カ〕
・　天平十七年四月十八日　312×26×4 *6031*

三四四　志摩國英虞郡名錐郷戸主大伴部國万呂戸口同部得嶋御調
耽羅鰒六斤　天平十七年九□〔月カ〕□　283×38×4 *6032*

「耽羅」は現在の済州島。『延喜主計式』では肥後国から耽羅鰒を貢進させているが、このほかに個有の地名を鰒に冠する例に安房・阿波・出雲・隠岐・佐渡・筑紫・長門等がある。

三四五　□□□龍手　調荒堅魚十一斤十兩　十一連
天平十八年九□〔月カ〕　(199)×(23)×3 *6039*

三四六　・玉置驛家（若狭國遠敷郡）三家人黒万呂御調三斗　163×27×5 *6011*

・　天平四年九月

若狭国遠敷郡に玉置郷があり（『和名抄』）、ここに駅家があったのであろう。『延喜式』『高山寺本和名抄』はこの郡の駅として濃飯駅（三四七の野郷と同じ）をあげる。天平勝宝四年玉置郷（五〇戸）は東大寺の封戸として施入されたから、これ以後当郡の駅は野郷に移されたものか（『寧楽遺文』四六三頁）。なお若狭国の木簡には三家人姓が多い（『木簡概報』Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ参照）。駅家に編付された駅戸は徭役を免ぜられたが調は負担した。

三四七　・若狭國遠敷郡野郷野里秦人文屋調三斗　179×29×4 *6031*

・　九月

貢進物は塩か。「野郷」は『和名抄』に野里郷とあるが、伴信友は「里」は「伊」の誤写とする（『伴信友全集第三』若狭旧事考）。

三四八　・□（讃カ）岐國山田郡海郷□□□　182×20×3 *6031*

・葛木部龍麻呂□□□（調塩一カ）斗

三四九　□道郡（隠岐國役道郡）都麻郷□□□□（麻呂カ）調海松□□（六斤カ）天平十七□　(169)×23×3 *6081*

調海松の付札。隠岐国正税帳（『大日古』一一四五八頁）に隠地郡を役道郡につくる。上・下欠。

三五〇　□千麻呂調麁堅魚壹□〔拾〕□　(91)×30×3　6081

三五一　□□調□〔塩カ〕二顆　(87)×17×4　6081

三五二　□堅魚□　(84)×26×4　6039

三五三　所□堅□〔魚カ〕□　6091

三五四　□□□□〔給カ〕□堅魚□　6091

三五五　堅魚　6091

三五六　・参河國寶飫郡篠束郷中男作物小擬六斤

・　天平十八年九月廿日　298×35×6　6032

「小擬」は「小凝菜（イギス）」か（『延喜主計式』上）。「中男作物」は総説四九頁参照。

三五七　・越中國羽咋郡中男作物鯖壹伯隻　290×37×6 *6031*

・　天平十八年（別筆）「大庭」　廣椅

羽咋郡は養老二年五月、能登・鳳至・珠州の三郡とともに越前国から割かれて能登国に属す。天平一三年一二月から天平宝字元年五月まで、能登国は越中国に併合、以後また能登国に復す（『続日本紀』）。『延喜主計・内膳式』によると、鯖は能登国から中男作物として貢進され、特に「能登鯖」とよび供御月料にあてられている。

三五八　・遠江國山名郡進上中男作物堅魚十斤　天平十七年□（十カ）月　(265)×27×3 *6039*

三五九　□（遠江）國長下郡中男進堅□（魚カ）□　(75)×24×3 *6081*

三六〇　・伯耆國汗入郡尺刀郷中男作物腊一斗

・　天平十七年十月　161×19×4 *6051*

三六一　伊豫國風早郡中男作物舊鯖貳伯隻載籠　161×20×4 *6031*

三六二　・□郷中□（男作物堅魚カ）□□□□　(105)×(32)×4 *6081*

・　天平十七年十月

三六三　參河國播豆郡析嶋海部供奉六月料御贄佐米楚□　(273)×30×4 *6039*

「析島」は現在の愛知県播豆郡の佐久島。以下三九七までは参河国の御贄に関する一連の資料。いずれも天平末年のものと推定される。佐久島、篠島の海部はこれまでの資料にはなかったもの。「御贄楚割」については総説五四頁参照。下欠。

三六四　參河國播豆郡篠嶋海部供奉正月料御贄參籠〻別六斤並赤魚　348×37×6 *6011*

「赤魚」未詳。これと三六五は他の例と異なり「参籠」(一籠＝六斤)の付札。

三六五　參河國播豆郡篠嶋海部供奉七月料御贄參籠並佐米　338×31×4 *6011*

三六六　參河國播豆郡篠嶋海部供奉五月料御贄佐米楚割□斤　267×26×4 *6032*

三六七　・參河國播豆郡篠嶋海部供奉五月料御贄佐米楚割六斤
・參河國播豆郡篠嶋海供奉五月料御贄佐米楚割六斤　258×30×7 *6032*

一面が「篠島海部」、他面が「篠島海」となっており、後に「部」を加えて書き改めたか。

三六八　參河國播豆郡析嶋海部供奉八月料御贄佐米楚割六斤　297×25×5 *6031*

三六九　□參河國播豆郡篠嶋海部供奉五月料佐米楚割六斤　297×19×3 *6031*

冒頭の墨痕は書き損じで、播の手偏か。

三七〇　參河國播豆郡篠嶋海部供奉七月料御贄佐米楚割六斤　284×17×2 *6011*

「供奉」以下は異筆か。削って書き改めたらしい。

三七一　參河國播豆郡析嶋海部供奉六月料御贄佐米楚割六□〔斤カ〕　286×17×6 *6031*

三七二　參河國播豆郡析嶋海部供奉□御贄佐米楚割六斤　250×15×8 *6031*

三七三　□月料御贄佐米楚割六斤　281×21×4 *6032*

三七四　□〔播カ〕豆郡析□□　(287)×20×5 *6039*

三七五　參河國播豆郡析嶋海部供奉□〔七カ〕月料御贄佐米楚割六斤　253×23×3 *6031*

三七六　參河國播豆郡篠嶋海部供奉八月料御□　(201)×22×7 *6019*

三七七　□供奉七月料御贄佐米楚割六斤　(192)×15×2　6039

三七八　參河國播豆郡篠嶋海部供奉五□□□□□□〔月料御贄佐カ〕□　(225)×(11)×3　6039

三七九　□供奉七月料御贄佐米楚割六斤　(222)×(17)×2　6081

三八〇　□□〔奉カ〕潤九月料御贄宇波加楚割六斤　(172)×21×5　6039

三八一　□嶋海部□□〔供奉カ〕□贄佐□〔米カ〕□　(174)×15×3　6081

三八二　參河國播豆郡析嶋海部供奉□　(165)×(15)×7　6039

三八三　□播豆郡篠嶋海部供奉五月□〔料カ〕□　(160)×20×3　6081

三八四　□□〔海カ〕部供奉□〔五月カ〕□□　6091

三八五　參河國播豆□　(66)×(5)×4　6081

三八六　參河國播豆郡篠□　(85)×20×3　6039

三八七　參河國播豆郡□□□〔篠嶋カ〕　(94)×20×5　6039

三八八　參河國播豆郡析嶋海部□　(155)×27×7　6039

三八九　參河國播豆郡□嶋海□□〔篠カ〕〔部カ〕　(153)×(14)×5　6039

三九〇　□國播豆郡篠嶋海部□奉□〔供カ〕　(144)×20×6　6039

三九一　參河國播豆郡析嶋海部供□　(139)×24×5　6039

三九二　參河國播豆郡篠嶋海部供奉□　(130)×15×2　6039

三九三　□□□

三九六　□國播□□嶋海部供奉六□　(122)×13×3　6081

三九七　參河國播豆郡篠嶋海部供□　(129)×16×4　6039

三九八　・備前國水母別貢　御贄貳斗
　　天平十八年九月廿五日　144×28×6　6032

『延喜宮内式』に諸国例貢御贄として、備前国の水母(クラゲ)をあげる。

三九九　・若狭國遠敷郡青里御贄多比鮓壹塩
　　・秦人大山　130×26×5　6031

「多比鮓」は鯛ずし。単位を表わす「塩」は土器か。

四〇〇　下總國海上郡酢水浦若海藻　御贄太伍斤中　202×25×6　6032

「五斤」の上の「太」は大斤の意。「中」は品質の等級か。

四〇一　長門國豐浦郡都濃嶋所出稚海藻天平十八年三月廿九日　273×36×7　6031

「穉海藻」はワカメ。

四〇三　常陸國那賀郡須□埼所生若海藻　221×23×3 *6031*

四〇三　阿波國進上御贄若海藻壹籠 板野郡牟屋海　190×19×6 *6031*

上下に結び紐の葛が残存。「牟屋海」は牟屋(撫養)の海部か。

四〇四　武藏國男衾郡餘戸里大贄豉一斗天平十八年十一月　180×24×6 *6032*

「豉(クキ)」は納豆の類。「大贄」と表記するものは、ほかに四〇五・四〇六・四一一がある。

四〇五　武藏國男衾郡川面郷大贄一斗 鮒背割 天平十八年十一月　161×13×5 *6032*

四〇六　・武藏國秩父郡大贄豉一斗

・　天平十七年□　145×21×3 *6032*

四〇七　出雲國若海藻　御贄　130×25×3 *6031*

四〇八　□志郡和具郷伊祇須 〔答カ〕(志摩國)　119×20×5 *6011*

「伊祇須(イギス)」は海藻。上方に小孔がある。

四〇九　□〔但〕馬國第三□〔般カ〕進上若海藻　御贄一籠　天平十九年二月廿八日　(228)×(12)×4　*6039*

「第三般」は但馬国の当年度第三回目の御贄の進上を示すものか。次の四一〇は記載内容類似し、同筆と思われ、関連あるか。下・左欠。

四一〇　□□□□□〔般進上カ〕海藻　御贄一籠　□□□□□□□〔天平十九年〕〔二月カ〕□□〔日カ〕　(234)×(12)×3　*6081*

四一一　常陸國鹿嶋郡播麻郷大贄□　(166)×17×3　*6039*

四一二　□〔阿カ〕波國那賀郡林郷白米五斗　□俵　(150)×19×6　*6081*

「白米」は総説五七頁参照。上・下欠。

四一三　白米五斗　148×17×3　*6032*

四一四　□足一石　(173)×19×4　*6039*

四一五　□五斗　(49)×17×5 *6059*

四一六　・□郷進上麥五斗　(102)×11×3 *6019*

・□部得足

「進上麦」は紀伊国・和泉監などの正税帳に散見する「交易進上小麦」、「交易麦」をさすか（『大日古』一―四、一九、二―七六）。『延喜民部式』では麦は交易雑物の一つ。上欠。

四一七　・備中國賀夜郡阿宗里白米五　199×25×5 *6011*

・斗　天平十九年二月九日

四一八　伊與國神野郡驛家（マヽ）□□□除□（和カ）尓志白米五　184×33×6 *6031*

裏面に「斗」以下があったものを削りとったためか、現状では文字がない。神野郡は大同四年九月乙巳に新居郡と改称（『日本後紀』）、新居駅がある（『延喜民部式』）。

四一九　・阿波國板野郡井隈戸主波多部足人戸　168×20×7 *6011*

・秦人豊日白米五

四三〇　□□□□麻呂白米五斗　(261)×31×8　6031

四三一　・近江國高嶋(高嶋郡木津郷)木津道守□□(眞カ)万呂　(216)×24×3　6055

・　白米

四三二　備前國藤野郡嶋□□(村郷カ)白米五斗　170×23×7　6033

養老五年四月丙申、邑久・赤坂二郡の郷をさいて藤原郡とし、神亀三年一一月己亥これを藤野郡と改名、さらに神護景雲三年六月乙丑、和気郡と改めた。

四三三　邑久郷(備前國邑久郡)官交易大麥五□(斗カ)　170×27×8　6033

四三四　三方郡(若狭國)弥美郷中村里　別君大人三斗　201×41×4　6051

塩の貢進札か。四三五と文・筆跡共に一致。同一貢進物に札を二枚つけたものか(総説四七頁参照)。弥美郷の別(君)氏は古事記(開化)のムロヒコ王を祖とする「若狭之耳別」である。

四三五　三方郡弥美郷中村里　別君大人三斗　202×41×6　6031

四二六　・参河國額田郡新木郷丸部五月　217×23×5 *60051*

・□　

四二七　・阿波國板野郡井隈郷□　(145)×21×5 *60039*

・戸主海部馬長戸同部□

四二八　紀伊國海部郡可太郷戸主海部老人□　(150)×25×4 *60039*

四二九　美作國眞□〔嶋郡カ〕□〔部カ〕健□郷□　(160)×30×6 *60039*

四三〇　伊豆國田方郡棄妾郷戸主□〔宍カ〕□□〔宍カ〕人□　(161)×28×5 *60039*

四三一　・□郡□津郷□□□□小□郷□□　134×9×5 *60081*

天平十□〔八カ〕年十一月

四三二　・阿波國板野郡田上郷進□　(117)×18×3 *60039*

・□□部乎奈西

四三三　□間里丸部石寸　(114)×18×4 *6059*

四三四　□郷戸主　(101)×21×3 *6059*

四三五　□伊國牟婁郡牟婁□□□□□□□□□天平十七年十月　221×28×6 *6032*

「杲」は顆。輸貢物は塩か。

四三六　尾張國□〔智カ〕□　(208)×41×7 *6039*

四三七　・□國大嶋□〔郡美敢カ〕□□郷□　204×26×6 *6055*

天平十七年□

四三八　伊豆國賀茂郡□日郷戸主□□□　(187)×29×5 *6039*

四三九　讃□　(41)×(23)×(3) *6039*

四四〇　備□〔前カ〕□　(39)×(14)×1 *6081*

四四一　・縣若虫　　(59)×(15)×2　*6039*

・二月□

四四二　□(越中)國射水郡□　　(73)×20×4　*6081*

四四三　□(美作國)□(勝田郡)□(中男カ)□　　(89)×(8)×5　*6039*

四四四　備□(前國カ)□□(郡カ)上郷戸主海部三□戸口　　249×29×5　*6033*

四四五　□□□(割カ)□(二籠カ)□　　208×(21)×4　*6032*

四四六　大内郡(讃岐國)白鳥郷□(大伴公カ)□□　　(170)×25×4　*6039*

四四七　・□□□人部小眞□□(十カ)□

・天平十□(七カ)年八月十七日　　(144)×32×6　*6081*

四四八　・近江國

・□　(45)×(13)×4　*6039*

四四九　・□〔郡カ〕朝夷郷石部衣万呂　(96)×23×5　*6081*

・□月廿四日

朝夷郷は遠江・駿河・常陸の諸国にあり。上・下欠。

四五〇　□富郷　(114)×24×4　*6059*

四五一　□天平□三　132×29×4　*6032*

月廿□□

四五二　□目驛戸漢人小弓□〔戸カ〕　(158)×25×3　*6019*

四五三　・□〔讃カ〕□

・□國□□□手□　168×28×4　*6032*

四五四　□□□□方□〔若狭國三カ〕〔郡カ〕能登里　202×(18)×4　*6031*

□□□□□□〔調カ〕□

四五五　〔河内カ〕〔依カ〕〔郡カ〕□□國□□□□□□□□□　6091

四五六　〔天カ〕□平十九年七月廿三日　95×14×3　6032

四五七　□波國□　6091

四五八　備後□　6091

四五九　□　□足嶋□　6091

四六〇　秦人君瓜十顆　(121)×14×2　6019

四六一　・長鮑壹籠納參拾漆條　卅一条七尺六条六尺四寸
・　天平十七年九月　163×22×3　6031

長鮑は『延喜主計式』では安房・伊予・肥前から調として貢進。

四六二　御取鮑　157×20×4　6051

御取鰒は、志摩・隠岐・阿波・筑前・肥前・豊後から調として正丁一人四斤ずつ（『延喜主計式』）、大宰府が贄年料物、志摩御厨が贄として（『延喜内膳式』）それぞれ貢進。四七三も同じ。

**四六三　紫菜　上**　　130×23×3 *6031*

「ムラサキノリ」。「上」は品質の等級。紫菜は賦役令調雑物の一。『延喜民部・主計式』では志摩（調）・隠岐（調・中男作物）・土佐（交易雑物）から貢進。供御月料、東宮月料中にみえるほか（『延喜内膳・主膳式』）、雑給料としては参議以上並びに五位以上三〇人に限られる（『延喜大膳式』）。海藻類の中で最も高価なもの（神護景雲四年紫菜一升二六〇文（『大日古』十七―二四二））。

**四六四　□〔進カ〕上呉桃一斗**　　131×21×5 *6033*

「クルミ」。『延喜式』によれば年料別貢雑物（甲斐―民部）、年料雑菜（伊勢・阿波―典薬）、中男作物（甲斐・越前・加賀―主計）、年料御贄（信濃　姫胡桃子―宮内・内膳）として諸国より貢進。食用・薬用・灯油・染料などに使用。上部に結紐用の葛が残存。

**四六五　搗香漬□**　　41×24×4 *6022*

**四六六　近江國生蘇三合**　　55×9×2 *6031*

蘇は『延喜民部式』によると、牛乳大一斗を煎じつめて蘇大一升をつくり、全国五七ヵ国をおよそ地域別に六グループに分け、六年毎に一一月以前に貢進。孝徳天皇の代に帰化人の末裔大山上和薬使主福常が乳を取る術を習って初めて乳長上に任ぜられ、その後子孫相承してこの任についてきたとある（『類聚三代格』弘仁一一年一月二七日官符）。また、政事要略所引の右官史記に文武四年一〇月使を諸国に遣して蘇を造らしめたとある。天平六年の出雲国計会帳・尾張国正税帳、天平九年の但馬国正税帳、天平一〇年の周防国正税帳・淡路国正税帳に造蘇進上の記事がみえ、尾張国は一斗三升（延喜式では大五升、小一斗）、周防国は四升（同小六升）を進め、容器は壺で、尾張の例では大小あり大は三升、小は一升をいれている。この木簡の場合は三合で正税帳、延喜式に比べて少量である。また政事要略所引の養老六年閏四月一七日格では蘇の進上について、檜・杉等の櫃で納めるのをやめて籠に納めるよう命じているのは、壺にいれたものを更に籠等に納めたものか（滝川政次郎「日本上代の牛乳と乳製品」『日本社会経済史論考』所収参照）。

## 四六七　生蝮

94×15×4 *6051*

蝮は『和名抄』では、訓が「ハミ」で、ヘビの一種。鰒を鮑と書き、蚫を「アワビ」とよむ例もあるから（『新撰字鏡』など）、あるいは鰒の異字か。四七五も同じ。

## 四六八　鮒卅隻

131×27×4 *6051*

『延喜主計・内膳式』では中男作物として醤鮒、贄年料物として鮒が見え、美濃（贄年料物―鮒）、筑前（調―

醤鮒・鮨鮒）から貢進され、また近江国筑摩御厨からは醤鮒・鮨鮒・味塩鮒を進める。さらに『同衛門・兵衛式』では左右衛門府・左右兵衛府が交互に進める鮮鮒御贄もある。

四六九　卅五隻　135×24×2 *6051*

四七〇　麻須楚割一籠　240×48×6 *6032*

四七一　美作國檜木簀　230×19×6 *6031*

「簀」は異体字使用。簀は本来竹や葦などを粗く編んだもので床の上の敷物やスダレに用いられた。正倉院文書には葛野席とならんで播磨簀がみられる。また「簀」は『和名抄』ではスノコとも訓じるが、「簀子」は板を目透しに並べて作った床をいい、さらに転じて、これに用いる大きさの材をいった（『延喜木工式』）。ここにみられる「檜木簀」は或いは簀子の意か。

四七二　供　御末醤一石二斗　202×31×5 *6032*

『延喜内膳式』には供御月料として末醤一斗五升を計上。末醤は今日の豆味噌のごときもの（吉原清行「豆味噌と溜」『日本醸造協会雑誌』第五六巻第一号―三号）。

四七三　御取鮑　155×108×4 *6033*

四七四　滓漬□□一□　天平十五年四月　149×20×4 *6033*

四七五　生蝮　46×16×2 *6011*

四七六　・美□呂

・天平十八年□〔五カ〕月□　52×20×4 *6022*

四七七　折櫃八合輦籠二口　(336)×35×6 *6031*

『延喜式』では、折櫃は京・畿内の調（『主計式』）。「輦籠」（コシコ）は「輿籠」と同じか、共に畿内諸国から交易雑器（『民部式』）として貢進。

四七八　埦廿七口　坩十七口　與區閇四口　加比三口

水瓰二口　高坏五口　小坏三口　坏蓋九口　225×27×3 *6032*

四七九　御殿内火爐一口　162×23×3 *6032*

四八〇　綠縫衣入櫃一合　152×21×7 *6032*

縫衣は袖の下から両腋を縫い合わせた服。

四八一　雑絲纈枚□〔御カ〕絁四櫃　111×18×5　60.32

四八二　紺絁雑組等入櫃一合　123×26×4　60.32

紺色に染めた絁と種々の色糸で組みあげた帯などを納めた櫃につけた札。

四八三　綠縫衣□□領納櫃一合　210×26×4　60.32

四八四　・不煮瓠納輦　148×20×6　60.32

・天平十七年十一月廿一日

「瓠」は異体字使用。瓠は賦役令によれば染草・縄・柏・槽・机・籠・簀などと共に、民部省が預め当年度の需要量を算出して畿内諸国に賦課し、百姓の雑徭によって製作京進する定めとされ、『延喜民部式』には五畿内からの交易雑器として、また遠江・常陸などの国からも交易雑物として貢進される。従って瓠は雑器を作る料にあてられていた。しかし「不煮瓠」とあるから或いは雑器としてではなく食用のウリと解すべきか（『類聚名義抄』僧中）。「輦」は輦籠の意。

四八五　・箭一具　矢卅　　82×36×8 *6065*

・船□□呂〔馬万ヵ〕

もと6031型式のものの側辺を削ったものか、本来この形態か不明。船姓は西宮兵衛木簡（ﾊﾊ）にみえる。

四八六　中　　67×10×2 *6051*

四八七　西市交易錢　　91×14×3 *6032*

四八九からみると「西市司交易錢」の省略か。同類の四八八は裏に年月日を記入。西市司交易錢は性格不明。

四八八　・西市司□　　(101)×20×3 *6039*

・　天平十九年□月廿□

四八九　西市司交易錢　　134×18×3 *6032*

四九〇　遠江糸百廿七　　(121)×23×2 *6032*

四九一　又二度八十付□□〔深加カ〕　134×24×6　6032

五三八と同類か。

四九二　□子四□〔斗カ〕四升　138×24×3　6032

四九三　・小□□□□□□
・天平十□年六月廿四日□　141×24×4　6032

四九四　・御□絁屋納櫃
・□　113×27×3　6032

四九五　・□〔縹カ〕糸□
・□緑糸十□　88×19×4　6032

四九六　長櫃二□〔合カ〕　(72)×20×2　6039

四九七　薄緑糸　54×28×3　6021

以下 五三〇 まで総説六〇頁参照。

四九八　中緑糸　60×18×3 *6021*

四九九　黒緑糸　64×18×3 *6021*

黒緑は濃い緑色。

五〇〇　淺緑糸　68×19×4 *6021*

五〇一　淺緑纈　51×17×3 *6021*

五〇二　白□□〔緑纈カ〕　54×10×2 *6021*

顔料に白緑(ビャクロク)もあるが、ここは非常にうすい緑の色調を示す。

五〇三　青染纈　15×18×2 *6021*

五〇四　淺緑交紗纈　68×18×3 *6021*

「浅緑交纈紗」の書き誤りか。紗を浅緑色に染め、それに纈纈を施したもの。夏季の女性の裙などに使用。

五〇五　中緑纈　52×18×2 *6021*

五〇六　白緑綾　60×21×4 *6021*

五〇七　薄緑綾　55×20×3 *6021*

五〇八　青染綾　63×19×4 *6021*

五〇九　縹生染　55×18×3 *6021*

練らない糸、すなわち生糸で織った絹織物を縹色に染めたもの。縹色は藍の単一染で緑色を含まない青。

五一〇　中緑生染　55×21×2 *6021*

五一一　縹調絁　57×18×3 *6021*

五一二　浅緑絁　54×17×3 *6021*

五一三　薄緑東絁　56×18×2 *6021*

五一四　中緑絁　49×18×3 *6021*

五一五　中緑調絁　55×20×2 *6021*

五一六　黒緑東絁　67×17×3 *6021*

五一七　青染絹　56×13×2 *6021*

五一八　中緑絹　52×18×2 *6021*

五一九　中緑御服絹　55×19×2 *6021*

五二〇　取色　70×18×3 *6021*

五二一　中緑□御服　54×(13)×2 *6021*

五二二　中緑□　(31)×(10)×3 *6019*

五二三　天平十八年□□□□　(182)×(3)×6 *6081*

五三四　□□□　□□□□□□□□〔六月十五日カ〕□　(166)×(6)×3　6081

五三五　天平十八年十月十一□　(121)×(5)×5　6081

五三六　□□□□□□□□〔天平カ〕〔月三日カ〕□　(121)×(8)×4　6081

五三七　天平十八年□　(183)×(9)×3　6081

五三八　・六度□二十□

・□　(91)×(22)×2　6019

五三九　□檜木簀□　6091

五三〇　□平十八年閏□〔九カ〕□　6091

五三一　・□　□　□

・九月　(135)×25×4　6081

五三三　五日　十五□〔日カ〕　6091

五三三　・　十月　(68)×12×4　6081

・□　□

五三四　十八日　6091

五三五　□　天平□　(35)×17×5　6081

五三六　□〔月カ〕三日　(34)×6×2　6081

五三七　□四日□　6091

五三八　□　伊賀國山田郡　(365)×(8)×8　6081

五三九　・□　□□□□□　(327)×(15)×3　6081

・□□□□　退　烈列去□□□□□

五四〇　□殿　殿　殿　質質質　郡質質殿殿　質質　殿殿殿殿　(322)×(34)×8　*6081*

習書。下方に「易」を五字、上部に逆方向に「臣」らしき五字を書く。上・下欠。

五四一　・樮□□榛子　羊蹄鴨頭草菱□〔子カ〕□□

・　菡菡　日日　蓑可　槫槫槫　槫槫　執□　謹□□〔謹カ〕　(296)×(24)×5　*6081*

両面共に習書を重ねる。一面には、「樮」「榛子」「羊蹄」「鴨頭草」「菱」などの草や菜や菓の名を記す。樮はベニバナ、染料紅藍(『玉篇』)か。榛子は栗の一種、和名「波之波美」。羊蹄は供奉雑菜の一で、食用の野草(『延喜内膳式』)、和名「之布久佐」。鴨頭草は押赤草ともいい、染料用の野草、和名「都岐久佐」。四辺原形をとどめず。

五四二　・□應進進上者者髣　□□□□者者髣　應應足下者精□〔精カ〕
〔應應進進カ〕

・莫嬾讀□書書〔書カ〕〔麻カ〕　畫書□□呂善書畫畫　(262)×(26)×6　*6081*

薄墨の文字に重複して、同じ文字を書き連ねた習書。一面に「莫嬾読書」の句もみえる。下端は原形。

五四三　□風風□□夏□〔棹カ〕之時　古□□　(225)×(18)×5 *6081*

左半部には「成」を重ねて習書。右に掲げた「風」以下は「成」よりやや細字。右辺のみ原形か。

五四四　板板板道首首板板矢□〔天カ〕天□□〔請カ〕春□　313×22×4 *6011*

五四五　・□能能能大能□□能□能

・□〔豊カ〕豊考考□〔鞭鞭カ〕凡上□　□□〔者老カ〕　(256)×(19)×6 *6081*

一面に「能」、他面に「大」「人」を更に重ねて習書する。材を横にして書いたかと見られる薄い文字もある。四辺ともに原形をとどめず。

五四六　・叙叙叙叙

叙叙叙叙叙叙叙

・信信信信信□

請□信□信　108×30×3 *6011*

五四七　□□□□〔之思可可カ〕　(134)×(8)×3 *6081*

五八

・己　己
□　□己　豐豐□
〔己〕カ〔己〕カ

・□　人伎伎伎　上

(125)×(15)×5　6081

五九

既陳陳爰斯□□□間闌申申
廣廣　□大成□及間所所
廣廣應　□□□乃
申　□□□御乃素
及應□　□及乃所

283×86×9　6011

六〇

・〔津〕カ〔建〕カ〔所〕カ
□紙□調用□
民民民□

・□　□
□　□
□□□恥
〔意〕カ

(128)×(44)×4　6081

第一面の「津紙建調用所」と第二面の「意恥」は同筆。あるいは文書本文か。上端のみ原形。

五五一

・爲乃多多可□夜万□〔乃カ〕
及　　爲

・大大

爲□及久久
□長　爲爲夜及
夜及一□

(129)×(29)×7　6081

第一面上部に鳥の絵。その下の「多可夜万乃」は万葉仮名。三面ともに習書。四辺原形なし。

五五二

・都　「（異筆）□〔成カ〕」
□　ゝ成
第　第
」□〔本カ〕錢六百□

・大□百「（異筆）□□□□」
□□宿□□」
百百百百百百百百

271×48×5　6011

五五三

・「（異筆）」□□女女
□女五五五〔私カ〕〔部カ〕〔奈布女カ〕
」□□仕仕」□□□□

右九人内□〔侍〕

「（異筆）□□□
」

・□千千□千千之　(247)×(31)×6 *6081*

第一面細字の「右九人内□〔侍〕」「□□□□〔私部〕□□□〔奈布女〕」は、習書以前の文書の本文か。四辺原形をとどめず。

五五四
・「(1)□□其□□合給給〔一人カ〕」
「(2)□甚□」
・「(1)文選□□一〔卷第カ〕」
「(2)除見□□〔第第カ〕第□」　(178)×(20)×4 *6081*

五五五
・□□見□
・□　(134)×32×4 *6081*

五五七
□嶋鳴和

五五八
・□不不不□　102×33×2 *6065*

五五九　□□□□〔鳥鳥鳥鳥カ〕　(121)×(9)×3　6081

五六〇　男男男男□　(145)×(10)×3　6081

五六一　□右右□□□〔右右右カ〕□　(159)×(7)×5　6081

五六二　一□□□〔沙弥カ〕□□〔戒悅カ〕□〔等カ〕□　(123)×(12)×3　6039

五六三　□□□□□光光光光光光　(196)×(23)×6　6081

五六四　□□□□不不不不□鳥鳥□□□　(202)×(9)×5　6081

五六五
・大□〔大カ〕大　(214)×(10)×3　6081
・□□〔精カ〕

五六六
草□〔草カ〕　(279)×(10)×3　6081

五六七
・□□尓□□□
右右尓尓泉
□〔尓カ〕
・大□〔大カ〕　(126)×(20)×5　6081

五六八
袖袖□〔袖カ〕□　6091

五六九
・各各□絶□
・□□　(63)×(13)×2　6081

五七〇
□□讃〔讃カ〕□〔讃カ〕
□□□　(50)×(19)×3　6081

五七一
・□□□

五七六　□祿□　6091

五七七　□□□〔皇カ〕□□　6091

五七八　□□□□〔讃カ〕讃　6091

五七九　□〔二カ〕　五　五五五五五　□　6091

五八〇　□□□〔絁絁綿カ〕綿綿□□　(109)×(13)×3　6081

五八一　滑稽權大滑□〔稽カ〕□□　6091

五八一～五八三は同筆。五八二・五八三は同文。

五八二　□□□〔易斷惜カ〕風景於也　6091

五八三　惜風□〔景於カ〕□　6091

五八四　榆舍〔ママ〕　會天矩□　6091
廿

五八五　□〔爲カ〕〔金カ〕道□　6091

同じSK八二〇土壙から「為道金」の三字を組合せた墨書のある土師器皿が出土している。

五八六　□□□〔無無カ〕〔天カ〕□天天□　6091

五八七　・□　204×32×33　6065

・□□□〔應應應カ〕應見鴈□□□

五八八　驛驛也也　6091

五八九　□□〔鄉カ〕鄉□　6091

五九〇　□鴈長長　6091

五九一　□□□□〔讃讃讃カ〕　6091

五九二　勿勿□□〔何佛カ〕　6091

五九三　讃讃□　　6091

五九四　・□□□□　□□□□□□□　210×20×3　6065

・　□　209×17×4　6065

五九五　□　(143)×20×4　6065

五九六　□　(100)×20×3　6065

五九七　□

五九四～五九七の四点は、文字は釈読できず、用途も不明だが、ほぼ同形で、重ねあわせて中央やや上と下端近くに小孔を貫き、上下にあたる二枚には下端小孔に墨書で円を画き、中央やや上に墨書横線をいれるなど、一致するところ多く、おそらく同一目的で一連のものとして使用されたものであろう。

五九八　・養　(63)×27×1　6065

一面烏帽子をかぶった顔を画く。木簡を利用し、それを削って顔形にしたものか。

六〇〇　十五斤　54×53×11 *6061*

六〇一　西宮宅□□〔宅カ〕　(160)×25×8 *6065*

二枚の板材の上下を桜皮でとじ合わせたもの。折敷の類の側板。西宮は総説二七頁参照。

六〇二　本二□三　(127)×(60)×22 *6081*

六〇四　女奈□　57×110×60 *6081*

六〇五　叙□子由黒□信□□長然□　506×83×7 *6061*

もと長方形の材に墨書したものを杓子に加工したか。

六〇六　□支□□養□　(512)×(20)×5 *6061*

六〇六～六〇八・六一〇・六一一など墨書横界線をもつのがある。間隔は六〇六・六〇七・六一〇では四・三～四・六cmとかなり

等分であり折敷の側板を、物指に転用したものか。六〇八・六一二では、不均等で、一・六～二・二cm前後。

六〇八

□〔瀧〕
□〔ヶ〕
□〔畳〕
□〔ヶ〕

(387)×(36)×6 *6061*

六〇九

・足□□ □

・□〔鳥カ〕鴈
□鳥寺鳥□鳥嶋 □

448×40×15 *6011*

六一〇

□□□□〔河大カ〕□□□□□〔河カ〕

(272)×(13)×6 *6065*

六一二

・□
□

・□□右三人 □
□

(322)×(10)×7 *6081*

六一三

・□□閏九月□〔十カ〕日 □
□

・□

(272)×(4)×7 *6081*

六一四　•□□中中□□〔衛府カ〕　(264)×(9)×2　*6081*

•□□〔廿六日カ〕

六一五　□□□□〔二十カ〕　(221)×(7)×2　*6081*

六一六　□〔二カ〕夜主□□　(217)×(15)×8　*6081*

六一七　□□□□□〔伯耆國汗入郡カ〕　(138)×(9)×4　*6081*

六一八　年□□□□□〔四カ〕　(161)×(7)×2　*6081*

六一九　•□□□□〔番替カ〕

•□□多□□□〔右カ〕　(166)×(7)×5　*6081*

六二〇　□□□〔塩十カ〕　(169)×(5)×4　*6081*

六二一　□三□　(175)×(4)×4　*6081*

六二三 ・□□　宇□□　(187)×(10)×6 6081

・□　□□□越成首□

六二四 ・□□□〔祖主カ〕　(91)×(8)×3 6081

・□

六二五 還□〔本國カ〕□□□　(84)×(5)×4 6081

六二六 ・□□秦□□　(82)×(5)×2 6081

・□□□□□

六二七 □十六□〔枚カ〕〔合カ〕　(74)×(8)×4 6081

六二八 ・□進□　(73)×(7)×3 6081

・□

六二九 □矢□□　(70)×(8)×1 6081

六三〇　□□□□　(65)×(8)×3　*6081*

六三一　□〔子カ〕□　(63)×(10)×2　*6081*

六三二　□□　□園□　(106)×(10)×4　*6081*

六三三　□〔左衛士カ〕□□□　(127)×(9)×4　*6081*

六三四　・足□□□　□〔足カ〕□□　(136)×(8)×3　*6081*

・□　□　□　□

六三五　・□　戸□〔高カ〕万呂　□□〔万呂カ〕□□　(137)×(13)×2　*6081*

・□

表裏は逆方向に書かれている。人名を列記す。

六三六　□〔乎カ〕□女　□〔讃岐カ〕□□　(146)×(10)×7　*6081*

一六〇～一六三等の女性名を記したものと関連するか。上の人名はあるいは「乎波女」か。

六三七 ・□〔君カ〕万呂 □□ 眞□ (146)×(8)×3 *6081*

・□ □ □ □

六三八 □〔合カ〕十□ □□□ (139)×(6)×5 *6081*

六四〇 ・□□〔卅カ〕□□□ (114)×(8)×5 *6081*

・□□

六四一 ・□□女參口□

・□

六四二 壹荷□

六四三 熊熊羆（ママ）豪 (94)×(10)×2 *6019*

六四四 □□〔盤カ〕四□□十四口 (211)×(19)×4 *6019*

六四五 ・□□□

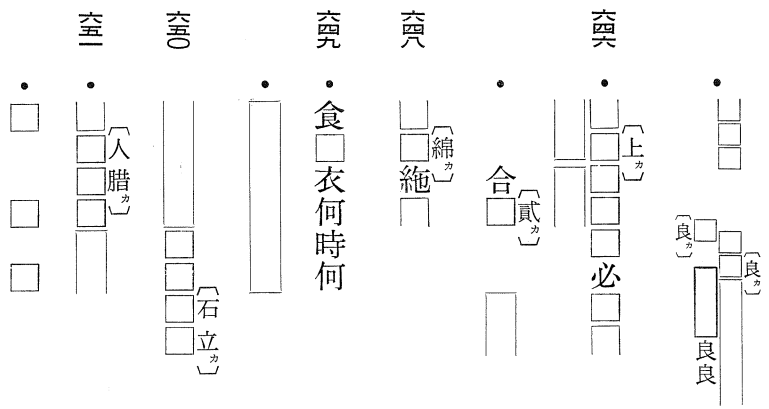


(186)×(14)×5 *6081*

(159)×(14)×3 *6081*

(53)×(13)×2 *6081*

(75)×(17)×6 *6081*

(95)×(20)×7 *6081*

(101)×(13)×3 *6081*

六五三　□日□不□〔夜カ〕〔宿カ〕□　(120)×23×2　6019

六五三　・无位五□　107×30×5　6011

・宿□□

六五四　是　(120)×(39)×3　6019

六五五　本十　(170)×(34)×2　6019

□

六五六　・月月月　□

□應□□

・□

□

六五七　・□大□

□□□

□□〔成カ〕〔大カ〕

・□

□□

□

(158)×(22)×4　6081

(118)×(19)×5　6081

六五八　・□□秦□〔神〕万呂　□□□□□□□〔足嶋カ〕　(120)×(23)×3 *6081*

・□□七□□〔万呂カ〕

六五九　□〔一カ〕斗　(95)×(13)×4 *6081*

六六〇　□　沙弥□〔九カ〕　(87)×(8)×1 *6081*

六六一　・波艮　(70)×(10)×4 *6081*

・□□

六六二　□□□□〔人カ〕　(69)×(7)×1 *6081*

六六三　□□〔今加カ〕　(60)×(11)×2 *6081*

六六四　□□□賀□〔伊カ〕　(60)×(9)×2 *6081*

六六五　・□長□□□〔田カ〕

・□

六六六　□无位　(55)×(6)×3 *6081*

六六七　□〔裏カ〕裏　(31)×(9)×1 *6081*

六六八　□若　(30)×(8)×1 *6081*

六七〇　□□守　(38)×(10)×3 *6081*

六七一　小山田□　(46)×(6)×5 *6081*

六七二　女王王□　(44)×(6)×2 *6081*

六七三　□□□〔五尺四カ〕□　(47)×(9)×1 *6081*

六七四　右□□〔人カ〕　(57)×(7)×3 *6081*

六七五　□豆一□□　(60)×(4)×4 *6081*

(62)×(9)×3 *6081*

六七六　・〔合カ〕〔人カ〕□三□

六七七　・□

六七七　・朝□

六七七　・□

六七八　・□

六七八　・戸主

六七九　正

六八〇　□〔神亀カ〕

六八〇　□□

六八一　・□仕□〔留カ〕成

六八一　・〔八カ〕□人

六八二　合

(58)×(12)×2 *6081*

(47)×(20)×1 *6081*

(41)×(12)×4 *6081*

(17)×(8)×3 *6081*

(40)×(27)×7 *6081*

(40)×(17)×1 *6081*

(53)×28×3 *6019*

六八三　□□　(77)×(15)×5　6039

六八四　勅旨　(94)×(25)×4　6081

六八七　五〔十カ〕□□　6091

六八八　〔臣善カ〕□□□　6091

六八八・六八九・六九六・七〇三・七六四は一連のものの断片か。

六八九　□□□善□□□　6091

六九〇　小□　6091

六九二　□□申送□　6091

六九三　□三久良可□　6091

六九五　條□奉放　6091

六九六　□〔野臣カ〕□善〔言カ〕□　6091

六九七　□□論〔大カ〕□　6091

六九八　□家立　6091

六九九　□須□□□　6091

七〇〇　□此人□　6091

七〇一　□置廣　6091

七〇三　□衛□□　6091

七〇四　□伊者名□　6091

七〇五　□□□右□□　6091

七〇七　□□大夫　6091

七〇八　□□□□〔者カ〕　6091

七〇九　□職□　6091

七一〇　□勝□□□　6091

七一三　□〔桃カ〕　6091

七一三　三□　6091

七一四　延□　6091

七一六　□□具　6091

七一七　合□〔被カ〕□　6091

七一八　□參□〔參カ〕□　6091

七一九　□人〔四カ〕　6091

七二〇　□□□□大春□□　6091

七二一　□守□　6091

七二二　問遣　6091

七二三　□〔大カ〕□守　6091

七二四　□古　6091

七二五　□四土　6091

七二六　崙　6091

七二一と一連のものか。

七二七　□中　6091

七二八　□〔庸カ〕□　6091

七二九　鳥□　6091

七二〇　□衛□　6091

七二二　□□〔枚カ〕員五枚　6091

七二三　□廣□　6091

七二四　□廣□〔人カ〕□　6091

七二六　□□四日□□　6091

七二七　□□□〔美美カ〕　6091

七二八　□使□□　6091

七四〇　□壹　6091

七四一　□〔建カ〕建□　6091

七四三　□恩恩　6091

七四三　□張人□　6091

七四四　□申□　6091

七四五　□□□□□〔九九野カ〕　6091

七四七　□粮粮　6091

七四八　麻□　6091

七四九　眞□人□　6091

七五〇　陰　6091

七五一　□鷺栖　6091

七五二　息□〔息カ〕　6091

七五三　□廣　6091

七五四　□豐　6091

七五六　廣□　6091

七五七　府　6091

七五八　□東子□　6091

七五九　□□錢□□　6091

七六〇　姓名□（申カ）　6091

七六一　□□崙□□　6091

七六二　數產□　6091

七六三　不墮數　□□□　6091

七六四　□□〔臣カ〕善言窠□

七六五　□國〔江カ〕□□

七六六　月其□□

七六七　□□□〔國カ〕

七六八　□名□〔美カ〕□

七六九　之尓多利

七七〇　□部　民部

七七一　合可□

七七二　□□□〔山田カ〕□

七七三　依數

七七四　〔年カ〕□絁糸□〔麁〕〔悪カ〕□

七七五　□人寮□〔舎カ〕□

七七七　右三□〔人カ〕

七七八　□我我

七七九　□百□

七八〇　□進

七八一　□故□〔故カ〕□

七八二　病秦□

七八三　□笥〔笥カ〕

七八五　□申□

七八六　養□　　609

七八七　□番　　609

七八八　今□〔以カ〕□　　609

七八九　□豊　　609

七九〇　□堅魚　　609

七九一　□進了□　　609

七九四　番　　609

七九九と接合し、「番長」となる。

七九五　宮□　　609

七九六　上　　609

七九七　右二　6091

七九八　四百　6091

七九九　□長　6091

八〇〇　□〔請カ〕□　6091

八〇三　秦□　6091

九〇八　□□□□〔出務カ〕□　(103)×(11)×2　6081

二七一　□□□□〔多紀郡カ〕□　6091

二七三　□四□　6091

二七四　□□□□

一三三　□□□　合□〔七カ〕　6091

# SK八七〇土壙出土木簡

一八八六　左衛士府　263×28×4　6051

一八八七　刑部石次□〔卅カ〕□　158×22×2　6011

一八八七・一八八八・一八九三・一八九四の人名は衛士か。ほぼ完存し、下方に小孔がある。

一八八八　・□□□□建部益人　(83)×(24)×5　6081

一八九〇　・□□□□東　(77)×(9)×2　6081

一八九一　・□人　□〔大カ〕□□　(64)×(7)×3　*6081*

・□人　漆□□

一八九二　・□多紀國□□　(93)×14×3　*6081*

□□□

一八九四　・他田床足

・□□□　(112)×(12)×5　*6081*

一八九五　□□□□〔×カ〕四石　(136)×(14)×3　*6081*

一八九六　□二石六斗×三石七斗×五石×二石□　(109)×(14)×3　*6081*

一八九七　□□万呂四升　穴太□□　*6091*

一九〇〇　紫菜　79×13×3　*6033*

NARA NATIONAL CULTURAL PROPERTIES
RESEARCH INSTITUTE

# THE WOODEN TABLETS FROM THE NARA PALACE SITE (I)

English Summary

NARA, 1969

PUBLICATIONS ON HISTORICAL MATERIALS
VOLUME V, SUPPLEMENTUM

# NARA PALACE EXCAVATION AND RESEARCH REPORT V

# CONTENTS

page

Chapter I Introduction ..... 3

Chapter II Excavation Sites Where Wooden Tablets Were Recovered ..... 5

1 Disposal Pit Site SK219 and Its Wooden Tablets ..... 5

2 Well Site SE311 and Its Wooden Tablets .. 6

3 Disposal Pit Site SK820 and Its Wooden Tablets ..... 8

4 Disposal Pit Site SK870 and Its Wooden Tablets ..... 12

Chapter III The Shapes of the Wooden Tablets and the Contents of Their Inscriptions ..... 14

1 The Wooden Tablets: Typology of Shapes ..... 14

2 The Wooden Tablets: Contents of Their Inscriptions ..... 18

A General Outline ..... 18

B Inscriptions, Divisions According to Contents ..... 23

C Wooden Tablets Used for Records and Accounts ..... 24

D Wooden Tablets Used as Tallys .. 40

E Wooden Tablets Used for Practicing Calligraphy or Scribbling ..... 64

Descriptive Text

Wooden Tablets Recovered from Disposal Pit Site SK219 .. 67

Wooden Tablets Recovered from Well Site SE311 ..... 74

Wooden Tablets Recovered from Disposal Pit Site SK820 .. 75

Wooden Tablets Recovered from Disposal Pit Site SK870 ..193

Index ..... xxvii

English Summary ..... i

## ILLUSTRATIONS

1 Disposal Pit Site SK219 after Excavation ..... 6
2 Well Site SE311 ..... 7
3 Relics Unearthed at Disposal Pit Site SK820..... 9
4 Wooden Tablet Shapes..... 16, 17
Insert Illustration: The Nara Palace Site and the Locations Where the Wooden Tablets were Excavated..4/5

## TABLES AND DIAGRAMS

1 Chart of the Wooden Tablets with Dates..... 11
2 Chart Showing the Types of Chinese Wooden Tablets of the Han Dynasty Recovered at Chu T'ing..... 19
3 Names of Palace Guards (*Toneri*) that Appear in the Inscriptions ..... 29
4 The *Toneri*: Numerical Information ..... 32
5 Chart Listing the Names of *Toneri* Assigned to Various Gates of the Imperial Palace which Appear on the Wooden Tablets ..... 37
6 The Provinces Submitting Taxes and Tribute as Seen in the Wooden Tablet Inscriptions..... 41
7 Village Names which Appear in the Wooden Tablet Inscriptions .....44–46
8 Comparison of the Tax-in-Kind Commodity Quotas Given in the Nara Period Legal Code and in the *Engi-Shiki*, a Document of the Heian Period..... 47

# PLATES

| No. | Site | Category | Particulars | Tablet Number |
|---|---|---|---|---|
| 1) | SK219 | Documents | Commodity requisitions | 1–3 |
| 2) | SK219 | Documents | Commodity requisitions, etc. | 4–9 |
| 3) | SK219 | Baggage tallys | Wooden tablets with inscriptions listing contents, etc. | 10–17 |
| 4) | SK219 | Baggage tallys | Wooden tablets with inscriptions listing contents | 18–24 |
| 5) | SK219<br>SE311B | Miscellaneous types | | 25–39,<br>41, 42 |
| 6) | SK820 | Documents | Inscriptions relating the examination of straw materials, and a present of firewood | 43, 44 |
| 7) | SK820 | Documents | Inscriptions dealing with government bureaus under the jurisdiction of the Imperial Household Agency | 45–53 |
| 8) | SK820 | Documents | Summons sent to a *Toneri* by the Bureau of Military Affairs | 54, 55 |
| 9) | SK820 | Documents | Various inscriptions including one with an order from a government bureau; another with an inscription written on the occasion of the presentation of dark blue thread | 56–60 |
| 10) | SK820 | Documents | Communication from one bureau to another; etc. | 61–67 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 11) | SK820 | Documents | Promissory notes for loans, etc. | 68–76 |
| 12) | SK820 | Documents | Inscription mentioning the weeding of the *Matsubara* garden area ; another mentioning a certain *Ôtoneri*, a close retainer of the Emperor ; etc. | 77, 78 |
| 13) | SK820 | Documents | Inscription mentioning the *Kawaguchi* Barrier (a check point in *Ise* Province, in present-day *Mie* Prefecture, where travelers were inspected) ; and another written in *Manyôgana* (a writing system where Chinese characters are used only for their phonetic qualities ; utilized in the anthology of ancient poems, the *Manyôshû*) | 79, 174 |
| 14) | SK820 | Documents | A Personal letter, etc. | 80, 135, 166 |
| 15) | SK820 | Documents | An Inscription dealing with the *Hyôe* (Imperial Palace Guards) of the *Saigû* "Western Palace" (a detached section of the Imperial domicile), etc. | 81–90, 124–134 |
| 16) | SK820 | Documents | Ditto | 91, 92 |
| 17) | SK820 | Documents | Ditto | 93–98 |
| 18) | SK820 | Documents | Ditto | 99–101 |
| 19) | SK820 | Documents | Ditto | 102–110 |
| 20) | SK820 | Documents | Ditto | 111–116 |
| 21) | SK820 | Documents | Ditto | 117–123 |
| 22) | SK820 | Documents | Personal names | 136–146 |
| 23) | SK820 | Documents | Ditto | 147–165 |
| 24) | SK820 | Documents | Ditto | 167–173 |
| 25) | SK820 | Documents | Wooden tablets used for registering commodities | 175–177 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 26) | SK820 | Documents | Ditto | 178–192 |
| 27) | SK820 | Documents | Ditto | 193–199 |
| 28) | SK820 | Documents | Ditto | 200–210 |
| 29) | SK820 | Documents, calligraphy exercises | | 211, 538–540 |
| 30) | SK820 | Documents | Wooden tablets used for registering commodities | 212, 213 |
| 31) | SK820 | Documents | Ditto | 214–225 |
| 32) | SK820 | Documents | Lists of commodities | 226–244 |
| 33) | SK820 | Documents | Lists of commodities | 245–282 |
| 34) | SK820 | Baggage tallys | Wooden tablets attached to unspun silk sent to the government from the *Saikaidô* (*Kyûshû*) as a tax in-kind | 283, 284 |
| 35) | SK820 | Baggage tallys | Ditto | 285–287 |
| 36) | SK820 | Baggage tallys | Ditto | 288–292 |
| 37) | SK820 | Baggage tallys | Ditto | 293, 294 |
| 38) | SK820 | Baggage tallys | Ditto | 295–299 |
| 39) | SK820 | Baggage tallys | Ditto | 301–304 |
| 40) | SK820 | Baggage tallys | Ditto | 305–310 |
| 41) | SK820 | Baggage tallys | Inscriptions dealing with commodities used as taxes-in-kind, and with fresh foodstuffs sent to the Emperor as tribute taxes | 300, 341 364 |
| 42) | SK820 | Baggage tallys | Inscriptions dealing with hoes sent to the central government as taxes-in-kind | 311–313 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 43) | SK820 | Baggage tallys | Inscriptions dealing with hoes and salt used as taxes-in-kind | 314–318 |
| 44) | SK820 | Baggage tallys | Salt sent as tax from Owari Province (in present-day Aichi Prefecture) | 319, 320 |
| 45) | SK820 | Baggage tallys | Salt sent as tax from Bizen Province (Okayama Prefecture) | 321, 322 |
| 46) | SK820 | Baggage tallys | Salt sent to the government as tax-in-kind | 323–326 |
| 47) | SK820 | Baggage tallys | Salt sent as tax from Suô Province (Yamaguchi Prefecture) | 327–329 |
| 48) | SK820 | Baggage tallys | Salt sent as tax | 330, 331 |
| 49) | SK820 | Baggage tallys | Ditto | 332–336 |
| 50) | SK820 | Baggage tallys | Abalone sent as tax-in-kind from Kazusa Province (Chiba Prefecture) | 337–340 |
| 51) | SK820 | Baggage tallys | Bonito sent as tax, etc. | 342, 343 |
| 52) | SK820 | Baggage tallys | Abalone, bonito sent as tax, etc. | 344–346 |
| 53) | SK820 | Baggage tallys | Marine products sent as tax | 347–355 |
| 54) | SA820 | Baggage tallys | *Chûnan-sakumotsu* (compulsory tax-in-kind submitted by males from 17 to 20) | 356, 357 |
| 55) | SK820 | Baggage tallys | Ditto, and tribute tax sent to the Emperor | 358–363 |
| 56) | SK820 | Baggage tallys | Tribute tax sent to the Emperor by a fishing community in Mikawa Province | 365–367 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 57) | SK820 | Baggage tallys | Ditto | 368–372 |
| 58) | SK820 | Baggage tallys | Ditto | 373–377 |
| 59) | SK820 | Baggage tallys | Ditto | 378–387 |
| 60) | SK820 | Baggage tallys | Ditto | 388–397 |
| 61) | SK820 | Baggage tallys | Tribute tax-in-kind sent to the Emperor from various provinces | 398–401 |
| 62) | SK820 | Baggage tallys | Ditto | 402–408 |
| 63) | SK820 | Baggage tallys | Tribute tax, polished rice, wheat | 409–416 |
| 64) | SK820 | Baggage tallys | Polished rice | 417–419 |
| 65) | SK820 | Baggage tallys | Polished rice, wheat | 420–423 |
| 66) | SK820 | Baggage tallys | Tribute taxes-in-kind sent to the Emperor by various provinces | 424–426 |
| 67) | SK820 | Baggage tallys | Ditto | 427–434 |
| 68) | SK820 | Baggage tallys | Ditto | 435–443 |
| 69) | SK820 | Baggage tallys | Ditto | 444–450 |
| 70) | SK820 | Baggage tallys | Ditto | 451–460 |
| 71) | SK820 | Tallys | Abalone, walnuts, etc. | 461–469 |
| 72) | SK820 | Tallys | Trout, abalone, seasoning, bamboo mats, etc. | 470–476 |
| 73) | SK820 | Tallys | Wooden containers for storing objects, pottery, braziers | 477–482 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 74) | SK820 | Tallys | Coins used in the *Nishi-no-ichi* (the "Western Market" operated by officials of the Nara capital), etc. | 483–489 |
| 75) | SK820 | Tallys | Thread, etc. | 490–496 |
| 76) | SK820 | Tallys | Fibre objects | 497–520 |
| 77) | SK820 | Miscellaneous tallys | | 521–537 |
| 78) | SK820 | Practice calligraphy | | 541–543 |
| 79) | SK820 | Practice calligraphy | | 544–548 |
| 80) | SK820 | Practice calligraphy | | 549–551 |
| 81) | SK820 | Practice calligraphy | | 552, 553 |
| 82) | SK820 | Practice calligraphy | | 554–561 |
| 83) | SK820 | Practice calligraphy | | 562–570 |
| 84) | SK820 | Practice calligraphy | | 571–580 |
| 85) | SK820 | Practice calligraphy | | 581–593 |
| 86) | SK820 | Practice calligraphy, Miscellaneous | | 594–600 |
| 87) | SK820 | Practice calligraphy | | 601–604 |
| 88) | SK820 | A ladle with an inscription, and wooden fragments with lines drawn on them in *sumi* | | 605–607 |
| 89) | SK219<br>SK820 | Practice calligraphy, etc. | | 40, 608, 609 |
| 90) | SK820 | Miscellaneous, lines drawn in *sumi* | | 610, 611 |
| 91) | SK820 | Fragments with inscriptions | | 612–616 |
| 92) | SK820 | Fragments with inscriptions | | 617–631 |
| 93) | SK820 | Fragments with inscriptions | | 632–643 |
| 94) | SK820 | Fragments with inscriptions | | 644–652 |
| 95) | SK820 | Fragments with inscriptions | | 653–658 |
| 96) | SK820 | Fragments with inscriptions | | 659–684 |
| 97) | SK820 | Inscriptions on shavings from wooden tablets | | 685–704 |
| 98) | SK820 | Inscriptions on shavings from wooden tablets | | 705–731 |
| 99) | SK820 | Inscriptions on shavings from wooden tablets | | 732–762 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 100) | SK820 | Inscriptions on shavings from wooden tablets | 763–802 |
| 101) | SK820 | Fragments with inscriptions | 803–808 |
| 102) | SK820 | Fragments with inscriptions | 809–814 |
| 103) | SK820 | Fragments with inscriptions | 815–823 |
| 104) | SK820 | Fragments with inscriptions | 824–830 |
| 105) | SK820 | Fragments with inscriptions | 831–845 |
| 106) | SK820 | Fragments with inscriptions | 846–868 |
| 107) | SK820 | Fragments with inscriptions | 869–872 |
| 108) | SK820 | Fragments with inscriptions | 873–878 |
| 109) | SK820 | Fragments with inscriptions | 879–883 |
| 110) | SK820 | Fragments with inscriptions | 884–893 |
| 111) | SK820 | Fragments with inscriptions | 894–905 |
| 112) | SK820 | Fragments with inscriptions | 906–918 |
| 113) | SK820 | Fragments with inscriptions | 919–944 |
| 114) | SK820 | Fragments with inscriptions | 945–958 |
| 115) | SK820 | Fragments with inscriptions | 959–994 |
| 116) | SK820 | Fragments with inscriptions | 995–1008 |
| 117) | SK820 | Fragments with inscriptions | 1009–1030 |
| 118) | SK820 | Fragments with inscriptions | 1031–1045 |
| 119) | SK820 | Fragments with inscriptions | 1046–1074 |
| 120) | SK820 | Fragments witn inscriptions | 1075–1090 |
| 121) | SK820 | Fragments with inscriptions | 1091–1117 |
| 122) | SK820 | Fragments with inscriptions | 1118–1143 |
| 123) | SK820 | Fragments with inscriptions | 1144–1167 |
| 124) | SK820 | Inscriptions on shavings from wooden tablets | 1168–1202 |
| 125) | SK820 | Inscriptions on shavings from wooden tablets | 1203–1229 |
| 126) | SK820 | Inscriptions on shavings from wooden tablets | 1230–1261 |
| 127) | SK820 | Inscriptions on shavings from wooden tablets | 1262–1292 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 128) | SK820 | Inscriptions on shavings from wooden tablets | 1293–1326 |
| 129) | SK820 | Inscriptions on shavings from wooden tablets | 1327–1362 |
| 130) | SK820 | Inscriptions on shavings from wooden tablets | 1363–1405 |
| 131) | SK820 | Inscriptions on shavings from wooden tablets | 1406–1444 |
| 132) | SK820 | Inscriptions on shavings from wooden tablets | 1445–1488 |
| 133) | SK820 | Inscriptions on shavings from wooden tablets | 1489–1531 |
| 134) | SK820 | Inscriptions on shavings from wooden tablets | 1532–1576 |
| 135) | SK820 | Inscriptions on shavings from wooden tablets | 1577–1619 |
| 136) | SK820 | Inscriptions on shavings from wooden tablets | 1620–1660 |
| 137) | SK820 | Inscriptions on shavings from wooden tablets | 1661–1702 |
| 138) | SK820 | Inscriptions on shavings from wooden tablets | 1703–1742 |
| 139) | SK820 | Inscriptions on shavings from wooden tablets | 1743–1786 |
| 140) | SK820 | Inscriptions on shavings from wooden tablets | 1787–1829 |
| 141) | SK820 | Inscriptions on shavings from wooden tablets | 1830–1885 |
| 142) | SK820 | Documents, records relating to the *Saejifu*, a government bureau, Personal names | 1886–1894 |
| 143) | SK870 | Documents, Tallys, etc. | 1895–1905 |
| 144) | SK870 | Fragments with inscriptions | 1906–1925 |

# WOODEN TABLETS EXCAVATED FROM THE NARA IMPERIAL PALACE SITE

The ancient metropolis of Nara, whose site lies under and adjacent to the present-day town of Nara, served as the capital of Japan from 710 to 784. Earlier, members of the ruling class, with the Emperor as their nucleus, had diligently worked for the establishment of a legally-regulated, centralized government, and during the second half of the seventh century, two capitals (the Naniwa Capital, located within the present city of Ôsaka, and the Fujiwara Capital, in the Asuka region of Nara Prefecture) had been inaugurated, both planned after Chinese prototypes. However, with the full implementation of the legal system and the firm establishment of the centralized state by the eighth century, a broad, impressive capital, in keeping with the greater dignity of the government, became a necessity, and the result was the Nara metropolis.

The great city was laid out across the northern part of the Nara plain. It measured four kilometers east to west and four and a half kilometers north to south, with an extensive addition on the eastern side, known as the "*Gekyô*" (the "Outer" or "Peripheral" Capital), which ran one and a half kilometers east to west and two kilometers north to south. The extensive Palace, which included the Imperial Domicile ("Dairi") and Halls of State ("Chôdôin"), together with the highest government bureaus, was erected in the northern extremity of the main area, at the terminus of a central north-south avenue, and covered an area about one kilometer square. Bordering this area on the east is a section measuring a quarter of a kilometer east to west and three quarters of a kilometer north to south. These two areas were utilized by local farmers as irrigated rice fields until they were recently purchased by the government for purposes of preservation and research.

Preliminary excavations at the Nara Imperial Palace site were begun in 1955 under the auspices of the Nara National Cultural Properties Research Institute, and excavation and research activities at the site

have been conducted continuously since 1959. By the end of 1969, eighteen hectares, (fourteen percent of the total palace site) had been systematically excavated and studied. In the process, various sorts of new evidence which throw considerable light on the history and culture of ancient Japan have been unearthed, and the discovery of the wooden tablets dealt with in this report is certainly one of the most important among them.

The wooden tablets recovered from the Nara Palace site consist of flat pieces of wood on which records have been written in *sumi* (the traditional medium for writing in East Asia, an ink composed principally of oil soot and binders, which is applied with a brush after it has been ground and thinned to a proper consistency with water). In China, previous to the discovery of paper, a variety of materials such as bamboo, wood and hemp cloth had been utilized for keeping records, and they continued to be used for this purpose even after the manufacture of paper had become common. Among the wooden tablets recovered from sites in China, the latest date only up as far as the third and fourth centuries, and while it is not clear just how long this material continued to be used there for clerical purposes, the examples excavated in Japan will constitute important evidence in future investigation on this subject.

While it is true that scholars in Japan had been aware of the existence of a few isolated Japanese wooden tablets previous to the discovery of such objects at the Nara Palace site, it had always been commonly assumed that paper had served as the chief medium for record-keeping in ancient times, and the possibility that wooden strips might have been used in large quantities for this purpose does not seem to have deen seriously pursued by anyone, and the few examples known at the time did not attract serious scholarly attention. However, in January of 1961, during the course of the Fifth Archaeological Research Project, wooden tablets began to come to light at the Nara Palace site, and from this time up until the end of 1968, the excavations produced about 20,000 examples, and it became quite clear that in ancient Japan these objects had been utilized in very large quantities, together with paper, as a material for the keeping of records. After their initial appearance at the Nara Palace site, wooden tablets subsequently began to come to light in various other localities, and examples going back to the seventh century (and thus predating the Nara Palace finds) were discovered. The value of these materials as a primary source of information about the culture of ancient Japan soon became obvious to those in scholarly circles.

The results of archaeological investigation at the Nara Palace site have been published in the series of reports entitled "Excavation Research Reports on the Nara Imperial Palace Site", four volumes of which have appeared to date. While the wooden tablets have been commented on in volumes II and IV in the sections on the areas where they were recovered, the present volume is the first of a separate series devoted exclusively to these materials and intended to deal with them in a comprehensive manner. It treats all the wooden tablets recovered over a period of time extending from the occasion when the first examples were discovered up until the 13th Research Project in 1963, and numbers 1925 examples. The following chart shows the number of specimens recovered and the locations where they came to light

| | *location* | | *amount* |
|---|---|---|---|
| 1) Excavation Project 5 (1961) | Disposal pit site | SK219 | 40 |
| 2) Excavation Project 7 (1962) | Well site | SE311 | 2 |
| 3) Excavation Project 13 (1963) | Disposal pit site | SK820 | 1843 |
| 4) Excavation Project 13 (1963) | Disposal pit site | SK870 | 40 |

## I WOODEN TABLET RECOVERY SITES

The wooden tablets treated here were recovered from the contents of an ancient well and at three disposal pit locations, but others have also been excavated from gutter sites and pillar depressions.

The wooden tablets have been excavated not only at sites within the palace boundaries, but also at various locations outside, and it is proper to say that future excavations will probably bring them to light at places spread across the largest part of the extensive area occupied by the eighth century metropolis.

i) Disposal Pit Site SK219

This site consists of two ancient rubbish disposal pits, one just to the south of the other and joined to it; both measure three meters east to west and three and a half meters north to south, and are one meter in depth. Various waste materials were apparently brought from the surrounding area and thrown into these pits. The contents, which filled the pits from their bottoms up to the level of the horizontal area excavations, were found to be in a surprisingly good state of preservation. Among the contents were a large number of earthenware relics and sherds, together with roof tile fragments, objects of wood, *hihada* (cy-

press bark used for roofing), and walnut and peach pits and other natural materials such as leaves. The wooden tablets were found principally in a strata of grey sand at the lowest level of the disposal pits.

Among the examples of unique interest which came to light here was *Wooden Tablet 1*, which bears an inscription with the name of a woman called Tsukuba-no-Myôbu, a functionary who served under the Retired Empress Kôken at the Hokkeji, a temple located just to the east of the Nara Palace site. The inscription consists of a requisition for various foodstuffs, such as red beans, soy sauce and condiments. An entry dated to the sixth year of the Tempyô-Hôji period (762) in the famous historical chronicle, the *Shoku-Nihongi*, describes vividly how, following the completion of a large-scale rebuilding of the Nara Palace, the Retired Empress Kôken and her successor, the Emperor Junnin, returned from a period of residence at a temporary palace (the Hora-no-miya) in the province of Omi (in present-day Shiga Prefecture), and the various events which took place as a result of the competition for power between Fujiwara-no-Nakamaro and the priest Dôkyô. The Retired Empress Kôken used the Hokkeji as her residence, and the fact that *Wooden Tablet 1* was actually used to request foodstuffs for this temple makes it an important and accurate document for corroberating the history of the time.

ii) Excavation Site SE311, an Ancient Well

The remains of three large wells were discovered in the same area as the rubbish disposal pits described above, and two wooden tablets were recovered from one of them. The well where these two wooden tablets came to light had an interior framework made of wooden planks measuring about three meters in length, thirty centimeters in width, and ten centimeters in thickness. These were assembled into a square well-shaft, designated here *Well-Shaft A*. Later, the well was repaired and a smaller well-shaft, measuring 1.9 meters across, was constructed inside, and we have designated it *Well-shaft B*. On the basis of the contents of these two well-shafts, it is presumed that *Well-shaft A* dates to the Nara Period (710–784), while *Well-shaft B* is thought to have been executed at the beginning of the ninth century when the Retired Emperor Heizei resided briefly at the Nara Palace location. One wooden tablet was found in each of the well-shafts.

iii) Disposal Pit Site SK820

A garbage disposal pit, measuring four meters in circumference and

2.3 in depth was discovered during excavations in the northeastern part of the exterior section of the remains of the second in the series of Imperial Domiciles erected within the Nara Palace. The layer of earth inside was composed of three separate strata. The lowest, approximately half a meter in thickness, was composed of natural materials, mainly leaves, while that above it, of about the same thickness, was composed of dark brown earth containing a large amount of organic matter. Here, wooden tablets were discovered in large numbers for the first time. Wooden objects were preserved in this strata in a surprisingly fresh state, and few of them exhibited any evidence of decomposition. Above was a third strata of reddish-brown clay, containing a few fragments of pottery and roof tiles. As a result of the investigation of the successive strata and their contents, the history of the waste disposal pit became clear: soon after the pit was dug, various natural materials, discarded artifacts and rubbish, together with earth and sand, were dumped into it, burying the contents. 63 wooden tablets with inscriptions dating them to specific years came to light here. 19 bore dates from the earlier part of the Nara Period, ranging from the Second Year of the Yôrô Period (718) to the Fourth Year of the Tempyô Period (732), and the contents of the inscriptions on all of them, written over this considerable span of years, indicated that they had served as tallys for the payment of taxes-in-kind in the form of unspun silk or salt. By contrast, the many examples (42 in number) from the short 3 year period from 745 to 747 (the 17th through the 19th years of the Tempyô Period) included not only speciments used in connection with the payment of taxes-in-kind, but also various communications between officials. The evidence provided by these wooden tablets, together with the other relics recovered from this earth layer, indicate that its upper limit cannot be very far removed in date from the year 747.

The materials treated in this report are the wooden tablets, some intact, but most in fragmentary form, which have been recovered in considerable numbers from sub-surface locations, and usually interred in conditions favorable for their preservation. However, of the total of 1843 examples, more than half consisted of shavings, removed from the wooden tablets with some sort of sharp blade, in order that new inscriptions could be written on the clean surface. When the wooden tablets and shavings were thrown away, they were most often already split or broken, or became so in the process, and thus more than eighty percent

came to light in a shattered or fragmentary state, while only about ten percent were intact.

On the basis of evidence supplied by the inscriptions, two important suppositions can be drawn about the areas in which the wooden tablets were excavated. The first is that one group of examples are related to the *Saigû* ("Western Palace"): these are numbers 91–134. The *Saigû* is noted in the *Shoku-Nihongi* as one of the Emperor's domiciles, and the inscriptions on these wooden tablets consist of requisitions for foodstuffs for the guards who protected it, men known as *Hyôe*, who were the offspring of provincial officials or nobles. On the basis of these inscriptions, it may be concluded that about the end of the Tempyō Period, the detached palace known as the *Saigû* was located in the general area where these wooden tablets were unearthed. The second assumption is that the section of the Emperor's domicile which he used as a daily residence was located in the area where tablets 363–407, 403–407, and 409–411 were excavated, the reason being that among these wooden tablets, which were used as tallys for tax purposes, a large number had inscriptions referring to foodstuffs sent to the Emperor, including certain fish and seaweed delicacies.

iv) Disposal Pit Site SK870

This site was discovered about twenty meters north of the north-eastern corner of the inner tile-roofed earth wall cloister of the second of the Imperial domiciles built at the Nara Palace site. The disposal pit site, rather irregular in shape, measured five meters east to west and north to south and was 1.3 meters deep. The remains of pottery and roof tiles were scattered throughout the excavated strata, as if they had been thrown inside at random, and the wooden tablets were intermixed with these contents. Because of the shallowness of the site, the objects were rather poorly preserved. In addition to inscriptions mentioning the government office known as the *Saejifu*, which administered the requisitioning of farmers from the entire country for the purpose of guarding the Imperial capital city, there are also two or three examples which bear what are presumed to be the names of common soldiers (*Eji*) who were recruited from the farming class. Because of the evidence of pottery remains at the site, it is presumed that it was abandoned as a disposal location about the end of the Tempyô-Hôji period, approximately 760.

## II THE SHAPES OF THE WOODEN TABLETS

Because of their use for a specific purpose, the wooden tablets were fashioned initially according to a functional, standarized form; but as a result of subsequent modifications (such as shaving off the surfaces), or their use for some other purpose, most of the excavated examples no longer retained their original shapes. The wooden tablets recovered from the Nara Palace site can be divided into thirteen types on the basis of their shapes (see fig. 4).

Type 6011. Roughly like the shape of a *tanzaku* (a long, narrow strip of stiff paper on which poems are traditionally written); most of these examples were squared off at the ends. The contents of the inscriptions on these examples most often conform to the type already described under heading IV, i.

Type 6019. One end is intact, with a squared-off profile, but the original form is lost because the other end has been broken off or has rotted away.

Type 6021. Small in size and short in length, most of these examples were used as tallys, and were attached to bundles of textiles, thread and foodstuffs; some were rather crudely fashioned.

Type 6022. Small in size and short like the above example, but with the corners cut off obliquely. Carefully fashioned, with a small hole bored through just under the peak, these examples served as tallys, and were attached to foodstuffs or goods.

Type 6031. Fashioned like Type 6011 above, in the general shape of a *tanzaku*, but with the addition of notches on the right and left close to both ends. Some examples have squared ends, while others have ends like the type just above. They were used as tallys.

Type 6032. Fashioned in the shape of a *tanzaku* but with notches on the right and left on only one end. Some have square ends while others have the corners cut off obliquely like the examples above. Most of these examples were also used as tallys.

Type 6033. Notched on right and left like the example above, but sharpened to a point on the other end. The majority were used as tallys.

Type 6039. *Tanzaku*-like in profile with notches right and left, but with the opposite end gone either because of breaking or rotting; the original form thus unclear, but undoubtedly either Type 6031,

6032 or 6033.

Type 6051. *Tanzaku*-like in shape, but with the bottom end sharpened to a point. Most of the top ends are square. Many were used as tallys.

Type 6059. Apparently originally *tanzaku*-like in shape. Sharpened to a point on one end, but with the other end either broken off or rotted away. While the original shape is thus unclear, it undoubtedly conforms to that of either Type 6033 or Type 6051.

Type 6061. Examples fashioned of wood whose original function can be determined with some confidence, such as ladles or round container-boxes, as well as sections of such objects on which inscriptions have been written.

Type 6065. These examples, fashioned from wood, appear to have served some function originally, but this is no longer clear. Some of them bear inscriptions.

Type 6081. This group consists of fragments whose original shapes are unclear because of breakage, splitting or rotting. Their original shapes must conform to one of those described in the categories above.

Type 6091. This group consists of shavings from wooden tablets. The chips shaved off during this process have been discovered in large quantities and are classified together in a single group.

## III THE INSCRIPTIONS ON THE WOODEN TABLETS

The inscriptions which appear on the wooden tablets may be divided into the following general groups:

i) Records and Accounts

These consist of everyday transactions between various government offices within the Imperial Palace complex, such as the receipt and disbursement (payments, claims, purchases, etc.) of various materials, as well as receipts for the transfer of clothing for officials, and some simple communications. One of the characteristic features of this category is the large number of claims submitted by officials requesting foodstuffs.

ii) Taxation Tallys

According to the laws and ordinances dealing with taxation (the *Buyakuryô*), silk and the other textiles which served as taxes-in-kind (known as *Chô* and *Yô*) were to have the following information written

on their borders: province, district, village, name of the head of the family, personal name, year, month and day. In the case of salt, hoes, marine products such as fish, seaweed, and shellfish, as well as grains such as rice and wheat, the above information was to be written on a wooden tally and attached to the material or its wrapping. In the present study, there are as many as 171 examples of materials which served as taxes-in-kind (categories such as *chô*, *chûnan-sakumotsu*, *zôyaku*, *nie*, *hakumai*, etc.). See plates 3, 4, 34–70.

iii) Tallys Attached to Articles

These wooden tablets were used as tallys and attached to various kinds of articles in order to arrange and store them (plates 3, 4, 77–71, 143). Affixed to goods such as various marine products and types of seaweed, soy-sauce, oak leaves, and brazicrs, tallys of this sort continued to be used for the same purpose for many centuries in Japan,

iv) Wooden Tablets Used for Practicing Calligraphy or Scribbling

During periods of rest from their duties, officials practiced composition and calligraphy, and examples of these activities provide us with an accurate idea of the calligraphic styles of the period and various of the interests and tastes of the official class. See plates 13, 29, 78–89.

## IV THE SIGNIFICANCE OF THE WOODEN TABLFTS AS HISTORICAL MATERIALS

This section may be divided into two topics: the first relates to the role played by the wooden tablets as materials for the research and study of the archaeological site itself (in this case the Nara Palace site), while the second deals with the factual and documentary information furnished by the wooden tablets, and the consequent advancement in our knowledge about various aspects of ancient Japanese history which were formerly unclear. No accurate evaluation of the unique importance of the wooden tablets as historical material is possible without considering both of these topics. Two points should be noted in reference to the first:

a) Determining the Nature of Sites

As already described in Volume II of the series "Excavation Reports on the Nara Imperial Palace Site", location SK219 is a disposal pit site located in an area which seems to have been occupied originally by the government bureau in charge of the

preparation of food for the Emperor and government officials (the *Kunaishô-Daizenshiki*), while location SK820 (also a disposal pit site) is located in the confines of the *Dairi*, the Emperor's domicile, located in the center of the Imperial Palace. The identification of these sites is based in part on evidence provided by inscriptions on the wooden tablets excavated from them. While the extensive excavations and subsequent research carried out at the site of the Nara Palace have revealed the locations of various of the government bureaus, the importance of the wooden tablets as a direct source of documentary material in this research cannot be overemphasized.

b) Determining the Dates of Sites, their Remains and Relics

The buildings of the Nara Palace were reconstructed a number of times, and there are many cases where the sites of foundations overlap in successive layers of strata. In a complicated archaeological circumstance of this sort, where the remains of various buildings of different dates exist in close juxtaposition, the possiblity that the dates in the inscriptions on certain of the wooden tablets can serve to verify the dating of the remains is of obvious importance. Furthermore, it is frequently the case that the dates in the inscriptions are effective in helping to establish the dating of the other objects deposited together with the wooden tablets in the waste disposal pits, assorted objects such as wooden implements, pottery, and roof tiles. Of equal importance is the fact that the inscriptions have also been instrumental in speeding up research on the chronological assignments of a significant percentage of the relics unearthed at the Nara Palace site.

In dealing with the second topic, headings i) and ii) discussed under section III above, are of particular importance. The wooden tablets which are grouped under heading i) consist of transactions, records, and simple communications between various government bureaus, and the recovery of each one has provided us with some new piece of material for studying ancient Japanese history. Examples excavated at location SK820 provide an interesting illustration. Many of these specimens consist of requisitions for foodstuffs by the soldiers who where responsible for guarding the Emperor's domicile, men known as *Toneri*. As a result of the information in their inscriptions, various details of

the Imperial Palace and its routine have become clear. Thus, we now know the number and location of the palace gates, and the number of soldiers on duty at each of them both day and night, as well as the formation of the units is which these soldiers served. Formerly, specialists in ancient Japanese history had firmly contended that the *Toneri* were natives of the Kantô region in eastern Japan, but we now know from the names which appear on the wooden tablets that many were from the Kinki region, the extensive area which surrounds Nara.

As we have already noted, the wooden tablets grouped together under heading i) consist of various daily records and transactions by the central government bureaus, and this material raises an important subject for investigation, namely, what was the relationship between these wooden documents and others of the same period written on paper? At the some time, it also seems relevant here to ask the basic question why were the wooden tablets actually necessary and what function did they serve? Fortunately we possess a great number of eighth century paper documents, many thousands in fact, that have been preserved in the famous Shôsôin repository. These are official records and communications and date to the same period as the wooden tablets from the Nara Palace site. Contentwise, they include census registrations, tax collection ledgers, annual financial reports submitted to the central government by provincial government offices, monthly accounting reports on construction projects carried out by the government and temples, and other important undertakings such as the copying of sutras.

There can be little doubt that in eighth century Japan paper constituted the favored material for documents. On the other hand, the wooden tablets, measuring roughly twenty contimeters in length and four in width (while there seems to be no standard size, those with these approximate dimensions are most numerous) provided a writing surface which is obviously restricted in size and only appropriate for short or abbreviated inscriptions. For this reason they were extensively utilized in the simpler, day-to-day clerical work of various government bureaus; as handy, brief reminders in the receipt and distribution of commodities; and in the daily requisitioning of foodstuffs for officials. Their use for these purposes also reflects the greater strength and permanence of wood as a medium for documents in comparison to paper. Recently, wooden tablets dating back to the seventh century have begun to come to light

as a result of excavations at the sites of the Asuka and Fujiwara Palaces in the southern part of the Nara plain. When these examples have been carefully studied and related to those from the Heijō Palace sites, the day when an accurate evaluation of the historical position of the wooden tablets in Japan can be arrived at will not be far in the future.

The next category, grouped under heading ii) are the tallys originally attached to the various goods and commodities which were sent to the central government as taxes-in-kind. These tallys demonstrate very clearly how the national tax system of the period operated. Preserved in the Shôsôin repository are many examples of the several types of textiles which were commonly sent to the central government as tribute by the provincial governments. As we have already noted, each one of these bears an inscription written in *sumi* recording information such as the name of the province where it had been manufactured and the name of the official who had presented the material, in accordance with the legal ordinances of the period. In addition, each one invariably bears the stamped seal impression of the province. Consequently, we know that it was standard practice to write certain required information on commodities submitted as taxes-in-kind, directly on the surface in the case of textiles, and on a tally which was affixed to the wrapping in the case of salt, hoes, fish, seaweed, and the like. These inscriptions are detailed, and include the province or district, village, names of the head of the family, and the individual taxpayer, the category of tax, name of the commodity, the amount included, and year, month and day. In certain cases, the name of the local official who wrote the inscription is also added. This stringent tax system was instituted in accordance with the new legal structure implemented during the second half of the seventh century, and during the eighth century, the period of the Nara Palace, this system was brought to its point of highest development. By the late eighth century, however, this highly organized system was showing obvious signs of general disintegration, and it was already abandoned by the end of the century.

As a result of the excavation and study of the wooden tablets, our knowledge of a number of details and circumstances of eighth century Japan are much clearer; they have provided us with significant information about the types of taxes, the special products of various provinces, the method of recording provincial government divisions (pro-

vince, county, village) and their respective geographical names, as well as the names of people from the various regions. Moreover, the value of this information is all the more precious because of the scarcity of other reliable materials on the period. We know from the wooden tablets, for example, that certain provinces were outstanding for the amount of salt they sent to the capital. These include Owari (Chita, county, Aichi Prefecture), Wakasa (the area around the City of Obama in Fukui Prefecture), Suô (Ôshima county, Yamaguchi Prefecture) and Kii (Wakayama Prefecture). Furthermore, the foodstuffs specially presented to the Emperor as tribute offerings (known as *Mi-nie* and *Ô-nie*) were, in actuality, another form of tax, and the fact that the wooden tablets have provided us with the documentation to clarify the actual operation of this systen demonstrates another aspect of their value and importance.

Chronologicval Table

| Era Name | Year | Emperor or Empress's name |
|---|---|---|
| Wadô (和銅) 1 | 708 | Gemmei (元明) |
| Reiki (霊亀) 1 | 715 | Gensei (元正) |
| Yôrô (養老) 1 | 717 | 〃 |
| Sinki (神亀) 1 | 724 | Shômu (聖武) |
| Tempyô (天平) 1 | 729 | 〃 |
| Tempyô-Kampô 1 (天平感宝) | 749 | Kôken (孝謙) |
| Tempyô-Shôhô 1 (天平勝宝) | 749 | 〃 |
| Tempyô-Hôji 1(天平宝字) | 757 | 〃 |
| 2 | 758 | Junnin (淳仁) |
| 8 | 764 | Shôtoku (称徳) |
| Tempyô-Jingo 1 (天平神護) | 765 | 〃 |
| Jingo-Keiun 1 (神護景雲) | 767 | 〃 |
| Hôki (宝亀 1) | 770 | Kônin (光仁) |
| Ten'ô (天応 1) | 781 | Kammu (桓武) |
| Enryaku (延暦 1) | 782 | 〃 |

# 索　　引

## 地　　名

数字は木簡番号


大養徳国添上郡山村　78
大和国添上郡春日村　170
　──平群郡飽浪村　170
山背国　31
河内国　455
伊賀国山田郡　538
伊勢国　79
志摩国答志郡和具郷　408
　──英虞郡名錐郷　344
尾張国　135
　──智多郡　436
　──智多郡番賀郷花井里　319
　──智多郡贄代郷朝倉里　320
　──智多郡富具郷野間里　318
参河国額田郡新木郷　426
　──播豆郡　385,393,396
　──播豆郡析島　363,368,371,372,374,375,382,388,391
　──播豆郡篠島　364,365,366,367,369,370,376,378,383,386,387,389,390,392,397
　──宝飫郡篠束郷　356
　──渥美郡　333
　──渥美郡大壁郷　324
遠江国　490
　──長下郡　359
　──山名郡　358
　──城飼郡朝夷郷　449
駿河国益頭郡朝夷郷　449
　──有度郡嘗見郷　341
伊豆国田方郡棄妾郷　430
　──賀茂郡三島郷　342
　──賀茂郡□日郷　438
甲斐国山梨郡　14,19,20
武蔵国男衾郡川面郷　405
　──男衾郡余戸里　404
　──秩父郡　406
上総国安房郡白浜郷　337
　──朝夷郡健田郷　338,339
下総国海上郡酢水浦　400
常陸国信太郡朝夷郷　449
　──鹿島郡播麻郷　411
　──那賀郡須□埼　402
近江国　448,466
　──高島郡木津郷　421
美野国　135
若狭国遠敷郡玉置郷田井里　331,336
　──遠敷郡玉置駅　346
　──遠敷郡野郷野里　347
　──遠敷郡青里　399
　──三方郡能登里　454
　──三方郡弥美郷中村里　424,425
　──三方郡竹田郷丸部里　332
越前国丹生郡曽博郷　343
越中国羽咋郡　357
　──射水郡　442
丹波国多紀郡　1171
但馬国　409
伯耆国汗入郡　617
　──汗入郡尺刀郷　360
出雲国　75,407

隠岐国役道郡都麻郷 349
美作国 471
——勝田郡 443
——真島郡健部郷 429
備前国 398,440
——邑久郡邑久郷 423
——邑久郡石上郷 444
——藤野郡島村郷 422
——赤坂郡周迺郷 311
——児島郡三家郷 321
——児島郡賀茂郷 322,323
備中国賀夜郡阿宗里 417
——賀夜郡大井 312
備後国 458
——三上郡 314,315
——三上郡信敷郷 313
周防国 135
——大島郡美敢郷 326,327,328,437
——吉敷郡神埼郷 329
長門国豊浦郡都濃島 401
紀伊国海部郡可太郷 334,428
——安諦郡幡陁郷 325
——日高郡財部郷 18
——牟婁郡牟婁郷 435
阿波国板野郡井隅郷 419,427
——板野郡田上郷 432
——板野郡牟屋 403
——那賀郡林郷 412
讃岐国 135,335
——大内郡白鳥郷 446
——山田郡海郷 348
——阿野郡 330
伊予国風早郡 361
——神野郡駅家 418
筑前国 13
——恰土郡 283
筑後国御井郡 292
肥前国 13,290
——神埼郡 286,293,305
——藤津郡 294,295
肥後国恰志郡 298
——飽田郡 300,310
——託麻郡 302
——益城郡 284
——葦北郡 299,301
豊前国 13
——仲津郡 287
——下毛郡 288
——宇佐郡 285,307
豊後国大分郡 296

## 人　名

敢 113
県 100
——若虫 54,441
浅田 200
安曇鳥 96
阿曇 五百万呂 329
——部□麻呂 329
穴太 1897
阿倍勝 78
海部 334,363,364,365,366,367
368,369,370,371,372,375,376
378,381,382,383,384,388,389
390,391,392,396,397,403
——首万呂 324
——老人 428
——三□ 444
——馬長 427
綾 98,105
漢人小弓 452
池田足継 43

伊勢 136,137
石前 91
石部衣万呂 449
礒 91
板野 196
牛守部小成 321
有刀部 古万呂 341
　—忍万呂 341
占部 久須里 342
　—広庭 342
枝井 91
凡海 直薩山 328
　—阿耶男 327
大伴 70,97,98,100,148,446
　—部国万呂 344
　—部得島 344
大野 99
大原 109
　—大魚 96,120
大日部勝麻呂 58
相見采女 82
刑部 149,162
　—石次 1887
他田床足 1894
忍海 242
尾張 91,92,110
小治田 226
各務 100,127,165
膳 92
　—広麻呂 146
勝部豊島 145
葛木部竜麻呂 348
金守部 141
　—浄人 141
　—小君 141
上 99,112
　—広足 96,104
鴨 95
　—直君麻呂 322
加毛 166
軽 126
川上 92,97,98,101
　—足枠 104,121
川勢王 139
河内 91,118
　—五百足 94,103
紀 118
私部□奈布女 553
日下部 95,100,112
　—犬万呂 330
　—床万呂 337
　—太万呂 100
管原王 138
車持□ 155
君子 106,113,133
佐伯 直息綱 136
　—部稲奈知 335
　—息□ 135
宍人 430
白髪部 島 337
　—連 163
宗我 91
財椋人安万呂 61
多紀 109
　—国□ 1894
田口 153
　—牛甘 94,96,103
竹田部□乙□志 332
建部 君馬都 300
　—益人 1888
達沙 99
舘 92,108
丹比部 99,102
田部 83,91
　—小足 326
玉手王 138

民金万呂 96
丹波 154
道守 91
　—臣老 68
　—真□万呂 421
春米 107
竹波命婦 1
津守貞成 41
鳥取 117
奈林 95,97,98,101
奈良王 138
楢原造総麻呂 61
錦部 91,92,98,102,110,125
　—岡万呂 55
　—小浜 210
　—連真道 56
額田 100,102,113
　—部小君 338,339
漆部 92,100
土師 92,98,108,127
秦 62,100,132,782,802
　—神万呂 658
　—古万呂 143
秦人 小麻呂 325
　—大山 399
　—君 460
　—豊日 419
　—文屋 347
波多部足人 419
林 100,115,132
春部 99,125
桧前 92
　—舎人倭麻呂 81
服結 100
船 99
　—馬万呂 485
文忌寸 151
呂除和尓志 418
茨田 92,95,97,101,102,105
112,122,134,142,152,256
茨田連 136
三野 92,97,98,110
　—部石島 56
三家 人黒万呂 346
　—連乙公 323
三次君国依 331
神 100,132
牟儀猪養 54
牟儀都 百足 343
　—広足 343
六人部 159
室 92,112,114,122
牟婁大夫 160
八上 168
　—采女 90
八尸 91
矢田部 13,48,92,118,120,158,164
　—益占 18
矢作部林 338,339,340
養徳 91,144
山口伊美吉 57
山守部小広 321
若麻 91
別君大人 424,425
和尓部 色夫智 320
　—安倍 318
　—臣牟良 318
丸部 石寸 433
　—五月 426
　—竜麻呂 319
□原王 140
□部乎奈西 432
□人部小真□ 447
　五十上女 168
　大津女 171
　大歳 301

大庭 357
小足 150
乎□女 636
片麻呂 294
春日女 172
君万呂 637
子刀自 169
子奈女 166
敷万呂 5
島万呂 104
竜手 345
玉敷女 166
玉虫 168
足島 289,459,658
千麻呂 350
豆豆支女 204
得足 298,416
刀自女 571
根子 293
土師女 176
広椅 357
広足 55
藤野 166
牧津 166
麻刀良 302
真浜女 173,196
真依 194
室山 283
□麻呂 147,156,157,284,292
310,349,420,635,658,1897

## 官　職

### 官　司

中務 43
図書寮 48
民部省 44,770
宮内省 53
大膳職 45,46,50
木工寮 52
主殿寮 2
内膳司 47
園池司 51
左衛士府 1886
右兵衛府 60,62
中衛府 614
衛府 67,75
西市司 487,488,489
食司 100
大床所 1
川口関務所 79
御匣殿 41

### 職

頭 55
助 55
少丞 43
翼 54
少録 89
大属 55,56
少属 55
大志 54
少志 54,61
右大舎人 78
主菓餅 49
殿部 2
左衛士 633
中衛 77
北炬兵衛 91
番長 96
火長 58
領 77

行夜使 61
命帰 1,84
采女 82,90
国司 74
出雲国司 75
尾張国守 135
周防国介 135
美野国大掾 135
讃岐国掾 135
肥前国目 13
郡司 73
郡大領 80
主政 300
郷長 318

## 物　品　名

### 水産物

赤魚 364
鰒・鮑 184,337,338,339
薄鮑 186
耽羅鰒 344
長鮑 461
長薄鮑 189
御取鰒 462,473
伊加 185,189
伊祇須 408
蠃蘇甲 16
宇波加 380
海藻 223,410
若海藻 400,402,403,407,409
穉海藻 401
未滑海藻 23
撫滑海藻 22
海藻根 15
堅魚 341,352,353,354
355,358,359,362,790
荒堅魚 345
麁堅魚 342,350
水母 398
小擬 356
鯖 188,357
旧鯖 361
佐米 363,365,366,367,368,369
370,371,372,373,375,377
378,379,381,395
塩 18,99,196,318,319,320,321
322,323,324,325,326,327
329,330,331,332,333,334
335,336,348,351,620
屎塩 328
須須岐 394
多比 399
波奈佐久 343
鮒 405,468
麻須 470
海松 349
紫菜 463,1900

### その他の食品

飯 3,94,103,196
瓜 460
滓・糟 474
腊 360,651
胡桃子・呉桃 19,20,464
香 465
米 176
白米 412,413,417,418
419,420,421,422
酒 187
古酒 177,178
豉 404,406

醬 1,188
酢 1
鮓 多比鮓 399
背割 鮒背割 405
蘇 生蘇 466
楚割 宇波加楚割 380
佐米楚割 363,366,367,368
369,370,371,372,373
375,377,379,395
須須岐楚割 394
麻須楚割 470
菜 5
蝮 生蝮 467,475
豆 小豆 1,179,675
大豆 25
末醬 1,472
麦 416
大麦 423


**纖維製品**


絁 224,226,229,232,234,481,494
569,580,648,774
浅緑絁 512
薄緑東絁 513
黒緑東絁 516
紺絁 482
中緑絁 514
中緑調絁 515
縹調絁 511
綾 青染綾 508
薄緑綾 507
白緑綾 506
糸 198,774
浅緑糸 500
薄緑糸 497
黒緑糸 499
紺糸 57
遠江糸 490
中緑糸 498
縹糸 495
緑糸 495
布帷 211
絹 青染絹 517
中緑絹 518
中緑御服絹 519
纈 青染纈 503
浅緑纈 501
浅緑交紗纈 504
雑緑纈 481
白緑纈 502
中緑纈 505
衣 緑縫衣 480,483
紗 浅緑交紗纈 504
染 青染 503,508,517
蒲萄染 200
中緑生染 510
縹生染 509
戸帷 211
取色 520
布 182,198,211,224
被 200,201
服 御服 201
中緑御服絹 519
中緑□御服 521
袍 黄袍 199
綿 182,210,227,232,237,246,264
279,283,284,286,288,289,292
293,294,295,296,297,298,299
300,301,302,303,305,306,580
648
黒綿 285
短綿 287


**雑**


加比 478
籠 361,364,365,403,409,410,461

| | | |
|---|---|---|
| | 輦籠 | 477 |
| 柏 | 長女柏 | 21,24 |
| 葛 | 黒葛 | 203 |
| 紙 | 交易紙 | 174 |
| | 勅旨紙 | 56 |
| 火炉 | | 479 |
| 坩 | | 478 |
| 鍬 | | 311,313,314,315,316,317 |
| | 大井鍬 | 312 |
| 薦 | | 47 |
| 箒 | 桧木箒 | 471,529 |
| 鈴 | | 183 |
| 銭 | | 212,220,552,759 |
| | 借銭 | 79 |
| | 月借銭 | 70 |
| | 交易銭 | 487,489 |
| 薪 | | 44,207 |
| 坏 | 高坏 | 478 |
| | 坏蓋 | 478 |
| | 小坏 | 478 |
| 波古 | | 205,209 |
| 火 | | 2 |
| 瓠 | | 212 |
| | 不煮瓠 | 484 |
| 櫃 | | 480,482,483,494 |
| | 折櫃 | 477 |
| | 長櫃 | 496 |
| 蓋 | 坏蓋 | 478 |
| 瓶 | | 191 |
| | 水瓶 | 478 |
| 矢 | | 485 |
| 箭 | | 485 |
| 与区閇 | | 478 |
| 輦 | | 484 |
| 藁 | | 43 |
| 塊 | | 478 |
| 鋺 | | 1185 |


## 雑　　件

### 租　税


| | | |
|---|---|---|
| 交易(官交易) | | 423 |
| 雑役 | | 19,20 |
| 中男作物 | | 356,357,358,360 361,362,443 |
| | 中男進 | 359 |
| 調 | | 18,261,283,284,285,287,288 289,292,293,294,295,296,297 298,300,301,302,303,305,306 307,311,313,314,315,316,317 319,320,321,322,323,324,325 326,329,330,333,335,337,338 339,341,342,343,345,347,348 349,350,351,454,515 |
| | 御調 | 316,318,327,328,331 332,334,336,344,346 |
| | 正調 | 299 |
| 贄 | | 381 |
| | 大贄 | 404,405,406,411 |
| | 御贄 | 363,364,365,366,367,368 370,371,372,373,375,377 378,379,380,394,395,398 399,400,403,407,409,410 |
| 別貢 | | 398 |


### 文書形式


| | |
|---|---|
| 移 | 61,74,75 |
| 謹通 | 5 |
| 解 | 48,70,73,79,80,81 |
| 啓 | 4,80,121 |
| 請 | 1,2,3,66,70,94,103,177 |

宣 82,83,84
状 100
勅旨 56,684
牒 63,65
符 56
召 54,55,56

**年　号**

養老 288,305,310
二年 289,291,294
三年 302
七年 283,284,292,298,301
神亀 680
二年 286,293,306,308
四年 285,319,331
天平 325,334,451,526
元年 318,320
三年 287,300
四年 346
十三年 57
十五年 474
十七年 311,326,327,329,337
338,339,343,344,349
358,360,362,406,435
437,447,461,484
十八年 77,174,175,314,316
317,342,345,356,357
398,401,404,405,431
476,523,525,527,530
十九年 409,410,417,456,488
十□年 493
天平宝字五年 18
六年 19,20,29
四年 330

**雑**

供御 472
供奉 363,364,365,366,367,368
369,370,371,372,375,376
377,378,379,380,381,382
383,384,390,391,392,396
397
検校 43
交易 174,423,487,489
戸主 18,320,325,329,334,337
338,339,341,342,343,344,419
427,428,430,434,438,444,678
戸口 338,339,343,344,444
戸 337,341,342,419,427,452
口 329
常食 3,7,37
證人 70
所出 401
所生 402
進上・進 44,57,175,192,329,358
403,409,410,416,432,464
刀自 235
人給 204
年料 47
夫 77
奉行 56
夫人 79
松原 77
輸 337

**平城宮木簡Ⅰ　解説**　平城宮発掘調査報告Ⅴ

奈良国立文化財研究所史料　第5冊

版権所有者　文化庁　東京都千代田区霞関3ノ4

編集兼発行者　奈良国立文化財研究所　奈良市春日野町50番地

印刷者　有限会社　真陽社　京都市下京区油小路通綾小路下ル

昭和44年11月20日印刷　昭和44年11月25日発行